

## 予算決算委員会民生教育分科会会議録

### 招 集

令和7年9月17日（水）午前10時 議会委員会室

### 出席委員（8名）

（委員長）松 田 真 哉 （副委員長）門 脇 一 男  
伊 藤 ひろえ 岡 田 啓 介 又 野 史 朗 矢田貝 香 織  
吉 岡 古 都 渡 辺 穂 爾

### 欠席委員（0名）

### 説明のため出席した者

伊澤副市長

浦林教育長

【市民生活部】橋尾部長

[市民一課] 小乾次長兼課長

[市民二課] 足立課長

[保険年金課] 日浦課長 白鳥課長補佐兼保険業務担当課長補佐 永野健康推進室長  
足立年金医療担当課長補佐 土橋保険総務担当係長  
宇田川保険総務担当主事 松本保険総務担当主事

[市民税課] 木下次長兼課長 山内市民税担当課長補佐

[固定資産税課] 高見課長

[収納推進課] 大野原課長 宇津宮課長補佐兼徴収対策担当課長補佐  
赤井総務担当課長補佐

[環境政策課] 足立次長兼課長 宮脇環境・脱炭素推進担当課長補佐  
木村環境保全担当課長補佐

[クリーン推進課] 高浦課長

【福祉保健部】塚田部長

[福祉政策課] 渡部課長 大谷課長補佐兼福祉政策担当課長補佐  
松原課長補佐兼総合相談支援担当課長補佐  
佐々木福祉政策担当係長

[福祉課] 足立次長兼課長 坂本保護第二担当課長補佐

[障がい者支援課] 伊藤次長兼課長 橋本相談給付担当課長補佐  
柴田計画支援担当課長補佐

[長寿社会課] 山崎課長 遠藤課長補佐兼高齢者福祉担当課長補佐

[健康対策課] 小西課長 金川統括保健師兼健康総務担当課長補佐

[フレイル対策推進課] 賴田課長 桑本課長補佐兼事業推進担当課長補佐  
古磯事業推進担当主任

【こども総本部】瀬尻部長 長谷川次長

[こども政策課] 永榮課長 宮中こども育成担当課長補佐

[こども相談課] 山川課長 世山課長補佐兼発達支援担当課長補佐  
吉元こども家庭児童相談室長

[こども施設課] 矢野次長兼課長 桧木子育て施設担当課長補佐  
[こども支援課] 長尾次長兼課長 田中課長補佐兼子育て支援担当課長補佐  
田原保育支援担当課長補佐  
【教育委員会】 長谷川局長  
[こども政策課] 永榮課長  
[こども施設課] 矢野次長兼課長 前畠課長補佐兼学校施設担当課長補佐  
仁澤学校施設担当係長  
[こども支援課] 長尾次長兼課長 植田就学支援担当課長補佐  
[学校教育課] 仲倉次長兼課長 平野課長補佐 鉄尾指導・学務担当課長補佐  
宇山指導・学務担当係長  
[生涯学習課] 田中課長 松永生涯学習担当課長補佐  
[学校給食課] 長谷川課長 藤岡課長補佐兼給食担当課長補佐

### **出席した事務局職員**

毛利局長 田村次長 田渕議事調査担当係長

### **傍聴者**

安達議員 稲田議員 大下議員 徳田議員 戸田議員 塚田議員 錦織議員  
西野議員

報道関係者 1 人 一般 1 人

### **審査事件**

議案第 72 号 令和 6 年度米子市一般会計等の決算認定について

~~~~~

### **午前 10 時 00 分 開会**

○松田分科会長 ただいまから、予算決算委員会民生教育分科会を開会いたします。

10 日の本会議で予算決算委員会に付託された決算関係議案、議案第 72 号、令和 6 年度米子市一般会計等の決算認定についてのうち、当分科会所管部分を審査いたします。

審査は、教育委員会、こども総本部、市民生活部、福祉保健部の順で、発言通告一覧表に沿って行いますので、よろしくお願ひいたします。

この際、委員の皆様に申し上げます。審査終了後に指摘事項の取りまとめを行いますが、指摘事項に上げる項目は実際に発言された指摘事項しか上げることができませんので、指摘をされる際には質問や要望で終わることなく、その旨を指摘するということで伝えていただきますように、お願ひいたします。

それでは、初めに、教育委員会所管部分を議題といたします。

発言通告一覧表 1 ページを御覧ください。決算に係る主要な施策の説明書の 143 ページ、事業番号 278 番、小学校長寿命化改修事業について質問を行います。

吉岡委員。

○吉岡委員 小学校長寿命化改修事業について、まず、この説明書の中に主な工事内容として屋上の塗膜断熱防水層施工とありますが、この工事の内容を教えてください。

○松田分科会長 前畠こども施設課長補佐。

○前畠こども施設課長補佐兼学校施設担当課長補佐 工事の内容につきましてですが、まず、屋上の上に下地を塗りまして、その上に50ミリの断熱材を敷きます。その上にウレタンの防水塗膜をかけまして、一番上側にトップコートということで遮熱塗料を塗るような施工内容でございます。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 その屋上断熱を行った、主に3階の生徒さんとか先生の効果についての実感みたいなものは何かありますでしょうか。

○松田分科会長 前畠こども施設課長補佐。

○前畠こども施設課長補佐兼学校施設担当課長補佐 効果につきましてですが、具体的に学校から今のところ室温が下がったですとか、そういう内容を聞き取りをしている状況ではございません。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 かなり屋上断熱というのは、特に3階のエアコンの効きとか、そういうことに効果があるのではないかなどと思いますので、その辺りしっかりと、この事業の効果検証という観点から調査を行っていただきたいなと思うのと、あと、この長寿命化改修によって、屋上断熱をしている学校っていうのは、今のところどれくらいありますでしょうか。すみません、事前に伺ってなかったんですけど。

○松田分科会長 前畠こども施設課長補佐。

○前畠こども施設課長補佐兼学校施設担当課長補佐 申し訳ありません、今その詳しい数字を持ち合わせておりません。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 この長寿命化改修については、次年度は予算が上がってないということは、しばらく予定がないということで合ってますか。

○松田分科会長 前畠こども施設課長補佐。

○前畠こども施設課長補佐兼学校施設担当課長補佐 今年度につきましては、長寿命化改修事業といいますか、中身的には屋上断熱と、それから外壁の断熱ですとか、学校の中の室内の環境の改善っていうようなものを加茂小学校で行っております。長寿命化改修というような工事内容ではないというようなものでございますが、工事自体はやっております。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 加茂小学校も見せていただいたんですけど、どちらかというと住民の方のボランティア活動での工事と、県と協働してというような受け止めをしているんですが、あの規模の断熱改修というのはかなり予算もかかりますし、手間もかかるんですけど、せめて教室の天井内にウレタンフォームを入れるような天井断熱というのは割と安価で手間もかからずできるように思いますけど、そういったことを進めるというような可能性について、何か今言えることがあれば、おっしゃっていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

○松田分科会長 矢野教育委員会事務局次長。

○矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長 その辺りの御意見を踏まえて、今後考えていきたいとは思うんですが、屋上断熱以外にも外壁とか、それから。建具の断熱性、気密性を向上させていくというところで、総合的に、そういったゼブレディ相当以上の環境

に配慮したところで対応していきたいと考えておりますので、その方向で、いろいろ考えていきたいと思っております。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 生徒さんと学校の先生方の健康ということも配慮して、できるところから手をつけていただければと要望しておきます。以上です。

○松田分科会長 次に、要望ですね。

〔「要望です」と吉岡委員〕

○松田分科会長 次に、145ページ、事業番号281番、学校校庭芝生化事業。

岡田委員。

○岡田委員 これ、事前の聞き取りで、ある程度聞き取りさせていただいたんで、これ最後のところの令和6年度の芝生の効果と利活用について、総括というか、まとめておられる部分があつたら教えていただけたらと思います。

○松田分科会長 矢野教育委員会事務局次長。

○矢野教育委員会事務局次長兼こども施設課長 芝生化の効果と利活用ということで、総括的な観点で発言をさせていただきたいと思います。

学校現場のほうからは、休み時間に校庭で遊ぶ子どもが増えた、そういったことや、転倒時のがが減った、あと、砂ぼこりが舞うのが減ったというような声、それから、暑さ対策にも一定の効果があるんじゃないかというような声も寄せられておりまして、事務方としては教育環境の向上につながったという具合に考えております。

また、もう一つの側面として、これは耕作放棄地で栽培した芝を活用しております、そういった耕作放棄地対策としての効果も一定程度あったのではないかと考えているところです。せっかく敷設しました芝の利活用についてでございますが、子どもの健全育成を目的に、ガイナーレ鳥取の選手と行っておりますボール遊びなどの事業を8校で延べ14回実施いたしまして、多くの児童が参加したところです。引き続き、芝生環境をしっかり整備した上で、芝生を活用した遊びなどを通しまして、本丸であります子どもの健全育成、そういうものにつなげていきたいと思っております。以上でございます。

○松田分科会長 岡田委員。

○岡田委員 ぜひこれから全部の学校にやっていかれるということなんで、これは令和6年度の決算ですからあれですけど、ぜひ今回、令和6年度の利活用とか、その効果っていうものをきちんと検証していただいて、やっぱり結構維持費もかかりますし、新たに設置するにはかなりの予算つけてやっておられるわけですから、ぜひ利活用と効果の部分をもっともっと探求していただいて、芝生化してよかったですと言つてもらえる事業にしていただけたらというふうに思います。以上です。

○松田分科会長 次に、134ページ、事業番号259番、にこにこサポート支援事業について質問を行います。

吉岡委員。

○吉岡委員 この事業に関して、私も事前の聞き取りである程度理解をしました。

1つだけ、この学校支援員さんの人材育成の体制についてだけ伺おうと思いますが、いかがでしょうか。

○松田分科会長 長尾教育委員会事務局次長。

○長尾教育委員会事務局次長兼こども支援課長　学校支援員の人材育成、令和6年度ですが、日頃支援をする中で困ったり、悩んだりしていることや、習得したい知識などについてのアンケートを実施しました。その内容を基に、令和7年度の夏休み中の期間でしたけど、今研修を行ったところです。特別支援教育の視点に立った児童生徒との関わり方や、他校の学校支援員との意見交換といった研修内容でしたが、学校支援員からは好評でして、今後もそういった意向を聞きながら、質の向上に努めていきたいと考えております。

○松田分科会長　吉岡委員。

○吉岡委員　そういう研修体制というのが自信を持って生徒に対して取り組んでいただくということにつながると思います。学校に関わっている方に伺いますと、とにかく学校は人が足りないということで、こういった支援の方が一人でも増えるということは、本当にありがたいことだというふうにおっしゃっていました。少し予算もしっかりと取っていただいて、余裕のある人員配置をしていただくようお願いします。以上です。

○松田分科会長　次に、139ページ、事業番号269番、むし歯予防コンプリート作戦事業について質問を行います。

吉岡委員。

○吉岡委員　まず、この事業の費用の内訳について伺います。

○松田分科会長　長尾教育委員会事務局次長。

○長尾教育委員会事務局次長兼こども支援課長　費用の内訳でございますが、フッ化物洗口支援員として会計年度任用短時間職員を今2名配置しております。その人件費と、薬剤費と、あとは消耗品等、その事業に係る消耗品等が内訳でございます。

○松田分科会長　吉岡委員。

○吉岡委員　この今、薬剤の調達というのはどのようにされてますでしょうか。

○松田分科会長　長尾教育委員会事務局次長。

○長尾教育委員会事務局次長兼こども支援課長　薬剤の調達は、学校歯科医師に各学期ごとに薬剤使用指示書というのを作成してもらい、薬局において購入しております。

○松田分科会長　吉岡委員。

○吉岡委員　今後その調達の方法に何か変更とか、予定がありますでしょうか。

○松田分科会長　長尾教育委員会事務局次長。

○長尾教育委員会事務局次長兼こども支援課長　令和6年度におきましては、薬剤費が市の実施事業の12校分です。来年度以降は23校を市の事業として実施していくことになりますので、薬剤費が上がっていくことに伴いまして、薬剤の調達の方法については今後検討していきたいと考えております。

○松田分科会長　吉岡委員。

○吉岡委員　そのお薬を卸しておられる薬局に伺ったところ、かなり通常、薬局では処方箋が要らない薬品については零売といって、少し利益をつけて自費で販売するというようなことも行っているんですが、通常のプラスする利益よりもかなり少ない利益を乗せて販売をしているということを伺っております。その薬剤の調達費が上がるということで、下手に入札とかをかけていくと、かえって上がってしまうというような可能性もはらんでいるなというふうに薬局のお話を伺って感じましたので、その辺りは慎重に、随意契約など

も視野に入れながら考えていただきたいと思います。

次に、学校の先生のこの事業をやるに当たっての負担感について伺います。何かここが負担であるというようなことを先生方から聞いておられますでしょうか。

○松田分科会長 長尾教育委員会事務局次長。

○長尾教育委員会事務局次長兼こども支援課長 令和6年の10月に教職員組合のほうから負担感ということについては伺っておりますが、ここが特に負担だというような内容ではなく、できるだけ負担を減らして実施をしてほしい、検討してほしいという要望でしたので、負担を減らしていくということで、学校によっていろんな実施の形態を行っておりますので、薬剤の配り方であるとか、そういったことは学校からの要望に全てできるだけ対応しているところでございます。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 そもそも論になるんですけど、このフッ化物洗口事業において、教職員の同意というものを得るというようなことをされましたでしょうか。

○松田分科会長 長尾教育委員会事務局次長。

○長尾教育委員会事務局次長兼こども支援課長 フッ化物洗口事業については、市の事業として実施するということで、校長会に了承を得て実施をしておりますので、教員一人一人の同意を得るということは行っておりません。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 この事業の効果をどのように測定するのかというのは今の時点で決まっていることがあれば教えてください。

○松田分科会長 長尾教育委員会事務局次長。

○長尾教育委員会事務局次長兼こども支援課長 小学校でのフッ化物洗口は、週1回を基本に令和5年度の途中、令和6年の1月から実施をしてきたところです。年度途中ということと、学校にまずは慣れていただくというような個別の事情がありましたので、まだ週1回の実施が全校で、できていない学校もあります。こういったことから、効果検証については、これから実施回数や状況、歯科健診等の結果を踏まえて行うこととしております。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 まだ効果をはかれていない、今実施を広げている途中ということで、それは理解したいと思います。歯科健診の結果を判断材料にするということでいいのではないかと思いますが、その学校の先生の負担との兼ね合いとか、これからかかっていく市の一般財源の費用ということを考えますと、どの程度費用対効果があるのかということがかなり不透明な事業ではあります。

これに関して、昨年、私ども会派よなご・未来では、無作為抽出の市民による事業評価を実施いたしました。そのときのいろいろな御意見を見ますと、フッ化物の虫歯に対する予防効果というのは明確になっていますが、これを政策として進めることは望ましいんですが、学校で行うということの是非、自己負担がなくていいのかという議論はしっかりとしていくべきとか、そこまで学校がやる必要があるのかというような、不要であるというような御意見もありました。

また、そのときに希望調査に漏れてくる方が結構いらっしゃるということで、実は希望調査から漏れてくる希望しない御家庭の中に、家庭でしっかり見てもらえない、この事業

の趣旨、そういった子どもたちも虫歯予防ができるという、そういう趣旨にかなうような子どもたちが実はそこに入ってるのではないかというような御意見もありましたので、希望調査の在り方もしっかりとこれから検討して、答弁は求めませんが、検討していただくということと、私はこの事業に関して根本的に同意していないという部分については、小学校、中学校にかかわらず、この教育という中で、生きる力を育むということが大きな目的となっている中で、学校に来れば、学校でうがいをすれば虫歯がこの先なくせるんですよというような、そういういわゆるパターナリズムといいますか、そういった教育が今、本当に本市が目指している一人一人が自己決定をして、自分で自分の体をきちんと守っていくんだというような教育と、ここが相入れてないように非常に感じておりますので、そういった観点からもこの事業は見直していただけたらなと思っております。指摘まではしませんが、私の思いを述べておきたいと思います。以上です。

**○松田分科会長** 次に、134ページ、事業番号260番、スクールソーシャルワーカー活用事業について質問を行います。

岡田委員。

**○岡田委員** こちらもまず、スクールソーシャルワーカーの配置人数、これ令和5年度から令和6年度は変わってないんですけど、人数に対するまず認識について、お伺いをしておきたいと思います。

**○松田分科会長** 仲倉教育委員会事務局次長。

**○仲倉教育委員会事務局次長兼学校教育課長** 不登校やいじめなど、様々な生徒指導上の諸課題に対応するにおきまして、福祉的な視点を持ったスクールソーシャルワーカーの役割は年々重要さを増してきております。こうした中、本市では年次的にスクールソーシャルワーカーの配置を増やしてきました。令和3年度は3名体制でしたが、令和6年度までかけて10名まで拡大することができました。さらに今年度は12名体制となりまして、より体制の充実を図ってきたところでございます。

令和6年度まではスクールソーシャルワーカー1人が複数の中学校区を担当するような、そういう状況もございましたが、10名体制になったことで1中学校区当たり1名ずつの配置が可能となりまして、全体を統括する1名と合わせて、より組織的な支援体制が実現したものと、そのように考えております。特に不登校については支援対象となる児童生徒も増加傾向にございまして、中には長期化、困難化しているケースもございます。短期では支援の効果が見えづらいケースも多いですが、現在の体制において適切に学校や関係機関と連携しながら、粘り強く対応を続けることができると、そのように考えております。

**○松田分科会長** 岡田委員。

**○岡田委員** この実績のところを見させていただくと、令和6年度と主たる課題の解決または好転割合っていうことで、年々ちょっとこれ下がってきているということで、問題の複雑化とか、いろいろあると思うんですけど、これは現在のこのスクールソーシャルワーカーさん10名のうち正規職員さん2名というふうにお聞きしたんですけど、それに間違はないでしょうか。

**○松田分科会長** 仲倉教育委員会事務局次長。

**○仲倉教育委員会事務局次長兼学校教育課長** 委員おっしゃるとおり、本市の正規職員は2名体制で、会計年度職員が10名という、そのような体制でございます。

○**松田分科会長** 岡田委員。

○**岡田委員** この教育と福祉で一体的に取り組んでいって、学校の課題を解決していくということで、以前に比べれば、本当に充実した体制になってきたと思うんですけど、やはり問題が複雑化してきますと、スクールソーシャルワーカーさんも当然大変だろうというふうに思うんですけど、そこで、その身分のところ、正規職員なのか、会計年度任用職員さんなのかっていうところ、その辺りも少し考えていくべきところじゃないのかなというふうに、令和6年度のこの実績だけをもってして言うのは早計かなという気はしますけれども、その辺りの考え方っていうのはどのように思っておられるでしょうか。

○**松田分科会長** 仲倉教育委員会事務局次長。

○**仲倉教育委員会事務局次長兼学校教育課長** 先ほども申し上げたとおり、学校現場においてはスクールソーシャルワーカーの重要性は高まっておりまして、その職務、また職責に応じた勤務条件等を保障することは大変重要であるという、そのように考えております。そういったことから、他市町村の状況についても聞き取り等を行いながら、適切な待遇面等になるように、そのように努めてまいりたいと思っております。

○**松田分科会長** 岡田委員。

○**岡田委員** ぜひ、この課題解決に向かって頑張っていただくためにも、やっぱり職員の方の身分の保障というところは十分考えていくべき課題じゃないかなというふうに思っておりますので、ぜひ、その辺りのことも、人数を増やすということだけではなくて、検討していただくように要望しておきたいと思います。以上です。

○**松田分科会長** 要望でいいですね。

[「はい、いいです」と岡田委員]

○**松田分科会長** 次に、139ページ、事業番号270番、教育支援センター「ぷらっとホーム」運営事業について質問を行います。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** まず、ぷらっとホーム、令和4年度からの運営が始まりましたけれども、センターの定義とその役割について、まず初めに確認をさせていただきたいと思います。

○**松田分科会長** 仲倉教育委員会事務局次長。

○**仲倉教育委員会事務局次長兼学校教育課長** 教育センターとは、不登校児童生徒等に対する指導を行うために教育委員会などが学校以外の場所に設置するものでございます。在籍校との連携を取りつつ、学習支援やカウンセリングなどを行っている、そういった施設でございます。

○**松田分科会長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 学習支援やカウンセリング等を学校以外の場所でということでございましたけど、事業の概要にも例年書いていただいてるんですけど、そこを再度確認、また、どのような事業評価をされているのかというところについて伺いたいと思います。

○**松田分科会長** 仲倉教育委員会事務局次長。

○**仲倉教育委員会事務局次長兼学校教育課長** 本市の「教育支援センター～ぷらっとホーム～」は、令和4年8月の開所以来、多様な学びの場の選択肢の一つとして、不登校傾向にある児童生徒に対して学習支援や創作活動、また体験活動等を行い、学習機会の確保に努めながら、学校復帰や社会的自立に向けた支援を実施しているところでございます。

継続した支援の結果、例えば学校復帰につながったりですとか、希望する高校への進学を果たしたりというような、そのような好ましい状況も例年見られておりまます。しかしながら、状況が好転するには多くの時間を要するケースもございまして、さらなる努力が必要であるというふうに感じております。いずれにしましても、利用する児童生徒や保護者の状況、思いに寄り添いながら、引き続き役割を果たしてまいりたいと、そのように考えております。

○**松田分科会長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 学校教育課ですので、この事業の目的として、学校復帰、また社会的な自立を目指していかれるというところで、それ以外のところに、どのように課長とやり取りさせていただこうかなと思ったところなんですけども、不登校や不登校傾向にある本人、またその家族のニーズっていうか、思っていいうのは、実は学校復帰ではなくて、生きる力だったりとか、人とのつながりというところが大きいというふうに思ってるんですね。そこのところと、この事業の成果っていうところが、ずっとこの過去、今回私、改めて振り返りましたけれども、利用した児童数と進学率と学校復帰した児童生徒という、この3項目しか出てこないわけですけれども、実際、今の好ましい結果になっていかない、長期化する事例っていうところもしっかりと心寄せさせていただいているというのは分かったんですけど、その辺りについて、この3年、4年ですね、決算額っていうのは主に人件費に当たってると思うんですけど、その中には300万程度の事務費であるとか、その他の物品購入が入ったりとかする年もあると思うんですけど、居場所的に、生きる力の体験であるとか、そういったところに向かっての予算の使い方っていうのは工夫があったのでしょうか、教えてください。

○**松田分科会長** 仲倉教育委員会事務局次長。

○**仲倉教育委員会事務局次長兼学校教育課長** 委員おっしゃるように、やはり生きる力を育むことというのは大変我々も重視しておるところでございまして、学校復帰のみならず、人とのつながりを重視しておりますので、体験活動、これには力を入れてきておりまして、大体月1回、校外での活動を実施しているところでございます。

そこの費用面につきましては、ぷらっとホームのほうもやはり費用ができるだけかからないようにということで、減免が効くような施設を訪問したりですとか、そのようなことを考えながら、工夫しながら努めているところでございます。

○**松田分科会長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** それらの活動に対するお金がなるべく出ないようにということなので、別枠でそういった体験活動ができるような工夫っていうのがあってもいいんじゃないかなというふうに私は思うところでございます。これは意見として言わせていただきたいと思います。

では、次に、年間通して約40人ぐらいのお子さんたちが登録というか、通うための努力をしておられるわけですけれども、それらのお子さんたちの通学状況と通学支援の現状についてお伺いしたいと思います。

○**松田分科会長** 仲倉教育委員会事務局次長。

○**仲倉教育委員会事務局次長兼学校教育課長** 利用している子どもの状況は様々でございまして、通所の状況についてもほぼ毎日利用する子どももいる一方、週に1回程度通う

子どももいるなど、様々でございます。送迎は基本的に保護者にお願いしてることでございますが、難しい場合は支援員の送迎も可能な体制を整えているところでございます。そのほかでは、中学生の中には公共交通機関や自転車で通所してくる、そういう子どももおります。通所の支援については、米子市フリースクール利用料等補助金というものを設けてございまして、その支援対象はぷらっとホームに通う児童生徒のほか、県と連携し、各小・中学校長の裁量において、指導要録上出席扱いにできる施設と認定した一部の民間フリースクール利用者でございます。

なお、ぷらっとホームについては、令和6年度、この補助実績については、2件でございました。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 よく分かりました。

フリースクールの部分で、吉岡委員も後ほど質問されるかと思いますので、この部分については、私としては理解できましたので、これで終わらせていただきたいと思うんですけれども、次の事務報告に関連したところにつなげてよろしいでしょうか。

○松田分科会長 はい。

○矢田貝委員 やっぱりこの数年の事務報告、不登校児童生徒対策事業というところを読ませていただきました。3行程度のことが書かれておりますけれども、この辺りについて、このぷらっとホーム運営事業としての評価と、事務報告として出てくるところで、先ほどの1個前のスクールソーシャルワーカーもそうだったんですけども、この不登校傾向にあるお子さんたちを支えるための市としての取組というのは、例えば少人数学級への加配教員の先生方のことであるとか、コミュニティ・スクールの推進もそうだろうというふうに思います。

様々な取組をされている中で、不登校児童生徒に対する事業全般をどのように評価していくのかというところっていうのは、このぷらっとホーム運営事業の数年間の評価を見ても、私は何となくちっちゃい評価でしかないというか、これはもう決算なので、この運営事業の評価として出てくるのはよしとしても、市全体として不登校児童生徒にどのような取組をして、結果どうだったのかっていうのがどこにも探すことができないっていうのが私の今回の決算の委員会に向かっての印象でしたので、その辺りはどのように評価をしていらっしゃるのかというのを聞いてみたいと思います。

○松田分科会長 仲倉教育委員会事務局次長。

○仲倉教育委員会事務局次長兼学校教育課長 不登校対策というのは、ぷらっとホームのこの運営事業というのが、一つ核にはなってることでございますけれども、今後、校内サポート教室もこれまで拡充をしてきております。御指摘いただいたとおり、不登校問題というのは、こういう事業も含めまして、やはり学校といろんな機関が共に連携し合っていくものでございますので、その辺りの視点もまた改めて、いろんな視野に立って考えていただきたいと、そのように考えております。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 私これで最後の意見とさせていただきたいと思うんですけど、ぜひ次年度以降の学校復帰のみを実績として上げていかれる、このぷらっとホームの運営事業の成果というか、効果の在り方というところには一つ見直していただいて、工夫をしていただく

ようく求めたいと思います。以上です。

○**松田分科会長** 次に、改めて、引き続き、事務報告の417ページの不登校児童生徒対策事業について質問を進めます。矢田貝委員でいきましょうか、そのまま。

矢田貝委員、お願ひします。

○**矢田貝委員** いえ、もういいです。

○**松田分科会長** 終わった。分かりました。

吉岡委員。

○**吉岡委員** では、私からは、同じ事務報告から、認定フリースクールの利用料の助成について伺ってまいりうと思います。

この事業の利用実績は、どのようになっていますでしょうか。

○**松田分科会長** 仲倉教育委員会事務局次長。

○**仲倉教育委員会事務局次長兼学校教育課長** 本市では、不登校児童生徒への支援の一つとして、先ほど申し上げましたとおり、米子市フリースクール利用等補助金というものを設けてございます。支援対象は、ぷらっとホームに通う児童生徒と、県と連携し、各小・中学校長の裁量において指導要録上出席扱いにできる、そういう施設を認定しております。

令和6年度につきましては、8件の補助実績がございまして、その内訳でございますが、ぷらっとホームの利用が先ほど申し上げましたとおり2件、認定しているフリースクールの利用者が6件、そのようになっております。

○**松田分科会長** 吉岡委員。

○**吉岡委員** フリースクールのほうが多いということで、選択肢としてフリースクール、結構選ばれているのだなということが結果から分かると思います。

ただ、なかなか市のホームページなどを見ましても、情報にたどり着くのが難しかったりするんですが、今どのように周知をしておられますでしょうか。

○**松田分科会長** 仲倉教育委員会事務局次長。

○**仲倉教育委員会事務局次長兼学校教育課長** この米子市フリースクール利用等補助金につきましては、ぷらっとホームと認定フリースクール利用者が活用できるという補助金でございますが、このことについては、本市のホームページのほか、学校やぷらっとホーム、また認定フリースクールでも情報提供を行っているところでございます。

教育委員会としましては、この補助金のことだけでなく、支援に関するそのほか様々な情報を児童生徒、またその保護者に対して広く提供していくことも重要だと考えておりまして、現在こども総本部と共に資料の作成に当たっているところでございます。

○**松田分科会長** 吉岡委員。

○**吉岡委員** 先ほど矢田貝委員の質問で、私の思いも同じような思いをしっかりと言語化していただいたなと思うんですが、そういう総合的に市全体で取り組んでおられるようなことが当事者の方だけでなく、市民の皆さんにしっかりと伝わる、それと、市外の皆さんにもこれが伝わるということで、教育移住などの効果にもつながるのではないかと思いますので、県と共同の利用料の助成、交通費の助成事業など、また、こども総本部が進めておられます居場所事業などについての情報も網羅的に掲載していただきますよう、お願ひをしておきます。以上です。

○松田分科会長 次に、135ページ、事業番号261番、地域とつながる学校支援ボランティア事業について質問を行います。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 まず、コミュニティ・スクール34校スタートしてるんじゃないかと思うんですけど、330というところでいくと、33校なのかなというところで、ちょっとその辺りの整理をさせていただきたいところと、各校の事業予算と、この事業スキームについて伺いたいと思います。

○松田分科会長 田中生涯学習課長。

○田中生涯学習課長 まず、事業予算の考え方でございますが、事業予算といたしましては、消耗品等の需用費、もしくは、または通信運搬費等々を含めまして、1校当たり10万円となっております。

34校、33校のお話がございました。そのうち1校は組合立の箕蚊屋中学校でございまして、予算立てが別となっておりますので、米子市の予算としましては33校分となっております。

予算についてということでおろしかったでしょうか。

〔事業スキームのほうについても。〕と矢田貝委員]

○田中生涯学習課長 はい、失礼いたしました。活動を実施するためのスキームについてでございますけれども、これにつきましては学校と地域、地域学校協働活動推進員さん等で子どもたちに身につけてもらいたい力、こういったものを考慮した上で活動を企画し、内容によっては地域のボランティアの方を募るなど、そういった調整を行った上で実施をしているものでございます。以上です。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 全校でスタートしたわけですので、各校が同じように10万円の事業費でもって学校側、もしくは推進員さんの意識があれば使えた事業費だったと思うんですけども、実際には6年度の決算で前年度までの勢いからいくと半額ぐらいに執行率がなってるんですけど、この辺りというのを理由というのがあるんでしょうか。どのように評価されていますか。

○松田分科会長 田中生涯学習課長。

○田中生涯学習課長 まず、金額の減についてですけれども、令和5年度までは委託事業という形でまとまった形をお渡しをしてということで会計処理をしておりましたが、6年度から費目ごとの支出としておりますので、その辺りで決算上の数字が変わってきたものかなと思います。

もう一つ、6年度に全校スタートしたんですけども、やはりスタートしたての学校と、それまでに始まっていた学校では、ちょっと活動の量等が異なっておりますので、その辺りについては、学校ごとでばらつきが生じておるかなというのが実感でございます。以上です。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 私もそのところはすごく理解をさせていただくところであります。スタートしたばかりなので、学校によってばらつきがあったというところについてはですね。この事業費が各校にあるということは、誰に、どのように伝えて、そもそもこの起業実施

の中心者は誰なのかということなんですが、この辺りはどのようになっていますでしょうか。

○松田分科会長 田中生涯学習課長。

○田中生涯学習課長 各学校に地域学校協働活動推進員を配置をしております。推進員の方とは定例ミーティングにおきまして、予算の使い方等もですけれども、情報交換の場を持っております。また、学校におきましても学校長さん、教頭先生のほうには御説明をさせていただいて、事業費の確保についてはそちらで御理解いただいているかな、また、内容につきましては、その定例ミーティングの際に意見交換等の場も持つようにしておりますので、他校でどういったことがあるのか、またそういった問合せ等も対応しておりますので、各学校の活動については、各校でお決めにはなるんですけども、情報としてこちらも流すようにして、いろんな活動ができるようにという配慮を行っているつもりでございます。以上です。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 分かりました。何となくこの地域学校協働活動っていうと、ごめんなさい、何が言いたいかというのは、課長、伝わってると思うんですけど、学校運営協議会に充てられた10万と捉えるのか、その地域ごとで展開をしていく地域学校協働活動が使えるお金なのかという、じゃあそもそも、その理解は推進員の裁量というか、各学校の推進具合によるかって、ちょっとこの事業については、私は何となく違和感があります。

先ほど申し上げましたけれども、スタートしたばかりで各校の取組状況に差があるというのは十分理解はさせていただきますけれども、今後の課題や方向性というところにも、せっかく各校の10万円の予算が有効に使われていくような、今後の細かい支援につながっていくような表現になっておりませんので、この点につきましては事業としてしっかり取り組めたのかなということについては疑問を感じておりますので、指摘をし、次年度の具体的な取組につながるように希望しておきたいというふうに思います。

○松田分科会長 指摘ということで。

〔はい、指摘にします」と矢田貝委員〕

○松田分科会長 この指摘について、261番の地域とつながる学校支援ボランティア事業について指摘ということでいいですか。

〔はい、そうです」と矢田貝委員〕

○松田分科会長 次に、コミュニティ・スクールも、また別の質問に行きますね。では、263番のコミュニティ・スクール推進事業について。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 推進員の配置状況、勤務実態、また推進員の役割について確認をさせてください。

○松田分科会長 田中生涯学習課長。

○田中生涯学習課長 先ほど来、委員の御質問の中にも触れていただきましたが、令和6年度をもちまして市内の全小・中学校、箕面中学校も含みますが、計34名の推進員の配置を行っているところでございます。このうち小・中学校を兼ねている推進員もあります。7名が兼任をしておりますが、実人数で34名配置をしております。

推進員は会計年度任用短時間勤務職員でありまして、週10時間勤務ということになつ

ておりますが、ただ、先ほどお話も出ました、地域学校協働活動、この活動日がやはり学校や地域の都合で変わる場合もございますので、そういう状況に応じまして勤務を設定する場合もございます。そういう場合は振替休暇などで対応している現状でございます。以上です。

○**松田分科会長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 分かりました。私もこの推進員の方々と親しくさせていただくことがございますけれども、本当によく頑張っていただいているという印象があります。また、それのお立場が推進員以外にどこに活動の場所を持っていらっしゃるのかということは本当に違うんだなっていうことも数人の方々との交流ですけれども、感じているところなんです。

案じるっていうか、今後さらに地域学校協働活動を深め、広げていくためには、地域側から地域学校協働活動を支える人っていうのを増やしていく必要があるというふうに思っています。推進員の任を支える人というのをつくるという意味で、これは意見なんですかけれども、例えば社会教育委員という立場の人を中学校区に1人、小学校か中学校のCSのメンバーに入れて、9年間を通して社会の受皿と、どのように支えていくのか。先ほどのスクールソーシャルワーカーも中学校区に1人体制が整ったっておっしゃいましたけど、様々な地域とのつながりをつくっていくためには中学校単位で物を見ていくということは大事じゃないかなというふうに思っておりますので、この地域側から支えるという視点で、各校にバランスよく配置された社会教育委員の拡充っていうところについて、これは意見でございますけれども、言わせていただきたいと思います。以上です。

○**松田分科会長** 次に、152ページ、事業番号296番、図書館管理運営費について質問を行います。

吉岡委員。

○**吉岡委員** この決算額が年度ごとに増えているというようなことについて、理由を教えてください。

○**松田分科会長** 田中生涯学習課長。

○**田中生涯学習課長** 近年、物価等上昇傾向がございます。これに伴いまして、人件費をはじめ、様々な光熱水費ですとか委託料等々、こちらが上昇したものに伴うものでございます。以上です。

○**松田分科会長** 吉岡委員。

○**吉岡委員** この人件費の中に、市の職員っていうのはどれくらいの割合で含まれてますでしょうか。

○**松田分科会長** 田中生涯学習課長。

○**田中生涯学習課長** こちらの図書館管理運営費の中で含まれますのは非常勤職員報酬1名分でございます。そのほか、運営につきましては文化財団が担っておりますので、そちら委託料という形で含まれております。以上です。

○**松田分科会長** 吉岡委員。

○**吉岡委員** これ、もし指定管理に移行した場合に削減できるというような費目はありますでしょうか。

○**松田分科会長** 田中生涯学習課長。

○田中生涯学習課長 本市におきましては、現在、図書館に指定管理者制度の導入を行う考えはございません。よって、現在その指定管理者制度に移行した場合という仮定の費目についても承知をしておらないというところでございます。以上です。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 その指定管理者制度に移行しないというような決定が過去にあったというようなことは薄ぼんやりとは承知をしているところですが、ここ近年、各自治体でも指定管理の図書館でまちの活性化ということを図っておられるところもたくさん増えてまいりましたので、私としてはいま一度、指定管理に移行するかどうかというのを検討するような時期に来ているのではないかなというふうに感じております。

それはなぜかといいますと、図書館運営に関しまして、何か思いというか、方向性といふか、米子市の図書館についてはそういったものが見えないというところがあります。境港市の図書館も新しくリニューアルされたわけですが、やはりそこには館長さんの思いとか、そういうもの、市民の思いとかいうものが存分に織り込まれて、それがゆえに市外の方からも魅力的な施設になっているというふうに私は感じておりますので、このことに関しては、ちょっとまた検討を始める時期に来ているのではないかなというふうに思っております。

じゃあ、指定管理者制度、図書館は直営でやるべきだというような議論が起こったときに、例えば図書の購入費が削られるのではないかとか、ぞんざいになるのではないかというような懸念も示されましたか、実際に指定管理者制度を導入することで、そういったことが起こり得ますでしょうか。

○松田分科会長 田中生涯学習課長。

○田中生涯学習課長 今のお話、指定管理者制度を導入した場合に、図書購入費が減少になるんじゃないかなという御質問だったというふうに受け止めさせていただきます。

繰り返しになりますが、現在本市で指定管理者制度の導入を行う考えはございませんので、一般論になるかもしれません、図書というのは市の財産でございます。こちらを導入するに当たりましては、これは運営体制のいかんによらずに、例えば事業を分けるでありますとか、そういったことによりまして、市の政策的判断においてリスクは回避できるというものではないかなというふうに考えます。以上です。

○松田分科会長 よろしいですか。

○吉岡委員 はい。

○松田分科会長 では、以上で教育委員会所管の審査を終了いたします。

予算決算委員会民生教育分科会を暫時休憩いたします。

執行部の入替えをお願いします。

**午前10時47分 休憩**

**午前10時49分 再開**

○松田分科会長 予算決算委員会民生教育分科会を再開します。

次に、議案第72号、令和6年度米子市一般会計等の決算認定についてのうち、こども総本部所管部分を議題といたします。

決算に係る主要な施策の説明書の34ページ、事業番号60番、子どもの居場所づくり事業について。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 現在、市内で子どもの居場所として取り組んでいらっしゃるところの継続状況についてお伺いしたいと思います。

○**松田分科会長** 永榮こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** 現在、市内の子どもの居場所の継続状況についてでございます。

市内の子ども食堂につきまして、現在本市が把握しているもので19か所で運営されておられます。継続状況につきましては、現在まで5年以上継続して開設している件数は7件でございまして、一方で、直近5年の間に閉鎖した件数としましては5件という状況でございます。

○**松田分科会長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** もしお答えいただければと思うんですけども、その閉鎖した5件について、理由っていうのはどういった理由だったかをお答えいただけますでしょうか。

○**松田分科会長** 永榮こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** 全ての件数の閉鎖理由を承知してるわけではございませんが、聞いてる中では、コロナ禍の中で活動を停止している間に参加者の高齢化ですか、活動人数が少なくなったといったことで閉鎖したっていう団体の話を聞いております。

○**松田分科会長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 分かりました。

その現在の19か所の実施されてる地域っていうのも全市的にうまくバランスがあるのでしょうか。特徴があれば教えていただけますか。

○**松田分科会長** 永榮こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** 地域によって数の多い少ないはあるんですが、一定程度、全市的には広がっております。

ただ、中学校区で開設のない地域も一部ございます。

○**松田分科会長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 中学校区によってはないところもあるということは分かりました。あくまでも民間の人たちの志でもって立ち上がりしていく居場所事業ですので、理解はするところでございます。

この事業なんですけども、数年のうちにこの事業を受けて、この場所を立ち上げられたところの継続状況について伺いたいと思います。

○**松田分科会長** 永榮こども政策課長。

○**永榮こども政策課長** 本事業で立ち上げ支援した居場所の継続状況についてのお尋ねですが、本事業につきましては、令和元年度から令和6年度までの6年間で合計10か所の子ども食堂に対して立ち上げ支援を行っております。各事業者からは、支援から5年間、報告書の提出をいただいておりまして、あとまた、5年後におきましても聞き取りなどによって活動状況を把握しているところでございまして、立ち上げ支援をしました10か所全てにおいて、現在も継続して活動をされているということを把握しております。

○**松田分科会長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 分かりました。ありがとうございます。

それぞれの子どもの居場所として取り組んでいらっしゃる事業の中身というところが、

私は本市の子ども政策の中の位置づけというところに不明確なんじゃないかなというところは常々感じているところなんですね。この事業の概要のところにも、子ども食堂等というふうにございます。それぞれの居場所が社会のニーズに応えるように、本当に御努力をしていただいているということに、まずは敬意を表したいというふうに思いますし、本市として取り組めることというのが情報提供であったりとか意見交換にとどまっているというところについては、もう少し、もう一步踏み込んで、現在19か所も市内で展開していただいている居場所づくりの事業でございますので、今後の支援の在り方、事業化についても検討していただきたいというふうに思うんですけども、この点はいかがでしょうか。

○松田分科会長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 現在の支援というところで、子ども食堂に対しましては、先ほど委員さんおっしゃられました広報の支援ですか、情報提供、あと意見交換の支援、またあと、食材の確保というところの支援を行っております。学習支援のみを実施されてる団体に対しましても現時点のところ、広報の支援、あと情報提供の支援というところを行つてることでございまして、この辺の活用可能な支援というのは今後も引き続き考えていくたいというふうに考えております。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 食材のことについての具体的な支援っていうのと、それ以外については情報提供、意見交換という理解なんんですけど、現在も子ども食堂、食事の提供以外のところで具体的に支援をなさってるという御答弁、今後も継続してとおっしゃったと思ったんですが、もう一度そのところを確認させてください。

○松田分科会長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 食材確保などの支援以外のところでいいますと、広報の支援ですか、あと意見交換会開催ですか、あと情報提供というところをしておりまして、具体的にそういう運営費の補助とかっていうところは現在、行っておりません。

今後も引き続いて運営状況などを把握しながら、こういった、基本的には民間の団体さんの活動によって運営されてるものでございますので、食材の確保とか、こういった側面的な支援、あと広報の支援、こういったところを引き続き行つていただきたいというふうに考えております。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 そこから一步出ていくことができないっていうところについて、少しやっぱり私、理解ができないんですね。

次の子どもの学習生活支援事業と、放課後子ども教室推進事業とも連動して伺いたいなと思ってたところで、この事業番号293につきましては、聞き取りの中で私自身が納得したところではあるんですけども、もしかするとこの一般会計のところの民生費、社会福祉費、社会福祉総務費というところと、次の学習支援のところでいくと、また違った項目で予算計上されてる。そのところでどうしてもこの子どもの居場所づくりの事業については食事というところに、食事の提供についての後押しと立ち上げ支援という、こここの域を出れないのかなというふうに思うんですけど、理解が間違ってたら教えていただきたいんです。この辺りは、何か社会福祉費としてなっている項目について、理由がありますか。

○松田分科会長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 必ずしもこの費目間の違いというところではございませんが、例えば本年度6月の補正予算で地域での公民館等を活用した居場所づくりというところでは、今年度はモデル事業なんですが、学習支援ですとか、食事の食材の提供とかいうところの運営費の補助というところもモデル的にやっておりまして、そういったところを今後検証しながら、どういった効果的な居場所づくりにつながっていくかというところは進めていきたいというふうには考えております。

子どもの居場所づくり事業と、この事業としましては、現時点では運営費の補助というところはやっていないというところでございます。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 すっきりしないってことだけは申し上げときたいと思います。

次に、103に行ってもいいでしょうか、委員長。

○松田分科会長 次の56ページですね、103の子どもの学習生活支援事業。

じゃあ、続いて、矢田貝委員、どうぞ。

○矢田貝委員 56ページ。委員長、申し上げます。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 すみません、先ほどが社会福祉だったところに対して、この子どもの学習支援事業については児童福祉費となってるんですけども、このことと、その他のさっきのところの支援の中身の違いというか、幅の違いっていうのがここから出てるということではないという理解でいいんでしょうか。

○松田分科会長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 費目の違いというところでいいますと、やはりその目的、事業の目的に沿った費目での支出ということになりますので、子どもの居場所づくり事業という面でいきますと、基本的には貧困対策が主な面になるかと考えております。こちらの子ども学習支援につきましても貧困対策の一つではあるんですが、児童福祉ということで、独り親家庭等の学習支援、こちらを行うものでございまして、こういった支援を複合的にしながら、貧困対策、子どもの活動支援、居場所づくりっていうのを進めているというところでございます。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 この学習支援の場所が具体的に食事の提供であるとか、生活支援につながったり、体験学習につながっていくような取組、その可能性について伺いたいと思います。

○松田分科会長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 本事業、こちらの子どもの学習支援事業につきましては、「こども☆みらい塾」という形で学習の場の提供、そして、学習支援を目的として実施しております。生活支援の一環としましては、民間のフードバンク団体と連携しまして、希望する子どもや塾利用者世帯に対しまして年3回のフードパントリーを実施いたしました。また、民間企業からの提案を受けまして、クリスマスケーキの無償配布を行っていただいたりというような支援を行っております。今後も学習支援を軸に据えつつ、生活支援に資する取組については関係団体、委託事業者と協議の上、可能な範囲で柔軟に対応していきたいというふうに考えております。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 先ほどの子どもの居場所づくりと今回の子ども学習生活支援事業のところですけれども、本当に繰り返して申し訳ないんですけど、入り口が違うだけで、やろうとしていることっていうのは同じじゃないかなというふうに思うんですね。そのところをしっかりともう一度整理していただきて、同じこども政策課で取り組んでいらっしゃることですし、子どもの居場所として市民の力を借りていくということなわけですから、支援の在り方っていうのを一度整理していただきたいというふうに、意見として申し上げたいというふうに思います。以上です。

○松田分科会長 同じ事業で、門脇委員、渡辺委員。

門脇委員。

○門脇委員 子どもの学習生活支援事業について、まず、これは非常にいい事業だと私は思っておりまして、その上で質問をさせていただきたいと思います。

決算の概要の2、事業の成果の中に、学習の場の提供及び学習支援とありますが、これらについてはどのような把握をされているのか、まず伺いたいと思います。

○松田分科会長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 学習の場の提供及び学習支援の内容をどのように把握しているかというお尋ねですが、本事業は元教員、医師等で組織する民間団体へ運営を委託して実施しております、運営団体とは、委託事業者とは2週間に一度の頻度で、市と委託事業者との間で子どもたちの状況を共有する場を設けております。また、本市の職員が必要に応じまして学習支援の様子を確認するなどにより、事業の実施状況を把握してることでございます。

○松田分科会長 門脇委員。

○門脇委員 委託事業者に投げっ放しとか、そういうことではなくて、定期的に子どもたちの状況や学習支援の様子などをきちんと把握されているということで、理解をいたしました。

次に、会場はふれあいの里ほかとありますが、このほかというのはどこでしょうか。また、会場までの送迎はどうなっているのかもお伺いいたします。

○松田分科会長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 会場につきましては、ふれあいの里のほか、東倉吉町の「居い場所田園」において実施しております。

これらの会場までの通塾についてですが、基本的には児童生徒さんの自力での通塾、または保護者さんの送迎により行われております。ここでは自力での通塾や保護者さんの送迎が難しい子どもさんに対しては送迎支援を行っておりまして、通いやすい環境を提供しているところでございます。

○松田分科会長 門脇委員。

○門脇委員 会場は合計2か所ということで、送迎支援も行っているという理解をいたしました。

次に、登録人数はここに記載してありますが、この登録人数に対しての実際の出席者数はどうなっているのか、お伺いいたします。

○松田分科会長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 令和6年度の登録者数が、小学生35人、中学生44人の計79

人でございます。

そのうち出席者数につきましては、学期中か長期休業中かといった時期によって変動しますし、また、開催場所による違いもございますが、ふれあいの里についていいますと、多い日には30人程度の出席がありまして、少ない日は10人に満たない日もあるという状況です。出席の頻度につきましては、子どもによって異なりまして、定期的に参加されるお子さんもいれば、不定期に参加されるお子さんもいらっしゃるという状況です。欠席が続く場合には、個別に状況を確認しまして、必要に応じて関係機関と連携しながら、子どもたちが安心して参加できるように促しているところでございます。

○松田分科会長 門脇委員。

○門脇委員 本人さんや、それから御家庭の事情によって欠席されるっていうことはやむを得ないところもあるかもしれませんけども、日によっては出席者が10人にも満たないという、こういうことがあるということですので、欠席する子たちとの連絡を密にしていただきまして、場合によってはケアが必要になってくる場合もあると思いますので、そこは見逃すことなく、的確に対処していただきたいと思いますので、そのようにお願ひしたいと思います。これは要望して終わります。

○松田分科会長 次に、151ページ、事業番号293番、放課後子ども教室推進事業について。

吉岡委員。

○吉岡委員 様々なこれまでも質問ありましたが、様々な居場所づくり事業がある中で、この事業の効果というものをどのように評価されますでしょうか。

○松田分科会長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 事業効果についてでございますが、放課後子ども教室につきましては令和6年度から義方地区の1か所において実施しております、地域住民の参画の下、子どもたちの体験活動や学習支援に効果的に取り組んでいただいていると考えております。令和6年度中の登録児童数が19人でございまして、187日の開催により延べ998人の児童の参加がございました。学習支援に加え、生け花、音楽、手話、書道、体操といった多様な体験機会を子どもたちに提供されておりまして、アンケートを保護者さんに実施しましたところ、学年の違う子と仲よくなったりとか、家でも学校でもないもう一つの居場所になってよい、大切な居場所になっているなどの意見をいただいてるところでございます。放課後における子どもの居場所、体験の場として大きな役割を果たしているものと考えております。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 その人と人とのつながりとか、体験ということを効果に設定しているということで、分かりました。

先ほど来、いろいろな居場所の事業を御紹介いただいているんですが、本当にこれが私にとっても分かりにくくて、それぞれがどのように違うかということが分かりにくくて、現地に、義方公民館に赴いて見学をさせていただいたところです。それで何が分かったということではないんですが、先ほどからありましたように、これに関しては一般会計、教育費の社会教育費ということで、公民館を軸にした居場所づくりということで、国の補助事業と伺っております。そういった、どこからお金が出るかというようなことも居場所づ

くり事業がばらばらと展開されているように見える大きな原因ではないかなと思って、これを理解するのに努力が必要なところですので、市民の方はもうそれ以上かなと思ってています。

この事業を市としては、ほかの場所にも横展開をしていきたいというふうに思っておられるようですが、その他地域への適用についてはどのように進めていかれるおつもりでしょか。

○松田分科会長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 他地域の適用拡大についてですが、実施に当たりましては地域の受皿体制、受入れ体制が必要であることから、市内において同様の取組が広がるように学校運営協議会ですか、地域において実際に活動される方々が集まる機会などを捉えまして、こういった事業の情報提供や、実際に運営されている団体による説明を行っているところでございます。

また、実施に係る御相談を受けた際には、制度や基準などの説明を行うとともに、現在実施中の団体を紹介するなどして情報提供に努めているところでございます。引き続きまして、各地域の状況を把握しまして、情報提供などを行い、新規実施案件の発掘に努めていきたいというふうに考えております。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 全市内に広がっていくといいなというふうには思うんですが、その見学に行ったときに主催の方が言っておられたんですが、いや、今年度は減額されたんだよっていうふうにおっしゃってたんですけど、この今年度の減額理由というのは主に何がありますでしょうか。

○松田分科会長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 昨年度、令和6年度から令和7年度、予算が減額になった理由ということで、お答えさせていただきます。

令和6年度は初年度ですので、備品ですか、初期投資としてパソコンとかの購入費用がかかっておりまして、令和6年度はそういう予算を計上しておりました。令和7年度は2年度目ということで、そういう予算が必要ないというところで、その分減額になっているものでございます。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 分かりました。その効果測定とかとは関係がない部分での減額ということを理解しました。

この事業の利用者数なんですけど、主催の方によりますと、事前のアンケートでは50人から60人の希望があったんだけど、実際はそこまでではなかったということで、当日も10人ほどの子どもさんが体操に参加をされていました。これについては、チェックインシステムっていうものとか、会費の集金代行サービスというものを採用されてまして、そういうところの固定費というのはかかるので、その利用者数などで事業を評価していくだと、ちょっとややこしいことになるなというふうに思っています。

行政の委託事業ですので、本来行政がやるべきことを地域が代わりにやっているということなんですが、公民館の使用についても、あくまでも貸し館ということで、特にじゃあ委託してやってるからということで優遇もないということで、鍵も御自分で管理されてい

るというような御不便をかけているということが分かりました。

その利用者数についてなんですが、主催の方の思いとしては、不登校の子どもさんとか、そういう困り事を抱えている子どもさんに来てほしいというふうに思って始めたんだが、そういう子どもさんが個人情報の壁があつて、なかなかつながることができていないというふうにおっしゃっていました。これは、この公民館の使用ということも含めると、子ども政策課と地域振興課と学校教育課、ひいては校長先生などの連携不足ということを指摘されておられましたので、そういう個人情報の壁を越えてつながるためにはどのような方法があるかということは、ちょっと難しい部分ではあるんですが、先ほど学校教育課から御答弁がありました不登校の子どもさんに対する情報提供というようなところで、まずは当事者の方に知っていただくということは非常に大切であると考えますので、こういった居場所についてもしっかりと漏れなく掲載していただけたらと思います。

あと、国の事業ということで、子どもの居場所づくりコーディネーターというものがあるというふうに仄聞しておりますが、この事業に関して、そういうコーディネーターを採用するような計画があるかどうかということについて、伺っておきたいです。

○松田分科会長 永榮こども政策課長。

○永榮こども政策課長 コーディネーターの配置についてですが、現在、市のほうで学校運営協議会ですとか、学校と連携しながらこういった事業も進めておるところでございまして、現時点でコーディネーターを配置するっていうことは考えておりませんが、今後活用、事業を進めていく中で、必要に応じて国の予算なども活用しながら、そういうところは考えていきたいと思います。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 なかなか地域の人材というのも限りがありますので、枠が増えれば増えるかというと、そうではないかと思うんですが、そういう必要とされている方と、思いを持ってこれを実施されている方とをつなぐ役目というようなことを担う人材というのも発掘していただければなと思います。以上です。

○松田分科会長 次に、32ページ、56番、女性相談事業について、門脇委員、渡辺委員。

門脇委員。

○門脇委員 それでは、女性相談事業について、この事業につきましては、昨年度指摘事項に上げさせていただいた事業でありますて、きちんと対処していただいたことは高く評価をしたいと思います。

そこで、質問ですが、本事業の中の決算の概要で、年々相談内容が多様化、複雑化とありますが、相談内容がどのように多様化、複雑化してきたのかを伺いたいと思います。

○松田分科会長 山川こども相談課長。

○山川こども相談課長 多様化、複雑化する相談内容についてですが、令和6年度の相談内容の多いものですけども、まず、DV相談、これが約35%、続きまして、離婚、夫婦関係の相談が25%、病気、精神的問題10%、夫以外からの暴力9%、住居問題8%の順となっておりまして、大体近年同様な状況の傾向で推移をしてるところです。

DVにつきましては、暴言などのモラハラも含まれまして、現在精神的に疲弊している女性からの相談が増えているところでございます。また、離婚に向けた支援依頼、離婚後

の生活や子の親権についての相談も増加しております、いわゆる今まで単発的に、1つだけの相談ではなくて、今は現在DVとか、本人や家族の精神疾患や障がい、経済困窮などの複数の問題を併せ持つケースが多くなっている傾向になってございます。

○松田分科会長　門脇委員。

○門脇委員　まさに多様化、複雑化している、こういう実態がよく分かりました。

そこで、今答弁いただきましたけども、この相談件数の868件、これ事務報告のほうにあったわけですけども、この中でDVが301件となっておりますが、男性からの相談はどう対処しておられるのかを伺いたいと思います。

○松田分科会長　山川こども相談課長。

○山川こども相談課長　現在、状況としましては、男性の方からのDV相談は、本市では受けてはおりません。本市に男性からの相談についてですけども、DVの相談を専用窓口というものは設けておりませんが、相談があった場合には状況を聞き取って、適切な機関や部署につなぐなどの対応を取ることとしておるところでございます。

○松田分科会長　門脇委員。

○門脇委員　このように、非常に相談内容が多様化、複雑化して、縦にといいますか、横にといいますか、こういう幅が広くなった中で、この担当課がこども相談課で、事業名が女性相談事業となっておりまして、担当課及び事業名がこのままでいいのかどうか。また、市民に分かりづらいのではないか。事業内容も含めて精査する時期が来ているのではないかと考えておりますので、このことは指摘しておきたいと思います。終わりります。

○松田分科会長　指摘ということで。

次に、66ページ、123番、家庭児童相談室運営事業。

伊藤委員。

○伊藤委員　私は子ども虐待の発生防止の取組、予防についてということの観点から質問させていただきたいと思います。

まずは、要保護児童対策協議会の継続支援ケースの数の要因についてお尋ねしたいと思います。

○松田分科会長　山川こども相談課長。

○山川こども相談課長　要対協ケースの継続の主な要因でございますけども、主に虐待リスクであります。虐待の疑いの通報や、子どもを育てないなど様々な相談から要対協のネットワークを活用し、継続した支援や見守りが必要と判断した場合に、登録して対応しているところでございます。

○松田分科会長　伊藤委員。

○伊藤委員　この数は年々増えていて、それでも相談員さんはそれほど増えてはないと思うんですけども、対応し切れてるのかなと、何かちょっと疑問に思うところです。

また、さらに新規相談件数の相談内容について、同様なのかどうなのか、お尋ねしたいと思います。

○松田分科会長　山川こども相談課長。

○山川こども相談課長　新規の相談内容でございますが、相談のほとんどが子どもを家庭で養育できない、不適切な養育環境などについての養護相談が6年度は677件であります、全体の96%を占めております。そのうち家庭環境に関する相談が621件あります。

して、これには虐待相談の80件が昨年度は含まれております。養育相談に次いで多いのは不登校相談、性格・行動相談、いわゆる落ち着きがない、家庭内暴力、生活習慣の著しい逸脱などが新規の相談でありました。

○松田分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 養護相談っていいますと、子どもが落ち着いた環境で、情緒の安定が図れないというふうなところで、本当に何だか非常に厳しい状況じゃないかなと推察しますけれども、どのような対応、またその予防であるような対策をしているのかお尋ねしたいと思います。

○松田分科会長 山川こども相談課長。

○山川こども相談課長 どのような対応ってということでございますが、虐待リスクが高い家庭については、児童相談所などの関係機関と情報共有を継続し、地区担当保健師やスクールソーシャルワーカーと家庭訪問するなど、子ども本人や保護者に寄り添った相談支援を行っているところです。

あわせて、保育園や小・中学校など所属機関などによる見守りも継続しているところでです。また、保護者の養育負担の軽減、相談や養育スキル習得支援のために産後ヘルプサービスや養育支援訪問事業、または子育て短期支援事業などを提供して、虐待の未然防止に取り組んでいるところでございます。

○松田分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 いろいろなつなぎだとかやっていらっしゃるなとは御答弁で分かるんですけれども、何かそれで防止がどの程度できているのかっていうのは、どのように考えていらっしゃいますでしょうかね。

○松田分科会長 山川こども相談課長。

○山川こども相談課長 先ほど継続ケースの件数の話がありましたが、実は半数以上が1年以上の継続するような状況でございます。なかなかすぐ解決できないっていうところのケースもたくさんございまして、寄り添った形で継続支援はしておりますけども、そういったところでいろんな機関とも連携しながらやってるところでございますので、引き続き、そういったところとの連携を図りながら取り組んでいきたいというふうに思っておるところです。

○松田分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 先ほどの子どもの貧困の部分でもありましたけど、課長の答弁にもございましたけれども、やっぱり私も背景にDV、貧困、障がい等あるなというふうに思います。そういうのは、本当にすぐすぐ解決なんかできるわけないので、やっぱり機関につなぐもいいですけれども、機関は機関として単発的ですので、きめ細かく、ずっと寄り添った支援なんていうのはなかなかできないですね。だから、それをやっていく、やっぱり民間の受皿だとか、地域の人だとか、そういうようなサポートシステムをきちんと一つ一つのケースに構築していかないといけないのでないかなと思ってるんですね。その間でも子どもはとても厳しい状況に置かれているというようなことをもっともっと本当に相談員さんはそういう日々、現場で戦っていらっしゃるとは思うんですけども、そこでもなかなかそこだけでも解決しない難しいところがあると思うので、やっぱりそのところをもうちょっと改善できるような取組を模索していただきたいというふうに意見をしておきます。

○松田分科会長 意見ということですね。

〔「はい、以上です」と伊藤委員〕

○松田分科会長 次に、70ページ、131番、産後ケア事業について。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 まず、対象者、それとその事業の利用状況、利用者の支援の必要性などの状況把握をどのようにされているのか伺います。

○松田分科会長 山川こども相談課長。

○山川こども相談課長 まず、産後ケアの対象者についてでございますが、対象者は産後1年までの母親で、家庭などから十分な援助が受けられない、心身の不調、育児不安のある方が対象でございます。

利用方法、利用者への支援の必要性の状況把握っていうことでございますが、まず、利用方法につきましては、初回、こども相談課に今現在、電子申請を行っていただきまして、利用の決定通知の交付をさせていただいておるところです。委託先の産後ケア実施事業施設へ利用者から直接連絡の上、利用が可能というふうな手続になっておりまして、2回目以降につきましては、利用者さんが直接希望される施設のほうへ予約をして利用されるということにしております。

なお、産後ケア事業実施事業者から継続した支援の必要性を把握した場合には、こども相談課のほうに電話なり、もしくは事業実施サービス記録表によって情報共有しております、産後事業のそれを受けて検討会を内部でしております、支援の必要な方に対し、電話や訪問、状況の把握を行い、必要な支援やサービスにつなげているところでございます。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 こども相談課に電子申請を行われる最初のところなんですかけれども、そのつなぎといいますか、母子手帳交付から出産までの間に申請されるのか、その具体的なタイミングっていうのはどういう感じになっているんでしょうか。

○松田分科会長 山川こども相談課長。

○山川こども相談課長 申請のタイミングですが、昨年度、6年度までは出産後の申請にしておったところなんですが、やはり産まれてすぐの状況の中で、支援がなかなかないというような声もいただいておりましたので、現在、令和7年、今年度からは妊娠32週以降から申請を可能としておりまして、そういった現在も状況としましては、やっぱり数名の方が産前の中で申請されるケースが出てきております。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 大事な視点だというふうに思います。本当に支援が必要な人っていうのは産前から起こっていると思いますし、その不安っていうのは妊娠直後から起こるものだというふうに思いますので、いい取組だなというふうに理解をさせていただきました。

実際に利用者を受け入れる側の声として、スタートの段階では市のほうで中継してたんですけど、この電子申請になって直接事業者の方に申し込むというシステムになった状況で、実施者さんからは、それがしっかりと把握できていないんじゃないかなっていう心配の声があったわけですが、今の説明でいくと、継続的な支援が必要だなって思われたら、事業者からの声があるというふうに聞きましたので、その辺りが実際、現場の方々

の不安が具体的な大きな案件に展開していくことがないように、しっかりとフォローしていただきたいというふうに思いました。

利用者の拡充についてなんですかけれども、このヘルパーの派遣ですね、家事援助等のですね、その辺りはどのようにになっているのか。また、利用の拡大についてニーズはないのか、伺っていきたいと思います。また、流産、死産等の場合の利用についても併せてお答えください。

○松田分科会長 山川こども相談課長。

○山川こども相談課長 まず、ヘルパーの派遣ですが、これについては家事援助等の生活支援を行う産後ヘルプサービスの事業で、本市としては対応させていただいているところでございます。

続きまして、利用回数の拡充、拡大のことについてでございますが、利用希望者の増加が大きい事業でありますと、利用回数の拡大ニーズはあるというふうには感じているところですが、現状の状況といたしましては、1人当たり7回まで利用可能としてるんですが、実績としましては、利用回数が大体3回程度でありますと、現時点では利用回数の拡大は考えてはいないところです。

ただ、課題として、受皿の課題はあると思っておりますので、利用を希望される方、産婦が利用しやすいよう、今後も委託先の拡充や新規開拓には努めていきたいと思ってるところです。

また、流産、死産の場合についてですが、こちらにつきましては、産後施設のほうで一緒に子どもさん産まれた方との一緒に利用っていうのがなかなかちょっと本人さんの精神的な部分もあるっていうこともありますと、これは産後ケア事業のアウトリーチ型、訪問型を現在、8月から本年度、開始をしておりまして、そちらのほうで対応することとしておりまして、流産、死産のほかにも多胎児さんとか、医療ケアの必要な方についてはそういう訪問型での対応をしているところでございます。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 よく分かりました。

対象ですけれども、こども家庭庁のいろんな通知等を勉強し直してみたところ、産前・産後サポート事業というのと、産後ケア事業っていうのは並列でガイドラインを示していらっしゃるわけです。この産後ケアってなってくると、その条件っていうのが今、課長がずっと説明いただいたような、ニーズがあって利用ができるんだよっていうことになってるんですけども、産前・産後サポート事業になりますと、その妊産婦の不安軽減、つながりづくりという産後のニーズにつながるまでの全ての妊産婦に対する支援というふうに受け止めたときには、私は米子市の取組としては、全ての妊産婦にこれらの産前産後の支援が届くようにしていくべきだろうというふうに考えておりますので、これは意見として申し上げたいと思うんですけども、今後この米子市として産前・産後サポート事業に取り組んでいくお考えについて伺ってみたいと思います。

○松田分科会長 山川こども相談課長。

○山川こども相談課長 今言われました産前産後のっていうところですが、今、先ほど言われましたように、産前の部分につきましては、現在本市は養育支援訪問事業とかっていうところでの対応もしているところでありますと、特に支援の必要な方につきましては地

区担当者がついておりますので、そういったところをまず対応していきたいというふうに思ってますので、今後の他市の状況とか動向も含めながら、その辺りは考えていきたいなというふうに思っております。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 ぜひ考えていただきたいというふうに思います。産前から、32週から、先ほど産後ケア事業の申込みも受け付けるっていうふうにおっしゃっておりましたけど、例えば、つわりですね、悪阻であるとか切迫、そういう方々についてはどういった経済状況であっても支援が必要となるということもあり得ると思うんですね。当たり前に産前から様々な支援が受けられる環境を整えていただきたいということについては、強く求めさせていただきたいと思います。

次のヘルプ事業も続けてよろしいでしょうか。

○松田分科会長 はい、事務報告の212ページの産後ヘルプ事業について。

矢田貝委員、引き続きどうぞ。

○矢田貝委員 ヘルプ事業について伺います。

事務報告からですけれども、利用者15人ということでしたけれども、それらの生活支援者がもともといらっしゃったか、いらっしゃらなかつたかというあたり、それから、対象者と派遣内容について伺いたいと思います。

○松田分科会長 山川こども相談課長。

○山川こども相談課長 令和6年度、利用された方が15名いらっしゃいましたが、この方につきましては家庭からの支援が受けられないことから、産後ヘルプサービスを利用されておられます。ワンオペっていう方が非常に多く申請をされたところでございます。

それと、対象者、内容、すみません。

(「派遣内容。」と矢田貝委員)

すみません、それと、派遣内容でございますが、この事業につきましては出産後1年以内で昼間に家事などの援助を受けられないなどでお困りな方が対象でございまして、派遣内容といたしましては、食事の準備及び片づけ、洗濯、居室の清掃、整理整頓、食材、生活必需品の買物、沐浴の補助などが派遣内容となっておりまして、やはり一番多いのは食事の準備と片づけが断然多い状況でございます。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 分かりました。これにつきましても、やっぱり産後の利用を想定していらっしゃるんですけども、先ほども申し上げましたけれども、産前であってもニーズっていうのは起こり得ますので、ぜひともその辺りの事業名を変更するところからなのか、そもそもその国の制度の中で産後ヘルプ事業とか、そこら辺のケア事業ではない、産前・産後というところの事業として組み立てるのかというところになると、産前・産後っていうつながり構築っていうところになりますので、本市独自の産前・産後のケア事業というものを作り上げていただきたいなというふうに重ねて申し上げておきたいと思います。

利用方法についてなんですけれども、どのようになっているのか伺います。

○松田分科会長 山川こども相談課長。

○山川こども相談課長 利用方法につきましてですが、まず、申請から派遣までですけども、大体申請から派遣までにつきましては、利用者の希望によって期間も一律ではありません

せんけども、申請のほうを受け付けまして、利用決定処理をいたしまして、調整をした上で利用していただくような形にしておるところでございます。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 その手続にある程度の時間がかかるのは分かりますけれども、ぜひ簡素化を求めておきたいと思います。

あとは、産前利用につきましては、繰り返し意見として申し上げましたので、最後にボツが入っていますけども、結構です。以上です。

○松田分科会長 次に、54ページ、事業番号100番、放課後児童対策事業（なかよし学級）について。

又野委員。

○又野委員 放課後児童対策事業（なかよし学級）のところについてですけれども、これが次の民間児童クラブのところに待機児童の推移が書いてあるんですけども、なかよし学級について、待機児童は増えてくるんですよね。ただ、なかよし学級のほうの項目を見ると、入級児童数は減ってきてるという状況なんですね。ここら辺の、だったら待機児童が増えないように入級数は増えていくのが本来の姿だと思うんですけど、なぜこのようになっているのか、ちょっと聞かせてください。

○松田分科会長 矢野こども総本部次長。

○矢野こども総本部次長兼こども施設課長 先ほど来、御指摘いただいた数字の動きですが、これは学校ごとに定員に対する申込者数に偏りがあるためだと認識しているところです。具体的には大規模な学校ほど申込者数が多く、定員を超えて待機児童が生じている。その一方で、全ての学校で申込みが多くなっているわけではなくて、定員に余裕のある学校もあるというような状況でございます。

令和6年度につきましては、令和5年度よりも申込者数がちょっと多くなったという背景もございまして、それに伴って待機児童の数も増える結果になったという具合に認識しております。以上です。

○松田分科会長 又野委員。

○又野委員 この待機児童がなかよし学級、学童保育の部分について、なかなかちゃんと解消されないっていう、これまでも議会の中でもいろいろ意見があつて、そのときに学校ごとに需要と供給がいろいろ差があつたりして、少ないところもあれば多いところもあるっていうところで聞いてはいたんですけども、毎年こういうのが繰り返されていたので、去年はたしか教室の確保とか指導員の確保を改善していくっていうような話があったと思うんですけども、そこら辺どのように取り組まれたのか聞かせてください。

○松田分科会長 矢野こども総本部次長。

○矢野こども総本部次長兼こども施設課長 その辺りにつきまして、これまで頻繁ではないんですが、待機児童が多い学校につきましては、1学級から2学級に学級数を増やしたという実例はございまして、昨年この委員会で御意見いただいた以降の動きとしましては、待機児童の多い学校について複数学級で運営できるように現在、一部の学校と調整中の状況です。

あと、場所の確保以外にも人の確保の面で、なかよし学級の指導員、こちらの確保についても課題があると認識しております、こちらのほうは定期的に募集を行っております。

て、今年度、中途ではございますが、2名の新規雇用があったところです。そういったところで一定の効果があったのではないかということで考えているところでございます。以上です。

○松田分科会長 又野委員。

○又野委員 学級については学校と調整中ということなんですけども、一部の学校。そこら辺はめどっていうか、そこら辺は立ってるんですかね。

○松田分科会長 矢野こども総本部次長。

○矢野こども総本部次長兼こども施設課長 学校施設の余裕教室ですとか、特別教室の活用等というところを原則で動いておりますので、学校運営との兼ね合いというのがありますので、来年の入っていらっしゃる児童、学校のほうに入っていらっしゃる児童の方の数とか、そういうものがまだ確定していない状況ですので、はっきりと100%ということはないですが、今調整している学校としては来年の4月に学級数が増えるような方向で今、調整中というところでございます。

○松田分科会長 又野委員。

○又野委員 今いろいろ取り組んでおられるということなので、ぜひとも学童のほうの待機児童が少しでも減るように、引き続きちょっと取り組んでいただきたいなと思います。

それと、これも去年ちょっと出た話なんですけれども、育児休業中の家庭っていうのは入級の対象外だったっていう、これも検討するっていう話があったと思うんですけども、ごめんなさい、確認なんですけども、それはどうなったのかだけ教えてもらっていいですか。

○松田分科会長 矢野こども総本部次長。

○矢野こども総本部次長兼こども施設課長 昨年御意見いただきました育児休業中の方、当時は入級審査の対象すらなってはいなかったんですけども、そこは改善させていただきまして、令和7年度当初の入級に係ります審査がございますが、そこの審査基準を見直して、入級審査の対象としたところでございます。以上です。

○松田分科会長 又野委員。

○又野委員 分かりました。

学級数とか指導員のことですとか、あと入級の対象とか、いろいろ改善に取り組んでおられるというのが分かりましたので、引き続きよろしくお願ひします。以上です。

○松田分科会長 同じく、伊藤委員。

○伊藤委員 申請件数と入所できなかった人数、待機児童のみなのかなと思うんですけど、入所できなかった人数についてお尋ねしたいと思います。

○松田分科会長 矢野こども総本部次長。

○矢野こども総本部次長兼こども施設課長 申請件数と入所できなかった児童の人数ということですが、なかよし学級の入級申請、令和6年度当初におきましては1,130件ございまして、そのうち令和6年5月1日時点ではございますが、なかよし学級のほうに申請された方で入級できなかった方が最終的に民間放課後児童クラブにも入級できていない児童数、すなわち、なかよしの待機児童数ですが、これが28名ということでございます。以上です。

○松田分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 御答弁にもありましたように、申請したんだけれども民間に行った方も、なかよし学級に入りたかった方々なので、それはある意味待機児童なのかなと思ったりもします。そもそも保育園だとか、こども園だとか、今の保育園で預かれる時間がとても長いので、それに伴って仕事をしている保護者さんがほとんどです。だから、子どもたちの小1ギャップって言われますけれども、保護者にとってもやっぱり小学校に上がるとき、生活スタイルを変えなきゃいけないというので、とても大きなギャップがあるな、不安があるなというふうに何か常日頃から感じています。

そこで、なかよし学級にどうしても入りたいんだけど、何とか入れることはできませんかという相談はすごく多いんです。それがとても、入れるかどうかっていうところがまた本当に仕事も家計にも影響するというようなところで、私はもう深刻だなと思いますし、これは子育てですので待ったなしだなというふうにも思っています。なので、今御答弁にありましたように、調整中で来年からまた大規模校でクラス数が増えるっていうのはすごくありがたいことなんだけれども、でもずっと前から言われていたのに、何か本当にもつともっと早くできなかつたのかなと、それは思うところです。

待機児童は確かに発生していて、1人でも2人でも、やっぱりそれで生活が成り立たないというような方がいらっしゃるので、もっと重く受け止めていただきたいなと思います。民間のなかよし学級なんかは、特に長期休みなんかは1年も前からの募集でいっぱいになっているみたいなようなこともありますので、もう保護者にしてはとても大きな不安、負担です。

すみません。学校別の受け入れ人数と対応策について、まずお尋ねしたいと思います。

○松田分科会長 矢野こども総本部次長。

○矢野こども総本部次長兼こども施設課長 先ほど委員がおっしゃいました保護者の方々の御心配とか不安なお気持ちっていうのは、理解はしているつもりでございます。その上での答弁とさせていただきたいと思いますが、今1年生の児童の方については全てなかよしのほうで申請があれば受け入れる方向性で今やっておりますが、1年生、できれば2年生ぐらいまでをなかよしで将来的には見させていただく姿が理想像かなと思って、そういうところに向かって今、動いている最中でございます。

それで、御質問に対する答弁といたしましては、国の基準ですか条例におきまして、利用児童数は1単位当たりおおむね40人以下という具合に定められておりまして、どうしても学童保育ということで、児童福祉法にある事業でございますので、現場において安全な運営が可能とできる範囲内において、40人を超えた児童を受け入れる場合もあり、そういう小さなところではありますけども、一応努力はさせていただいているところでございます。

それでもなお一部の学校におきましては待機児童が出ている状況でありますので、待機児童の多い学校については、先ほども申し上げたとおり、ちょっと調整をしていくなど、取組を進めているところでございます。この学童保育以外のところへ目を向けていただきますと、子どもの居場所づくりにつきましては、なかよし学級に限らず、そのほかにも先ほど来、答弁等ありましたが、放課後子ども教室ですか、そういう手法による居場所というのもありますので、そちらも併せて居場所の拡充については考えていきたいと思っております。以上です。

○松田分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 それでも居場所づくりは1校、1か所だけですので、全然足りないなと思いますし、この大規模校の中で調整がまだまだできないというようなところも多分あろうかと思いますので、そのところはもっともっと御努力が必要ではないかなと思います。

特に保護者の方が心配していらっしゃるのは、長期休みの受入れについてです。また、その長期休みについては、いつもは利用している方も利用しない、また利用していない人も利用したいというような、また変わったような状況が発生しますが、その長期休みの受入れについてお尋ねしたいと思います。

○松田分科会長 矢野こども総本部次長。

○矢野こども総本部次長兼こども施設課長 年度初めにお預かりした児童の方で、夏休みだけ希望されないという方もございますので、夏休み前に必ずではありませんが、一定程度の余裕が出ますので、そこに向けて夏休み限定で募集をかけているというような対応を取っているところでございます。以上です。

○松田分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 夏休みなど長期休みのやっぱり居場所づくり、学童保育というのはとても不足をしているというふうに思います。偏在してますけど、不足をしていると思います。これで夏休みですので、空き教室もありますし、体育館や図書館なども使えることができます。なので、学校で空き教室で夏休みだけ預かるというような検討は行ってなかったのかお尋ねします。

○松田分科会長 矢野こども総本部次長。

○矢野こども総本部次長兼こども施設課長 検討自体は行ってきてはおりますが、なかなか具体的な政策展開につながっていないというのが実情でございます。場所の確保、人の確保、いろいろ難しい点があるというところで、そこに甘んじてはいけないことは重々承知はしておりますが、検討はしておりますが、先ほど申し上げましたとおり、具体的な動きにつながっていないというような状況でございます。

○松田分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 検討されたということです。検討したけれども、具体的な政策にはならなかったということです。市としてはそうかもしれないんですけど、一人一人の御家庭を見ると、一人一人の子どもを見ると、やっぱり、なかよし学級に入れなかつた、それで仕事を辞めざるを得ないだとか、子どもがいつも寂しい思いをしている、子どもが一人でいるためにいろいろな問題が起こったというようなことも一方では出できます。なので、やっぱり具体的な政策につながるように、前もって、前倒しで議論を重ねていく、調整を重ねていくっていうような姿勢が必要ではないかな、事情もよく分かっていらっしゃると思うんですけど、必要ではなかったのかなと思います。

先ほどスクールソーシャルワーカーの活用というようなところもありましたが、やっぱり夏休みは日々学校に行くというようなことがありませんので、空き教室を例えれば使って、スクールソーシャルワーカーさんを配置をしてというようなことも考えられたのではないかと思います。保護者、また子どもたちの安心・安全の居場所というようなことをやっぱり市としてもっと本気で考えていただきたいなと思いますので、この点は指摘をさせていただきたいと思います。

○松田分科会長 指摘ということで。

次に、59ページ、110番、児童手当事業。

伊藤委員。

○伊藤委員 児童手当の適正受給についてという観点で質問させていただきます。

まず、児童手当等の受給資格に係る申立書（離婚協議中）の件数についてお尋ねします。

○松田分科会長 長尾こども総本部次長。

○長尾こども総本部次長兼こども支援課長 令和6年度の受理件数は25件でございました。

○松田分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 手続を行う際の資格喪失による不利益についてお尋ねしたいと思います。

○松田分科会長 長尾こども総本部次長。

○長尾こども総本部次長兼こども支援課長 児童手当は、原則として手続した月の翌月分から支給をいたします。離婚協議中におきましては個々の状況にはありますが、受給者の手続が間に合わないということがありますので、手当を一月分受け取れない月が生じる可能性があると考えております。

○松田分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 遷及特例というのがあると思うんですけど、その件数についてお尋ねします。

○松田分科会長 長尾こども総本部次長。

○長尾こども総本部次長兼こども支援課長 児童手当の事務では、受給者等に何らかの異動があった場合、異動の日の翌月から15日以内に申請をすれば、異動月からの支給が遡及的に認められる15日特例という手続があります。

具体的には、例えば月末に出生がありました、転入がありました、手続的には翌月になってから申請、15日以内に申請をされた場合は、その出生した翌月からの手続、一月空けることなく受給ができるという15日特例の申請という制度がございます。

○松田分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 先ほど女性相談でも離婚だとか別居だとか、離婚をする前、した後みたいなことの相談も多かったというふうに答弁で聞きました。令和6年度ですけれども、私が関わった1件なんですけれども、やっぱり児童手当って生まれたときから児童手当の申請をしますけれども、それは大体夫側の通帳であったり口座に入って、収入が高いほうの方が大体受け取るというふうになっていると思うので、夫側になります。

だけれども、別居をして、妻側が子どもを養育をしているというようなことでも、なかなか何か変更が難しくて、離婚を調停をしているだとか、離婚したというようなことをもってというのがないと、その変更ができないということで、私はこれは児童手当の適正受給について、本当に基礎自治体、状況をよく知っている基礎自治体でありながら、うまくできないというようなことがあるということ自体がまず問題じゃないかなと思いますし、先ほど答弁にもございました15日特例のことも、自分でどんどん制度を知っていくというような、調査をしていくというような人だったら分かるかもしれないんですけど、一般市民は全く分からぬのではないかな。なので、それを知らないために不利益を被ってしまうというようなことがあるんじゃないかな。また昨年、令和6年度ありましたので、そのところはやっぱり離婚相談だとか、ここで児童手当を申請するときにはなかなか難しい

のかもしれないんですけど、離婚相談だとか、独り親になるときにどうしたらいいかみたいなようなときに、やっぱりきめ細かく職員の皆さんのが行政として知っていて、伝えていただきたいなと思いますので、そのことは意見として求めていきたいと思います。よろしくお願ひいたします。以上です。

○松田分科会長 次に、62ページ、115番、ファミリーサポートセンター運営事業。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 まず、支援内容と、双方の認識の違いによるトラブル等はなかったのか伺いたいと思います。

○松田分科会長 長尾こども総本部次長。

○長尾こども総本部次長兼こども支援課長 ファミリー・サポート・センターの事業は、育児の援助を行いたい人、育児の援助を受けたい人が援助活動として行う事業です。具体的には、保育所や習い事などの送迎、学童保育や幼稚園等の開始前、終了後の預かり、保護者の用事やリフレッシュのためなどの預かりを援助活動として行っております。

ファミリー・サポート・センターの仲介役でありますアドバイザーは、マッチングが成立した段階で、事前の打合せを徹底して行っており、大きなトラブルの報告は受けていないところです。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 トラブルがなかったということで、よかったですと思うんですけども、報告で、依頼会員っていうのは増えますし、また、子どもが育つていけば、会員の入れ替わりといいますか、自然に替わっていくと思うんですけども、援助会員っていうのはほぼ同じであります。ここら辺の継続年数といいますか、入れ替わりっていうのはどんな現状になっていますでしょうか。そして、この援助会員の方々のスキルを維持、アップしていくためにどのようにされているのか伺いたいと思います。

○松田分科会長 長尾こども総本部次長。

○長尾こども総本部次長兼こども支援課長 実態としては、援助会員の活動は、登録者数はかなりあるんですけども、ある一定の20から30名程度の援助会員で活動を行っていただいております。

援助活動を開始する前に、子どもの預かりに必要な技術や知識を習得するための講習というのを受けていただくことになっておりまして、一定程度の知識は有しているものと考えております。また、年に1回、フォローアップ講習というのを開催し、その20人から30人程度の援助会員が受講していただいているというのが現状でございます。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 二、三十人が年間通して活動していただける方というふうに考えたら、かなりの方が、その当時はお手伝いできることがあったら何かしますよという思いはあったけど、実際にはプレーヤーとはなっていただいてないということで、その辺はそのままいいんでしょうかね。整理していかれてもいいんじゃないでしょうか。何年か後にどうされますかというような。

○松田分科会長 長尾こども総本部次長。

○長尾こども総本部次長兼こども支援課長 今はその今言ったような20名から30名の大体固定した援助会員になっておりますので、こここの層を広げていく、実際に活動して

いただけたる会員さんを増やしていくということは必須だと思っていますので、今年度においてはフレイルの予防教室等で、このファミリー・サポート・センターのちょっとPRをさせていただいて、手が挙がってくれれば、また講習を受けていただいたり、活動に対して人を増やしていくという取組を今行っているところです。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 大事なことだと思います。活動が何年もない、マッチングの条件に合わないからであって、意思は持ち続けていらっしゃる方はもちろん多いと思うんですけど、その辺りで6年度でいくと212人の方々の意思確認というか、そういうことは要らないのかという意味なんですか。

○松田分科会長 長尾こども総本部次長。

○長尾こども総本部次長兼こども支援課長 今現在、意思確認、あと何年できるかとかというようなことを具体的にはやっておりませんが、御指摘のとおり、必要なことかなとは今認識しましたので、委託先である米子市の社会福祉協議会とその辺りは今後協議を重ねていきたいと思います。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 分かりました。ぜひ、委託しているというところも分かりますけど、その辺は一度してみられたらいいのかなというふうに思います。

依頼会員、活動件数は増加しているわけですが、事業の決算額の推移というところの関係性にはつながってないように思うんですけど、この辺りについて御説明をいただけますでしょうか。

○松田分科会長 長尾こども総本部次長。

○長尾こども総本部次長兼こども支援課長 委託料につきましては「ファミリー・サポート・センター」を運営するための職員配置であるとか運営に必要な事務経費などが主なものになっておりまして、活動件数や利用者数に比例して増額される仕組みではございませんので、関係性、増えたからといって事業費が増えていくという立てつけにはなっておりません。

活動件数が伸びれば保険料であるとか通信費などの事務経費は増加しますので、多少の増加ということはありますが、増加分があった場合は契約を変更して委託料増額の対応を行っているところでございます。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 分かりました。

先ほどの放課後児童クラブ等の話でもありましたけれども、この「ファミリー・サポート・センター」というのがもう少し身近で利用しやすいものであれば緊急時の子どもをひとりにしなければならないというようなところのフォローにもなっていくと思いますし、しっかりとこのセンターの事業があるということについて周知していかれればいいんじゃないかなというふうに思っております。意見として申し上げます。以上です。

○松田分科会長 予算決算委員会民生教育分科会を暫時休憩いたします。

再開は、午後1時といたします。

午後0時03分 休憩

午後1時00分 再開

○松田分科会長 予算決算委員会民生教育分科会を再開します。

次に、議案第72号、令和6年度米子市一般会計等の決算認定についてのうち、市民生活部所管部分を議題といたします。

決算に係る主要な施策の説明書の30ページ、52番、国民健康保険事業特別会計繰出金（人件費等）について。

伊藤委員。

○伊藤委員 決算総括でもさせていただいたんですけども、一般財源に与える影響はないというふうに聞いているんですけども、結局は、でも法定内繰入れにしたって結局国が出しているということで回り回って全体の税金からは入っているので、国保に加入していない人のやっぱり全体の影響もあるのかなと、そういう観点で伺うんですけども、当初予算額AではなくてBで予算化した理由についてお尋ねしたいと思います。これは通年予算という考え方だと思うんですけど、AではなくてBで予算化した理由についてお尋ねしたいと思います。

○松田分科会長 日浦保険年金課長。

○日浦保険年金課長 当初予算AではなくBで予算化した理由ということでございますが、国民健康保険事業特別会計繰出金、人件費の部分でございますが、当初予算がAということでございます。年度途中で人事異動がありましたために人件費の増がありまして、補正予算を行い、補正後の予算がBとなっております。以上です。

○松田分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 それでは、Aで通年の人件費を上げていたのにまた、事業名が違うということですか。

○松田分科会長 日浦保険年金課長。

○日浦保険年金課長 こちらの繰出金は、人件費に関わる分でございますので、人事異動で増ということは役が上がった方がおられたということで、給料の単価が上がったために補正予算を行って上げたということでございます。以上です。

○松田分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 それでは次に、納付相談の状況と不納欠損額とその主な理由についてお尋ねします。

○松田分科会長 大野原収納推進課長。

○大野原収納推進課長 2点質問をいただいております。

まず、納付相談の状況ということでございますが、基本的には窓口での対面相談、これを基本としておりますが、電話での相談も受け付けております。また、休日相談窓口も開設して対応しているところでございます。

実際相談を受けた場合には、御事情が様々でございますので、単に納付を催促することだけではなく、負担の軽減策や納付の方法、こういったものを丁寧に案内することとしております。

また、納付困難の方がおられた場合につきましては、滞納が長期化しないように早期の連絡、相談を促進する取組、こういったことを行うとともに、生活再建を支援する観点から、福祉部門につなげるなど対応しているところでございます。

次に、不納欠損額とその主な理由についてでございますが、令和6年度の不納欠損額は、

約4,491万1,000円でございまして、令和5年度と比較しまして277万4,000円減少してることでございます。

また、その主な理由でございますが、分かっている範囲では、低所得及び定職がない、こういった理由によるものが62.2%、病気を理由とするものが3.7%、倒産、休業、閉鎖を理由とするものが1.6%となっております。以上でございます。

○松田分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 それでは、繰入れが市の財政に与える影響、財政調整基金の取崩し状況など、お尋ねしたいと思います。

○松田分科会長 日浦保険年金課長。

○日浦保険年金課長 繰入れが市の財政に与える影響についてということでございますが、過去には決算が赤字となりまして法定外繰入れを行っていたこともありますけども、現在は決算が黒字化傾向にあることから、法定外繰入れは行っていないという状況であります。以上です。

○松田分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 次に、県内のほかの市町村との比較について、徴収方法、徴収率、市町村財政の割合についてお尋ねします。

○松田分科会長 大野原収納推進課長。

○大野原収納推進課長 そうしますと、県内の他の市町村との比較、徴収方法と徴収率について、私のほうから答弁させていただきます。

まず、市町村とおっしゃいましたけれども、残念ながら町村の状況が把握しておりませんので、4市の対応ということで答弁させていただきます。

ここ2年の間に徴収事務の視察をしておりまして、県内におきましては鳥取市、倉吉市、また県外では出雲市に伺っております。徴収方法につきましては、様々な意見交換をする中で、本市と同様の対応をしておられまして、大きな差異はなかったのではないかと感じているところでございます。

次に、徴収率のことでございますが、町村の徴収率は先ほど申し上げたようにちょっと把握しておりませんが、県内4市で比べますと、現年度分は4位、滞納繰越し分は第3位で、合計徴収率も第3位となっております。第1位の鳥取市とは二、三ポイント程度離れておりるので、引き続き徴収努力を重ねてまいりたいと考えております。以上でございます。

○松田分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 それでは、一般財源に与える影響は、今はいというふうに言っておられますが、黒字というふうなことになる自体がバランスがどうかなといつも何か考えなきやいけないなと思っているところです。米子市の国保料は高いというふうに市民のほうから言われてますので、それをいかにバランスを取りながら安定的に運営しながら国保料もなるべく市民生活に影響が出ないように下げていくというようなことは、絶えず考えていただきたいなと思いますし、あともう一つ、徴収方法についてですが、先ほど収入がない方だとか困難な方には納付相談しておりますということでしたが、まず1階の国保のところで収入がありませんとか学生ですというふうに言っても、一旦は納付書を送って、それが来た後に収納推進課のほうに上がって相談をしてくださいということになります。これが、だからちょっとタイムラグがあつたりとかすると、納付がうまくできなかつたことで分割

納付となったりとかします。だから、納付の相談は2階ですけれども、一番初めの手続したときに、学生だとか収入がないというようなところで何か前もってじやあスムーズに納付相談に移行できるようなことができないのかな、納付書送るまでにというふうに思うんですけど、そういうことはできないんでしょうか。

○松田分科会長 大野原収納推進課長。

○大野原収納推進課長 現状での対応を申し上げますと、やはり、いっぺん賦課をかけて通知書を送って相談にいらっしゃるという過程の中で、1階の保険年金課にそういった御相談があった場合につきましては、2つの課で連携をいたしまして、収納推進課に電話等連絡があって、こういうお客様がおられますという事前の情報共有をしながら、お客様がもし2階のほうに上がってこられない、何がしかの事情で上がる事が難しいということであれば、本課の職員が下に下りて対応したりとか、丁寧な対応は心がけてるところでございます。

現状はそのような対応をしておりますので、より一層2つの課の連携を高めながら対応していきたいと、そのように考えております。以上でございます。

○松田分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 最後にしますけれども、でも、タイムラグがあることで結局保険料がかかって、納付相談に行けない人はそのまま滞納になって、また不納欠損になるというような、何か悪循環ではないかなと思うんですね。ほかのところはコンビニ納付だとかいろいろできているけれども、あと納付相談でもスマホでできるだとか、相談がね、そういうことができてるのかもしれないですけれども、それもしてないので、学生だとか、あと病気だとか、そういうふうになかなか相談に行けないという人のことも想定をしながら、もっと何かスムーズにつなげるようにできないのかなと思いますので、そこら辺のところ考えていただくように求めていきたいと思います。意見です。以上です。

○松田分科会長 意見ということで。

伊藤委員、この次の33ページの57番についてありますか。もういいですか。

[「以上です、はい」と伊藤委員]

○松田分科会長 では、166ページ、事業番号322番、特定健康診査事業について。

吉岡委員。

○吉岡委員 まず、この事業について、2番のところで事業の成果というところで、疾病予防や重症化の予防に寄与したというふうにあります、この寄与したとする根拠について教えてください。

○松田分科会長 日浦保険年金課長。

○日浦保険年金課長 寄与したとする根拠についてでございます。健診を受診することで啓発としての効果があるとまずは考えております。また、健康受診をきっかけに生活改善を試みる人、治療につながる人など、被保険者の健康維持の後押しになっているとも考えております。また、健診受診者のフォローとしまして特定保健指導や生活習慣病のハイリスク者に対する保健指導、そらまめ腎臓くん講演会の開催案内通知につなげるなど、重症化予防につなげる施策を展開しているということでございます。以上です。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 そういうハイリスクの方の拾い出しと、その後の対策というところには寄与

しているのかなと思うんですが、それが直接的に疾病予防や重症化の予防に寄与したとか啓発効果があったというのは、なかなか定量的にはかれていないというのが現状ではないかなと思っています。これは、もともとこの事業に関して国のKPIの設定が受診数みたいなところになっていて、本来の疾病予防とか重症化の予防というところにフォーカスできてないというのが一番大きな原因ではないかなと思ってるんですが、でも住民に近い米子市として、実際に施策を行う場ではきちんとその効果というものは拾っていかないといけないのでないかな、検証していかないのでないかなというような問題意識から、もうちょっと質問をしたいと思います。

今、受診率を高めるとか受診数を高めるというような方向性で、このたび薬剤師会のほうにも、国保連から薬局での受診勧奨ということでキャンペーンのお知らせというか、協力の依頼がありましたが、その中で薬局に来られる方というのは、むしろもう受診をされている方で、疾病予防ということになると、もう既に病気になって受診をされている方にも特定健診を受けていただくということが、かなり矛盾をしているように思うんですが、さらに生活習慣病で病院にかかるおられても、まだ特定健診を受けてもらうように勧めなさいということなんですが、この場合にみなし健診ということを私も先日初めて聞きまして、みなし健診というのはどういったものか御説明ください。

○松田分科会長　日浦保険年金課長。

○日浦保険年金課長　みなし健診についてでございますが、委員がおっしゃいましたように生活習慣病等で受診している方に対しまして、医師の方に御相談をしまして、その健診に入れていいかというお断りをした上で健診に入していくという制度でございます。以上です。

○松田分科会長　吉岡委員。

○吉岡委員　このみなし健診というのは、結局病院でもう検査を受けておられるけど、特定健診にはあるけど病院の健診にはない項目を入れて、特定健診を受けたというふうにみなすというような制度のようなんですが、生活習慣病で受診している人が特定健診を受ける意味というのは何でしょうか。

○松田分科会長　日浦保険年金課長。

○日浦保険年金課長　生活習慣病で受診している人が特定健診を受ける意味ということでございますが、他のリスク要因の有無の確認ですとか、定期通院では測定していない項目、例えば腹囲や生活習慣評価などですね、を確認することができます。また、保健指導につながることで生活習慣を見直すきっかけになることもあります。またさらにですが、保険者としましては多くの健診データを収集することで効果的な予防対策や保健事業の展開につなげることができるという点を考えております。以上です。

○松田分科会長　吉岡委員。

○吉岡委員　たくさんデータが欲しいということは非常によく分かります。国保の範囲内でしかデータは使えないということなので、それは分かるんですけど、ある意味、やはり受診で検査をすると特定健診と両方ということになると、二重に税金かけているというような面もありますので、少し何か合理的ではないように私は受け止めています。それよりも、たくさんデータが欲しいということであれば、もっとかかっている保険にかかわらずデータを集約して、それを市が分析に使えるような、マイナンバーなどをを使ったそうした

包括的な仕組みというものを今後整えていかないといけないのかなというふうには思いますが、O E C Dの2019年の報告書によりますと、人口高齢化により医療制度の財源がかつてないほど逼迫しているにもかかわらず、日本では国民の健康促進と疾病の早期発見を目的とした健康診断を幅広く取り入れていますが、異常なほど多くの健康診断を頻繁に行っても効果はなく、費用対効果も低く、有害にすらなりかねませんと指摘をしています。

O E C Dの指摘によりますと、結局リスク判断なしに幅広いやみくもに検査をしていることで、結果的に効果が薄いとか、むしろ検査による害というようなものも出てきかねないというような評価だと思うんですが、私としても、データ少ない、国保の全員の方が特定健診を受けていただけてない状況であっても、ある程度関心のある方というのが受けていただいているということを鑑みますと、得られたデータをさらに活用して、本来の疾病予防、重症化予防につなげるということに注力する、受診率の上昇というよりは、そちらに注力することが医療費の削減などの効果につながるのではないかと考えておりますので、本市が行ってますそらまめくん講演会というような取組をもう少し強化できないかなという視点でもうちょっと詳しくお聞きしたいんですけど、このそらまめ腎臓くん講演会というのはどういった方を抽出して、昨年度でいうとどれくらいの参加人数があったんでしょうか。

○松田分科会長 永野保険年金課健康推進室長。

○永野保険年金課健康推進室長 腎臓くん講演会の状況につきましてですが、特定健診を受けられた方の中で腎機能の低下が予測される方を抽出して対象としております。令和6年度は516人に通知をして、34人の参加がございました。内容としましては、腎臓専門医による講演会です。以上です。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 ちょっと参加率はそんなにはよくないんですが、腎臓病でかかる医療費ということを考えると、この34人の方の生活改善というものが行われることに重要な意味があると思います。

ちょっと伺ったところによりますと、会場のキャパなどがあって、もう少し幅広い検査値で抽出して御案内を出したいけど、会場のキャパが少ないというようなことも聞いておりますし、先日の県の腎臓病の講演会でも、そらまめ腎臓くん講演会は会場にいっぱいの人で満員なんですみたいなような御報告もあったところですので、この辺りについてはしっかりと会場のキャパというものを確保するような努力をしていただきたいと思っております。

あと、そらまめ腎臓くん講演会で、そらまめシールといって今の腎臓の値を記入してお薬手帳などに貼るというようなものを配っておられますが、その活用についてはどのようになってますでしょうか。

○松田分科会長 永野保険年金課健康推進室長。

○永野保険年金課健康推進室長 そらまめ腎臓くんの配付シールについてですが、参加者の方に御自身で腎機能 e G F R の数値を書いていただいて、お薬手帳に貼ることをお勧めしています。そのお薬手帳を御本人様が薬局に持っていったときなど、薬剤師さんはなかなか健診の結果を把握することができないんですが、そのシールに検査データが書いてあることで医師が処方する薬で腎機能に影響のあるものが分かった場合、薬剤師さんが主治

医の方と連携して薬の調合などをコントロールしていただけるというような利点がございます。

どれぐらいの活用状況かについては把握はしておりませんが、毎年そらまめ腎臓くん講演会に来られる人の中には、このシールを毎年貼って活用しているんだという方もいらっしゃいます。以上です。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 御説明いただいたように、薬局ではなかなか検査値の収集というのが意外とできていませんで、知識としては薬剤師はこの腎臓の値ならこのお薬の量は幾らというような知識を持っていても、なかなかそれを発揮する場面がないということで、そらまめシールというものがもっともっと普及したらいいなというふうに思っております。

薬剤師会の集会でも、保険年金課の方が説明に来てくださったりということで、今少しずつ連携が始まっているところだと思います。

たくさんの方に健診を受けていただくことは重要ですので、受診勧奨といったようなことも続けていただきたいとは思いますが、本来の目的というのは疾病予防であり、重症化予防により医療費の適正化を図ることです。健診を受けた方のデータを最大限活用して重症化を防ぐということは、医療費の適正化に大きく寄与するだけでなく、市民のQOLを改善することにもつながります。そらまめ腎臓くん講演会については、対象者を広く捉えて実施できるような会場を確保するとともに、そらまめシールの活用が推進されるような薬局との連携など、実効性を高めるための努力をする必要があるということを指摘しておきます。

○松田分科会長 指摘。

[「指摘です、はい」と吉岡委員]

○松田分科会長 はい、指摘ということで。

次に、167ページ、事業番号324番、保健事業支援サービス事業について。

吉岡委員。

○吉岡委員 では、続けて質問をさせていただきます。この保健事業支援サービス事業の中から、ジェネリック医薬品利用促進通知と、あと糖尿病性腎症予防プログラムについて伺いたいと思います。

まず、ジェネリック医薬品利用促進通知の費用対効果について伺います。この事業の費用と委託先と効果の検証と、その費用対効果の分析はどのようになってますでしょうか。

○松田分科会長 日浦保険年金課長。

○日浦保険年金課長 令和6年度ジェネリック医薬品利用促進通知事業についてでございます。

予算は410万1,890円でございまして、本事業のうち、データ化処理事業費がありまして、375万8,448円でございます。この金額に関しましては、保健事業支援サービスのほかの2事業、糖尿病性腎症重症化予防事業と受診行動適正化事業の分析評価にも共用活用してあるところでございます。

データ分析に関しまして、これ広島のデータホライゾンといったところがしております。8月の通知人数が218名、これはちょっと絞った方にしておりますが、令和6年10月の評価月1か月での切替え人数が133人と捉えておりまして、金額で申し上げますと、

296万21円の削減額であったということから、年間換算しますと355万円程度の医療費削減効果があったと見てています。以上です。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 現場にいますと、なかなか先発医薬品からジェネリックに替えるというような場面が少ないので、どの程度効果があるのかなとは思ってましたが、意外と効果が出ているということで、これはまだまだやはり必要なのかなというふうに認識をいたしました。

これ委託先、データホライゾンがデータの分析ということでしたが、この事業そのものは国保連じゃなかったかと思いますけど、どうでしたっけ。

○松田分科会長 永野保険年金課健康推進室長。

○永野保険年金課健康推進室長 データについてですけれども、保険診療のデータは全て国保連に行きます。国保連からデータ提供をいただきまして、いただいたデータをデータホライゾンに渡して、そこで分析等されます。以上です。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 では次に、糖尿病性腎症予防プログラムについての費用と委託先と効果の検証と費用対効果について伺います。

○松田分科会長 日浦保険年金課長。

○日浦保険年金課長 令和6年度糖尿病性腎症重症化予防事業についてでございますが、事業費は305万7,200円でございます。事業者は、先ほど申し上げましたとおりデータホライゾンと国保連の連携となっております。令和6年度の保健指導利用者は10名でございまして、すぐに結果が出る事業ではございませんので、人工透析に移行すると1人当たり年間500万から600万円の医療費を要すると見込んでおりましたことから、本事業対象者でありますハイリスク者に医療への意識づけをすることは重症化予防につながり、将来にわたり医療費の削減につながるものと考えております。以上です。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 これは以前も御指摘したと思うんですが、効果のアウトカムを透析以降ってしてしまいますと、なかなか評価ができない、何年もかかるということですので、その手前の指標というもので評価するべきではないかというふうに御意見したところ、今は、何でしょうか、各個人の方の指標みたいな、検査値と自己効力感とかそういったところで若干評価をしていただいているのを見ると、少しは効果あるかなというふうな受け止めですので、この事業にかかっている費用に対してその効果がしっかりとあるかというと、そこはちょっと疑問に思うところがありますし、この分野におきましては、かなり費用対効果というか、例えばeGFRがこれだけ下がったらこれだけの医療削減効果があるとか、HbA1cがこれだけ改善したら、保たれたらこれだけ医療費の削減効果があるとかというのがかなり明らかになっている部分ではありますので、その辺りをしっかりと検証していただいて、その目標に焦点を合わせた事業展開というものを委託先にも求めていただきたいと思っております。

先ほども、まずレセプトのデータの抽出とか分析、解析ということに357万かかっているといったところなんですが、レセプトのデータというのはそもそもが保険年金課が所有しているものですので、分析の内製化というものができないかということについて伺います。

○松田分科会長　日浦保険年金課長。

○日浦保険年金課長　現在活用しておりますのはKDBシステムということになりますが、このデータに関しましては日頃から活用しておりますが、主に統計データの把握ですか保健事業のための個人の健診、医療情報の把握にとどまっております。糖尿病性腎症重症化予防事業等に関しましては、主治医である医療機関でそのリストが必要でございまして、この抽出はKDBシステムからは困難でございまして、現委託先でないとできないという項目となっております。

保健事業サービスの支援事業の展開のための現条件での抽出作業や分析は正職員のノウハウでは難しいと考えております、効率的な事業実施を継続するためにも、本市独自で実施することは現在のところは難しいと考えております。以上です。

○松田分科会長　吉岡委員。

○吉岡委員　今のところは難しいという御答弁でしたけど、KDBに頼るだけではなくて、そういった委託先ができることが市ではできないというようなことではなくて、それによってもっときめ細かい健康増進の施策というものにつながるのではないかと思います。

特に慢性腎臓病については、米子市の1人当たりの医療費が男女ともトップであることから、そのうちの多くを占める糖尿病性腎症の予防は、ほかの自治体の取組などにより医療費削減効果についても実績が積み上がってきているところです。

この保健事業につきましても、効果の検証を的確にすることで効果の高い事業に注力するなど、選択と集中を進めてほしいということを要望しておきます。以上です。

○松田分科会長　次に、24ページ、39番、公害対策事業について。

矢田貝委員。

○矢田貝委員　聞き取りの中で理解いたしましたので、この質問については取下げをさせていただきます。

○松田分科会長　取下げと。同じ事業で。

吉岡委員。

○吉岡委員　では、この事業に関しまして、公害等の相談というのはどのようなものが寄せられているのか伺います。

○松田分科会長　足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長　そういたしますと、公害等の相談についてでございますけれども、環境政策課に寄せられる相談の代表的なものといたしましては、騒音や悪臭、動物、例えば野良猫に対する対応を求められるようなことが上げられます。以上でございます。

○松田分科会長　吉岡委員。

○吉岡委員　その相談内容の中で代表的なものの例を挙げていただければと思います。

○松田分科会長　足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長　相談内容及びその相談対応についてでございますけれども、例えば騒音の場合でありますと、市民の方より深夜に事業所の作業音がうるさいといったような相談を受けることがございます。そのような場合におきましては、事業所を特定後、その事業者の担当者から聞き取りを行うことになります。実際には届出の範囲外での作業であることというのが多いのですが、さらなる騒音対策が必要ということ

でありましたら、その事業所の方に検討すると言つていただけたり、夜間作業が続くようありましたら、周辺自治会に周知するようにしていただくこともございます。

また、ほかの具体的な例といたしましては、例えば野良猫の対策の場合でございますと、市民や保健所を通じて野良猫の増加による被害があるんで相談を受けることがございます。そのような場合におきましては、同じように相談者から聞き取りを行いまして、その当該地区におきまして被害に関するアンケート調査を行つたりいたします。その結果によりまして、ボランティア団体などと連携を図り、米子市で行つてます飼い主のいない猫不妊去勢手術費用助成補助金を活用するとともに、周辺住民にチラシなどによりまして無責任な餌やりをしないといったような周知を行いまして、野良猫を減らす取組を行つてあるところでございます。以上でございます。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 私のほうにも様々な困り事が寄せられていますので、そういったところをこの課がかなり対応していただいているということが分かりました。

完全に解決するというようなことが、なかなか難しい相談事業ではありますが、環境政策課の対応で相談した内容がどの程度解決したのかというふうに考えておられるのか伺います。

○松田分科会長 足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 そういたしますと、例えば相談があったものがどの程度解決しているのかどうかということを環境政策課はどのように思っているかということについてでございますけれども、環境政策課におきましては、市民の皆様の苦情や相談に対しまして、騒音規制法や悪臭防止法などといいました関係法令に基づいて対応しているところでございます。その上で、原因者に対しまして法により指導できることもあるんですけれども、あくまでお願いをベースとした配慮での対応となる場合もございます。ですから、即座に相談者が思うところの解決には至らない場合もあるというふうには考えているところでございます。

ただ、相談者に対しては誠意を持って対応しているところではございますけれども、相談者全てに満足していただけるような状況になっているかといえば、難しい状況もあるというふうには考えているところでございます。以上でございます。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 おっしゃるとおりで、なかなかすっきりとした解決というのは難しいんですが、そんな中でも手を尽くして解決に向かう努力をされているということで、この成果のはかり方というのを一考していただいて、職員の皆さんのがんばりとか関係機関との協力が目に見える形になるように集計などの方法を考えいただきたいなと思っております。

あと、水道水に対してのP F A Sの混入などが話題になって、私のほうにもちょっと心配であるというようなお声が届いています。結果的に土壤汚染みたいなことも可能性があるのではないかなど私は思つてはいるんですが、P F A Sに関して、環境政策課のほうには問合せはありますでしょうか。

○松田分科会長 足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 P F A Sに関する問合せについてでございますけれども、現時点で環境政策課にP F A Sに対する問合せはございません。以上でござい

ます。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 水道のことなので、恐らく水道局のほうに寄せられているのではないかなどと思います。ただ、水道局の水源の調査の結果などを見まして、周辺の水源の汚染はなく、西尾原地区にとどまっているということで、やはりちょっと土壤汚染の可能性高いのではないかなど私は思っておりますが、そういうP F A Sに限らず土壤汚染の懸念があつた場合は、米子市ではどこに問い合わせたらいいのでしょうか。

○松田分科会長 足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 そういたしますと、土壤汚染の懸念があつた場合の問合せ先ということについてでございますけれども、実際に土壤汚染に関する調査機関につきましては、鳥取県にはなるんですけれども、市民の方がどこかに相談したいといった場合、米子市役所におきましては環境政策課が窓口にならせてやっていただきます。その上で、その方からの相談内容をお聞きした上で、必要があれば鳥取県などにおつなぎすることになります。以上でございます。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 市民の方が、直接鳥取県に問い合わせなくていいということを確認しました。ありがとうございます。以上です。

○松田分科会長 次に、25ページ、事業番号41番、ヌカカ対策事業について。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 事業の事業費、また委託料の推移についてお伺いいたします。

○松田分科会長 足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 そういたしますと、ヌカカ対策事業費の推移についてでございます。まず、事業費についてでございますけれども、令和4年度が318万2,000円、そして令和5年度が371万7,000円、令和6年度が506万6,000円でございます。令和6年度に事業費が上がった理由につきましては、実施面積の増及び調査研究委託料の増によるものでございます。

そして、次ですけれども、次に委託料についてでございますけれども、令和4年度が72万5,000円、令和5年度も同じく72万5,000円、そして令和6年度が105万5,000円でございます。以上でございます。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 事業費については面積というところで御説明、理解いたしました。

委託料のほう、調査研究の部分について、なぜ上がったのか伺いたいと思います。

○松田分科会長 足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 そういたしますと、調査委託料が上がった理由についてでございます。こちらにつきましては、弓浜地区の日本海沿岸におきましてヌカカと思われる健康被害情報があったことから、令和6年度は通常の調査委託に加えまして日本海側保安林の幼虫採集及び遺伝子検査を行いまして、ヌカカの生息調査を行いました。このため、33万円の増となったところでございます。以上でございます。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 その結果はどのようになっていたのでしょうか、伺います。

○松田分科会長 足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 そうしますと、保安林周辺におけるヌカカ幼虫生息調査の結果についてでございます。調査研究を委託しました米子高専からは、保安林におきまして多数の双翅目の幼虫を採取し、遺伝子調査を実施したが、トクナガクロヌカカと判定された答えは存在しなかったという調査結果をいただいております。

今回の調査で保安林はヌカカの主な発生源ではないことが証明されたというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 ヌカカの発生についての調査研究というのを素早く対応されてるんだなということがよく分かりましたけれども、被害の状況ですね、市民の皆様の、そういうあたりというのはどのような状況把握されてるんでしょうか。

○松田分科会長 足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 そうしますと、被害の状況の把握ということですけれども、米子市内の病院と連携を図っております、その受診者数なりを米子市の方で把握している状況にございます。以上でございます。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 結果の数ということで、被害の、何ですかね、皮膚科に行かれたときの状況というところが細かくつかめてるということではないんだろうと思います、受診件数ということですので。ですが、市内、私たち米子で取り組んでこられたことというのは全国の先駆けだというふうに思うんですけども、この辺りはどのような情報発信をされているのかというのを確認させてください。

○松田分科会長 足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 そういたしますと、例えばヌカカに関する対外的な情報の発信についてということでお答えさせてやっていただきます。米子市はヌカカ対策の先進地域といたしまして、その知見についてほかの発生地域からの照会ですとか事例発表の依頼をいただいている状況でございます。また、家庭用の殺虫剤の防虫効果につきまして、メーカーが米子市で行う調査なりに協力している状況にございます。

引き続き、米子市の知見がほかの地域の役に立てるよう努めてまいりたい、そのように考えているところでございます。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 これ私、今まで言わせてもらってきたところなんんですけども、その調査研究、また予防というところでは全国の先駆けであり、発信されてきてるというふうに思います。治療という部分について、どのようなデータを取って治療薬、治療方法の調査研究に向かうのかということについても市としても、全国をリードする取組をされていったほうがいいんじゃないかなと思うんですね。その辺の医療機関との協力体制であるとか事業費を県、国にどのように求めていくかというようなお考えを持っていただければいいかなと思いますけど、いかがでしょうか。

○松田分科会長 足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 現在、先ほど委員のほうからもお話しございましたが、米子市におきましてヌカカ対策ということに関しましては、その発生予防ですか、

あるいは被害に遭わないような対策ということで取り組んでいるところでございました。確かに医療面でも先進的な知見を生かすべきではないかということを委員のほうから御指摘がございましたが、医療面におきましては、米子市としてもなかなか医療は専門的なことでございますので、その対策について、現在米子市のほうから何かそこに対してアクションを起こすということは、現時点では考えていない状況でございます。以上でございます。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 ぜひその辺もしっかりと、何ができるのかなというところからのスタートだと思いますけれども、お願いをしておきたいと思います。以上です。

○松田分科会長 次に、28ページ、事業…。

[「委員長、ちょっと関連で。」と吉岡委員]

○松田分科会長 関連で。

[「関連やっていいの。俺らの感覚じゃあ駄目なんだけど。通告した人だけだった。何か昨日もあったみたいだけど、関連やったらもう際限なくなっちゃう。やっていいの。」と渡辺委員]

○松田分科会長 私は特に問題がないと思ってやりますけどね。

[「問題ある。いや、俺らだってね、門脇、渡辺って書くのは、渡辺も通告の一人だよということで、書くというのがルールといやルール」と渡辺委員]

○松田分科会長 その辺り、ちょっと今回は関連伺って、今後の課題ということをさせていただいていいですか。

[「通告した人が終わったら、だから黙ってる。まあやりなさい」と渡辺委員]

吉岡委員。

○吉岡委員 すみません、ちょっと治療の話出たので関連で。

私も薬局で対応した中では、ヌカカの方に関しても特にほかの虫刺されと変わった治療というのではなくて、通常のステロイド軟膏とかで対応されていたと思いますので、その通常の虫刺されのお薬でどの程度効果が上がってるかということを医療現場で確認していただいたらと思うんですが、どんなでしょうか。

○松田分科会長 足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 そうしますと、今現在やってる治療で例えなどのような薬がどのような効果があるかということの把握ということになろうかと思いますが、そういったことはしていきたいというふうに思っております。以上でございます。

[「ちょっと委員長、さっきの関連の話のこと」と渡辺委員]

○松田分科会長 渡辺委員。

○渡辺委員 昔はやってたんだけど、そのときには委員長がほかに御意見ありませんかというふうに。その頃というのは、こんな聞き取りをして答弁書を作るような委員会じゃなかった。でも、今は完全に答弁書作ってるんだよ、本会議。本会議で関連ですって質問できるわけがないんで、ちょっと昨日もあったということを聞いたんで、今朝。ちょっと整理して、事務局。

○松田分科会長 御意見ということで、今後ね、整理してということですね。

いいですか、次に移って。

吉岡委員、答弁というか、ありますか。次のもの、違う。

○吉岡委員 水鳥公園

○松田分科会長 じゃあ、28ページの事業番号48番、米子水鳥公園運営事業について。

吉岡委員。

○吉岡委員 では、水鳥公園運営事業に関して、観光スポットとしての活用という観点から質問したいと思います。

過去3年間の入館者の推移と昨年度のその入館者の中の内訳について伺います。

○松田分科会長 足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 そういたしますと、水鳥公園の入館者数とその内訳についてでございます。まず、入館者数についてでございますけれども、令和4年度が1万7,925人、そして令和5年度が1万8,422人、そして令和6年度が1万7,656人でございます。

次に、その内訳、令和6年度の内訳についてでございますけれども、一般の来館者で大人が1万939人、そして子ども、こちらについては中学生以下になりますけれども、2,834人でございます。また、その内数となりますけれども、外国の方にも380の方に来館していただいております。そして、それ以外、一般の来館以外では、環境学習など市内の小学校から3,883人が来館している状況でございます。以上でございます。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 その入館者数について、どのような受け止めをしておられるか伺います。

○松田分科会長 足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 入館者数の受け止めについてでございます。令和元年度につきましては2万2,000人以上の来館がございましたが、コロナ影響によりまして、その翌年には約6,500人程度が減少した状況にございました。しかしながら、コロナ前までとはいきませんけれども、徐々に来館者数が戻りつつある状況というふうに考えているところでございます。以上でございます。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 一般質問で稻田議員から、何か外国人のアプリ利用によって訪れられたランキングで米子市ではレンタサイクルに続いてこの米子水鳥公園がということで、ちょっと外国人観光客から見て水鳥公園というのはどのように受け止めておられるのかなというところに興味を持ちました。日本有数の水鳥の楽園ということで、世界から見ても希有な施設ではないかなと思っておりますし、研究の場所という意味でも非常に重要な位置づけがあると思っております。

この水鳥公園を外国人の方、日本国内の方に向けた観光スポットとしてより活用するというについての御見解を伺います。

○松田分科会長 足立市民生活部次長。

○足立市民生活部次長兼環境政策課長 観光スポットとしての活用策についてでございます。水鳥公園は、条例で定められておりますとおり、一義的には環境学習施設という位置づけにあります。ただ、その一方で、水鳥公園につきましては西日本最大のコハクチョウの集団越冬地でございまして、また日本で確認された鳥たちの約40%が記録されるなど、集客についても可能性がある施設と思っておりまして、より力を入れていく必要があ

るというふうにも考えているところでございます。

このことから、水鳥公園の価値を高めまして、例えば魅力を再発見し、集客につなげられるような施策を現在検討しているところで進めております。その詳細につきましては、来週24日になりますけれども、民生教育委員会の環境基本計画の中間見直しの報告におきまして御説明させていただきたいというふうに思っております。

また、ちょっと若干付け加えさせていただきますと、米子市の「インスタグラム」あるいは「よなご環境Ch.」におきまして、最近、水鳥公園に関する情報をアップさせていただきました。10月には水鳥公園30周年が控えておりまして、今後さらに情報を上げていきたいというふうに思っておりますので、そちらについても御覧いただきたいと思いますし、委員の皆様にもその情報を拡散してやっていただけたら幸いだというふうに思っております。以上でございます。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 私もインスタグラムの動画見せていただいて、館長さんもすごく頑張っておられて、思わず拡散に協力というような形がありました。

観光スポットということで、自分が観光客として行った場合、やはりその土地ならではのストーリーというもの、スポットのストーリーというものをすごく重視して、そういうものに触れたくて行くというような思いがあります。この水鳥公園に関しましては、市内のお母さんたちが鳥が一番環境に敏感であると、子どもたちを守るためにまず鳥にそれに気づいてもらうための水鳥公園が欲しいということでお母さん方がロビー活動をされて、その末に出来上がった市民活動による施設であることを伺っております。そういうストーリーというものも絡めて水鳥公園の魅力につなげていただけたらなと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○松田分科会長 よろしいですか。

以上で市民生活部所管部分の審査を終了いたします。

予算決算委員会民生教育分科会を暫時休憩いたします。

午後1時53分 休憩

午後1時56分 再開

○松田分科会長 予算決算委員会民生教育分科会を再開します。

次に、議案第72号、令和6年度米子市一般会計等の決算認定についてのうち、福祉保健部所管部分を議題といたします。

決算に係る主要な施策の説明書の35ページ、事業番号61番、重層的支援体制整備事業について。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 相談受け付けられたのが530件という御報告でしたけれども、入り口はどこかの相談窓口であったかということについて教えていただきたいと思います。

○松田分科会長 渡部福祉政策課長。

○渡部福祉政策課長 令和6年度に「えしこに」で受けました相談件数530件のうち、どこからつながってきたかというお尋ねでございますが、まず274件、約52%が主に本人、御家族等でございます。続きまして、支援機関からが125件、約23%、府内各課からが78件、約15%、地域からが53件、約10%でございます。

なお、相談総数 530 件のうち 491 件が終結をしておりまして、39 件が未解決として継続支援をしているものでございます。以上です。

○松田分科会長 福祉課長のとこちょっと、マイクの。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 支援機関約 23% ですけれども、その内訳というのはどのような把握になっておりますでしょうか。例えば地域包括支援センターであるとか障がいであるとか、その辺がもしお分かりでしたら教えていただければと思うんですけど。

質問の背景というのは、地域包括支援センターがもともと高齢者の皆様やその家族等から多種多様な問題を適切に支援につなげていくという総合相談を実施する、包括的な支援をするという機能があったと思うんですけど、それがしっかり今、中核拠点として機能しているかというのが気になったもので、支援機関の内訳が分かれば教えていただきたいと思います。

○松田分科会長 渡部福祉政策課長。

○渡部福祉政策課長 支援機関の内訳のお尋ねでございますけども、530 件のうち、相談件数が主にやっぱり一番多いのが 65 歳以上の高齢者の方に関する御相談ということになっておりますので、支援機関としては地域包括支援センターからつながってくるものが多い状況にございます。以上です。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 分かりました。

今じゃなくてもいいですので、具体的に地域であるとか庁内各課というのを細かい分析等されていましたら後で情報提供いただきたいと思うんですけども、可能ですか。

○松田分科会長 渡部福祉政策課長。

○渡部福祉政策課長 分析はいたしておりますので、後日提供のほうさせていただけると思います。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 ありがとうございます。次の質問にも関係してくるんですけども、地域からというところについて、10% ということですね、この辺り、民生委員さんとかどういった方々からつながってきているのかなというところで、ぜひ情報提供いただきたいなというふうに思います。

次の質問なんですけれども、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業についての角度から御質問です。本事業の基準と必要性、また事業件数についてお伺いします。

○松田分科会長 渡部福祉政策課長。

○渡部福祉政策課長 本事業の基準、必要性につきましては、国が示す重層的支援体制整備事業の実施要綱及び実施要領におきまして、長期にわたりひきこもりの状態にあることなど、複雑化、複合化した支援ニーズを抱えながらも必要な支援が届いていない方に支援を届けるため、当該本人と信頼関係を築くつながりの形成に向けて、時間をかけた丁寧な働きかけを行い、関係性を構築することが必要であるというふうに示されております。

これに基づきまして、各ケースにつきまして支援関係者を集めて情報共有と役割分担などの調整を行う重層的支援会議を開催いたしまして、事業の実施を決定してることでございます。

本事業につきましては、令和6年度、9件の対象者に支援を行ってきたところでございますが、これ以外にも、「えしこに」で相談を受けまして継続的に支援を行っているものが39件ございまして、こちらにつきましても電話や訪問、定期的な見守り支援を行っているところでございます。以上です。

○**松田分科会長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 今の御報告以外のところは問題が解決したと、この案件については解決したというカウントされてるのが90%以上ということで、すごく「えしこに」の体制というのは充実してきているんだなというふうに受け止めさせていただきたいというふうに思うんですけども、市民の皆様に「えしこに」というのがどのように映ったのか、総合相談支援体制というのはすごく期待をされ、今は形が整うためにどういうふうにしようかって今見直しの最中だと思うんですけど、より身近なところに「えしこに」が感じられていて、より地域からの声というのが上がっていくべきじゃないかなというふうに思っているんですけど、この辺り、53件の10%だったというところについて、部長、どのように受け止めていらっしゃるかお聞かせいただければと思うんですけど。

○**松田分科会長** 塚田福祉保健部長。

○**塚田福祉保健部長** どこに相談をしていいか分からぬといったような御相談をまず「えしこに」で受け止めて、その中で、何といいますか、適切な支援機関につながるケースもありますし、複雑化、複合化したケースについては「えしこに」が引き受けて交通整理をしていくといったことがございますので、一定の役割を果たしたと、この間、思っておりますけれども、まだ市民の皆様からいただいた相談件数が53件というところでは、まだ今後とももっと知つていただいて総合相談支援体制が機能的に働くように取り組んでいかないといけないというふうに認識をしております。

○**松田分科会長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 思い共有できてるというふうに…。

○**松田分科会長** 塚田福祉保健部長。

○**塚田福祉保健部長** 530件のうちの市民の皆様からが53件ということに対しては、まだこれからも努力をしていく必要があると考えております。

○**松田分科会長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 同じ思いです。結局包括から来た、それぞれの専門機関から「えしこに」に来たといつても、それが総合相談を包括的に受け止めていると思えば、市全体の施策としては間違つてないというふうに思つんですけども、やっぱり市民にとっての「えしこ」にがよりどこまで近づいていけるのかというの、これからどのようにこの体制を整理していくのかという、まだまだ過渡期なんじゃないかなというふうに思つております。共有できていると思つますので、今後もよろしくお願ひいたします。

次の質問になるんですけども、今までずっと会派としても私自身も、近くに気になる方がいらっしゃる、そこに気づいた人がどのように行政に、それが「えしこに」であろうが、どこの課でも、民生委員さんも含めてつながっていくことができるのかという社会の機運を高めていくというところについての取組というのが必要じゃないかなというふうに繰り返し申し上げてきたところではありますけれども、地域や支援窓口とつながっていくための地域の見守り、伴走の在り方ということの体制構築について、現在の検討状況につ

いてお聞かせください。

○松田分科会長 渡部福祉政策課長。

○渡部福祉政策課長 地域のほうから相談窓口につながっていくような取組というお尋ねでございますけども、まず今年度から鳥取県におきまして、支援が必要な方と支援機関の間に立ちつつ支援につなぐ役割を果たす方の養成を目的としました、とつとり孤独・孤立サポーター研修が実施をされております。また、本市のほうでは令和5年度から、人と地域とつながる研修のフォローアップ企画ということで、一定の研修を終わられた方のさらに人材育成を目指してフォローアップをするような取組を実施いたしております。今後も鳥取県と連携をいたしまして、孤独・孤立サポーターの普及に努めてまいりたいというふうに思っております。

それから、地域から相談がつながってる分ですけども、「えしこに」におきまして、令和4年度、「えしこに」を開設いたしておりますけども、少しずつではありますけども、自治会長さん、民生委員さんからつながるものというの、少しずつですが増えてきてる状況にはございます。今後も引き続きまして、自治会長、民生委員、在宅福祉員の皆様をはじめとする地域活動されている方に対しまして、「えしこに」や地域機関などの周知啓発を行うとともに、連携をして相談支援に努めていきたいというふうに考えております。以上です。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 市民の皆様に対しての働きかけ、意識を変えていただくための取組というところについての検討状況というのは、今の御答弁では受け止めることができませんけども、できてないんでしょうか。

○松田分科会長 渡部福祉政策課長。

○渡部福祉政策課長 市民の方への啓発というところでございますけども、先ほど言いました孤独・孤立サポーターのほかにも、各分野におきまして様々な複数のサポーター制度、例えば認知症サポーターであるとかそういったサポーター制度があるというふうに認識をいたしております。

それぞれの分野ごとの支援が必要な方の特性を理解をしていただいて、必要な支援をしていくという意味では、理念としましては地域共生社会の実現、そういったことも含めまして同じだというふうに思っております。

そういった各サポーター制度を見る化したりであるとか、それらをコラボレーションするなど、そういった取組を考えていきたいというふうに考えております。以上です。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 私が今まで言ってきたことが御理解いただけないのかなという、結局そういった意識を持ってサポーター養成講座を受けられた方であるとか民生委員さんとか、そういった方ではなくて、隣の方が気になるよといったときに、この人が既に行政につながっていようがいまいが、私には気になるんですけど、冷蔵庫の中身がないんじゃないかなと思うんですけど、そういうような一報が入るような、お気軽にどうぞ連絡くださいという仕組みを鳥取のつながるサポーターのような仕組みが要るんじゃないですかって言ってきたんですけど、全く御議論の形跡を感じることができません。このことについてはしっかりと申し上げ、強く要望しておきたいと思います。

実際地域からの10%、53件というところが、今回改めて決算の委員会に向かって伺ったところ、出てきてるものの中の一部だと思います。支援機関につながったのも市民からの声であったかもしれませんけれども、しっかりとその辺り御協議を真剣にしていただきたいと思いますけど、部長、いかがでしょうか。

○松田分科会長 塚田福祉保健部長。

○塚田福祉保健部長 先ほど福祉政策課から答弁いたしましたけれども、この間、総合相談支援体制の中で、最初は本市独自のサポーターといいますか、研修をしておりましたけど、途中から鳥取県の研修でやっていただくこととなりまして、地域つながるサポーターをやってるんですけども、やはり委員さんおっしゃいますように、やはりそれでは、この間数年やってきましたけれども、身近な場所で支える、誰かが気づいてあげるとか、そういった支える仕組みというのがなかなかまだ、この研修では私としてはまだ広がりが足りないと考えておりまして、今課題だと認識をしておりますので、誰かが気づいて、どこか支援機関に伝えるような仕組みですとか、もっとはつきりとした役割はないんですけども、何か緩やかでもみんなで支えていけるような何か仕組みができればいいように、課題だと認識しておりますので、今後考えていきたいと思っております。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 ぜひよろしくお願ひします。支えてください、プレーヤーになってくださいではなくて、お気づきにならせひとと市に教えてくださいだと思うんですね。そこからだと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。以上です。

○松田分科会長 強い要望ということで、指摘までではないということでいいですね。

[「指摘したいんですけど」と矢田貝委員]

○松田分科会長 いいですか。

[「いいです」と矢田貝委員]

○松田分科会長 矢田貝委員、いいですね。

[「強く要望します」と矢田貝委員]

○松田分科会長 強く要望、はい。

次に、32ページ、事業番号55番、生活困窮者自立支援事業について、先に伊藤委員から。

伊藤委員。

○伊藤委員 まず、決算額5,112万3,000円に対して決算額3,734万1,000円の理由についてお尋ねします。

その前に、今も矢田貝委員からいろいろお話をありがとうございましたが、地域の中で生活困窮者たくさんいらっしゃるということですが、なかなか解決に至らないとかうまくいかないと、行政でたらい回しになるというような御相談があつたりします。また、困った方の相談が、令和6年も物価高騰でしたし、高齢化も進展してますし、孤独・孤立も本当に実態として多くあって、社協につなぐ、またつなごうとしても既に行ったけど何もなかったとか、何かできることはないと言われたとか、何かそういうようなことがあったのに予算額に対して決算額が少ないというのはどういうことかなと思って、ちょっと伺いたいと思います。

○松田分科会長 足立福祉保健部次長。

○足立福祉保健部次長兼福祉課長 予算額と比べて決算額が低い理由というところでご

ざいます。この予算額の内訳でございますけれども、主に委託料とか扶助費がほとんどを占めております。委託料のところは予算額どおりですけれども、扶助費という部分、これは住居確保給付金の支給額というところでございまして、この部分について、前年度の実績に基づきまして予算計上いたしましたけれども、申請者数のほうが見込みよりも少なかったことによるというふうなことでございます。

○松田分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 だから、結局ここの減というのは、住居確保の部分の申請が少なかったということですよね。住居確保だけの限定的な理由ですよね。

だけれども、私が先ほど言ったのは、全部の委託のところの中の事業なのかなと。相談だとか、あと生活が今できませんというようなことになると、私も同行させていただいたことがあります。貸付けですか、フードパートナーですかって、何か二者択一みたいに言われます。すごくたくさんいろいろ聞かれるわけではなく、生活に困っていますと言うと、貸付けですか、フードパートナーですか、どちらか選ぶんですと言われるんですよ。大体が貸付けを選ばれると思いますが。フードパートナー1回限りなので。貸付けを選ばれるんですけども、結局は多くは貸付けの要件に合いませんでしたとか貸付けに至りませんでしたで終わりだったことがあるのかなと思います。やっぱり生活困窮者自立支援事業なので、生活困窮の実態を見て、何にお困りなのかやっぱり伴走支援、寄り添い支援をしながら、相談につなげて自立まで持っていくというふうなところが必要なんだと思うんですけども、結局は、この最後のところの自立支援の件数と割合、成果、改善点についてというふうに聞いてますけれども、自立支援計画もできなかったみたいなようなところがあるんですけど、そこら辺のところをちょっとお答えいただけたらと思います。

○松田分科会長 足立福祉保健部部次長。

○足立福祉保健部次長兼福祉課長 今の御質問、生活困窮者、自立支援の件数ですか割合ですか成果、改善点みたいなところのお答えをさせていただこうと思います。

この支援計画ですけれども、本人さんと話合いをしまして、目標を設定をさせていただいて、目標を達成したものというものを終結というふうにしておりまして、令和6年度の新規の計画の策定数は83件でございます。令和5年度以前からのものも含めて、令和6年度に終結をしたものが99件、継続としたものが20件であったというところでございます。

改善点として考えてるところでございます。成果に結びつかなかった支援内容を見直して、関係機関との連携を強化するということが上げられるというふうに思っております。

今後も個別性を重視した支援計画の質を高めるとともに、対象者の自立に向けた効果的な支援というのを実施していくというふうに考えております。以上です。

○松田分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 私が感じたところでは、こういうことが要因で自分は困っているんですよとはつきりしたようなものがあれば自立計画や支援計画につなぐんだと思うんですけど、整理ができず、もやもやとしながらいつも生活に困っているというような方はやっぱり伴走支援というものが一定程度必要で、その中で改善点を見いだすというようなイメージなんですね。だけども、そこはあんまり何かないように思うんですけども、どうお考えなのか、どうお感じなのか教えてもらいたいと思います。

○松田分科会長 足立福祉保健部次長。

○足立福祉保健部次長兼福祉課長 相談から支援プランにつながるという件数は、相談件数に比べてもかなり少ない数にはなってると思います。支援プランを作成するということになるとかなり本人さんからの話を聞き取って、どういったことに困ってられるのかというところをしっかり聞いた上でなければ次に進めないというところもあるし、お話を聞きながら、やっぱりやめますという方もいらっしゃると思うんですけど、1回の相談でなかなかそこまでには行かないということは多分にあると思っています。1回相談を受けたのでそれ以降は何もしていないということではなくて、やっぱりそういった方に対してフォローといいますか、そういうことはさせていただいているというところでございます。そんな中でプランにつながった件数というのが83件ですかね、その程度であったということではありますけれども、決して1回だけ相談を受けてどうこうということではなくて、やっぱりその後のことも当然相談に乗りながらさせていただいているようなところでございます。

○松田分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 福祉課は生活保護も持っていますけれども、生活保護よりかはもっと大きい、もっと多い人数が生活困窮者さんですよね。だから、その生活困窮者さんの中の生活保護を受給する方というのは、ほんの一部だと思うんですね。それほど生活困窮者さんは、割合的には多いんだと思うんです。

福祉課の中で生活保護もそうだけれども、社協の中の生活困窮者でもね、この事業に合う合わないという、制度に合う合わないというような考え方でお話を聞くとしたら、自分のところはできることがないなというふうになってしまふんではないかと私は想像しているんです、いつも。そこのはざまに落ちていく方というのが決して少なくはないなと、この数字から見えるんじゃないかなと思うんですね。

それで、よく言われるのが、弁護士に相談してくださって言われるんです。弁護士に相談してくださって言われるんだけれども、弁護士へつなげた後、別にどこの弁護士に行ってくださいとか、何時何分のここに行ってくださいとかそういうことではなくて、弁護士に相談されたほうがいいですよというふうに言われるらしいんですけど、その後のフォローについては、どのようにしていらっしゃるのかお尋ねします。

○松田分科会長 足立福祉保健部次長。

○足立福祉保健部次長兼福祉課長 弁護士に紹介というか、相談を促した後のフォローというような話だと思います。弁護士というのが、基本的には法テラスを御案内するような形にはなろうと思います。必要に応じて職員が同行して法テラスに相談に行くこともありますし、その後も適宜、進捗状況を確認をさせていただいておりまして、お困りのことがあればいつでも御相談いただけるということを御本人様にはお伝えをして、そのようにさせていただいております。

○松田分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 お答えにあったように、そのようにしっかりフォローしてらっしゃるんだったら、それはそれでもっともっと解決につながっていくんじゃないかなとは思うんですけど、弁護士へのつなぎ、必要な方というふうに言われましたけれども、できれば全員の方に弁護士に同行しましょうか、弁護士一緒に行きましょうかというふうに声をかけていた

だきたいと思います。必要があればというとなかなかやっぱりちょっと引いちやうというところがあると思うんですけれども、しかも御相談された方はお金がなくて來てるのに、弁護士というとお金がかかると思うので、やっぱり行けませんというふうに言われるんですね。法テラス3回まで無料なのかな、法テラスに当てはまるかどうかも自分はよく分からなかつた、お金がかかるとしたら行けないというふうになって、結局社協に行っても何にもなりませんでしたみたいな話をいまだに多く聞きますので、またそのようなことがないようにきめ細やかな丁寧な対応をしていただくように、さらにね、今もしてらっしゃると思うんですけど、さらにお願いしたいと思います。強く要望します。以上です。

○松田分科会長 同じ事業。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 私は、質問項目のポツの3つ目のところですね、伊藤委員もおっしゃいましたけども、具体的な計画に、また支援につながらなかつたケースというのが、今の御答弁を聞きながら、あの分、この分で足しても半数以上が結局は収束に近いというか、小康状態になってそのままになっているということだと思うんです。一度こういった支援が必要と思った方って、急性期、またちょっと落ち着いて、また緊急で対応が必要という、その繰り返しであって、いっときよく見えてもなかなかそうはいってないだろうというふうに思って、そのときにこそ、「えしこに」の伴走支援であったりとかいろんな体制が必要だというふうに思っているところがありますので、ぜひ部長を中心に体制を整えていただきたいなというふうに強く要望しておきます。以上です。以上じゃない、もう一つです。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 ごめんなさい。もう一つ、これらの情報のデジタルを使っての情報の共有であるとかデータの保管というのは、今どのような現状になっていますでしょうか。「えしこに」とふれあいの里の地域包括が一緒であった頃というのは、少しその辺りで何か連携みたいなものも模索されてたのかなというふうに私自身はイメージしてるんですけど、今そこがすっかり離れて、ふれ里の包括というのは完璧に包括としての機能になっているので、情報の共有という部分では総合相談と「えしこに」と今おっしゃるような自立相談のケースというようなところがどのように補完されていて、あのときのあのケースだなというのがすぐ分かるような形というのがなっているものでしょうか。

○松田分科会長 渡部福祉政策課長。

○渡部福祉政策課長 総合相談体制の中での情報共有の仕組みですけども、まず市の庁内福祉保健部とこども総本部中心になりますけども、相談を受けた情報を共有する情報共有システムを持っておりますので、そちらのほうで共有を図っております。

ただ、そのシステムを市以外のところとちょっとつなげるということは個人情報の保護等の関係で今はしておりませんので、例えば社会福祉協議会であったり地域包括支援センター、状況共有ということになれば、一番やっている形としては重層的支援体制整備事業の中の重層的支援会議の枠組みを使って情報共有をして役割分担をすると、そういった方法を取っております。以上です。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 分かりました。なかなか市側からは出せないと思うんですけど、逆に現場からこういった方がいらっしゃるという情報というのは集約していく方法というのは考え

られるんじゃないかなというふうに思います。本市のいろんなこういったシステムを構築していく力というのが決して他市に劣っているとは思わなくて、一生懸命取り組んでいらっしゃるというふうに思っておりますので、よりよい情報共有の仕方があればフォローがしやすくなっていく部分もあると思いますので、この点は求めておきたいと思います。以上です。

○松田分科会長 次に、67ページ、事業番号125番、生活保護扶助費について、門脇委員、渡辺委員。

門脇委員。

○門脇委員 この事業につきましては、聞き取りの段階で理解いたしましたので、取下げとさせていただきます。

○松田分科会長 取下げですね。

次に行きます。40ページ、事業番号71番、障がい者相談支援事業について。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 質問の1点目は理解をさせていただきましたので、2点目について伺いたいと思います。

事業別の決算額、委託料の決定根拠について伺います。

○松田分科会長 伊藤福祉保健部次長。

○伊藤福祉保健部次長兼障がい者支援課長 障がい者相談支援事業についての委託料の決定の根拠と事業者別の決算額についてのお伺いというところでお答えさせていただきます。

まず、委託料の決定なんですけれども、まず事業所に在籍されております相談支援専門員1人当たり550万円、あと事務費33万円、これはいずれも消費税を含む額でございますが、これを根拠に、4事業者と相談支援専門員の配置人数に基づきまして契約をしているというところでございます。

また、事業者別の委託料につきまして、相談支援専門員を2名配置している事業所とは合計1,166万円、3名配置している2事業所とは1,749万円で契約してあるところでございます。

決算額におきまして、令和6年度につきましては、年度途中に委託契約に関する消費税相当額の考え方を見直したというところがございまして、各事業所の修正申告の時期や内容に応じまして、過去5年度間の消費税額を保証金として補正予算を計上し、追加的に支出したということがございまして、以前の年度よりも決算額のほうが増加したということでございます。以上です。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 計算の仕方というのはよく分かりました。ありがとうございます。

相談支援専門員さんの経験年数であるとか、その事業所で複数の相談員さんがいらっしゃる場合と1人で全力で頑張っておられる場合というので、お1人当たりの担当件数というのが標準的なものが、ここまで受けてもいいというようなものがないわけですけども、その辺り把握されているんでしょうか。お一人お一人の相談員さんの計画作成状況というのはつかんでいらっしゃいますか。

○松田分科会長 伊藤福祉保健部次長。

○伊藤福祉保健部次長兼障がい者支援課長 こちらの障がい者相談支援事業は、先ほど委員さんおっしゃいましたように決まった件数というものがございませんで、様々な相談を受けるという体制で配置していただいております。というところでして、決まった件数、何件までならいいよというところはございませんで、各事業所がそれに対応できる件数を実績報告としていただいているというところでして、各事業所におきましてその件数というのは様々、ちょっと差が生じてるというところでございます。

また、計画相談については一件一件、誰がその計画を受け持っているか、担当しているかという、こちらでは把握しておりますので、計画相談については1人当たり、この人が何件持っている、そこは把握しているとこです。以上です。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 計画相談に至る割合というのは分かりませんけれども、ニーズに対して応えられているかというと、実際どのような感じでしょうか。

○松田分科会長 伊藤福祉保健部次長。

○伊藤福祉保健部次長兼障がい者支援課長 これら相談支援事業所におきまして委託業務としておりますのが、障がい者の相談支援事業、一般相談と言われる福祉サービスの利用の援助に関する業務や社会資源を活用するような支援に関する業務、あとその他では、地域の自立支援協議会の協力とか専門的な相談支援というのも複合的に行っておりますが、一応こちらのほうで把握しているのは、一般相談として実績報告をいただきまして確認をしております。確実にニーズに対応してるのはちょっと実態はそこまで把握しておりませんが、実績報告としてどのような相談が寄せられているかというところは把握して、こちらで認識しているというところでございます。以上です。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 分かりました。

それぞれの相談支援専門員さんが全て全般の一般相談として対応できているのか、もしかしたら指定特定枠が終わりなのかなって私自身も深く勉強してないので分かりませんけれども、しっかりとその辺り、もし足りないのであれば、この分野の得意とされる相談員さんをどこかの事業所等に御協力をいただきながら初任者研修に向かっていただくとか、その費用をしっかりと後押ししていくというような、市が米子市の中の相談支援専門員の充実を意識して、障がいの種別によるのではなくてバランスよく相談対応いただけるような体制の構築に必要であれば向かっていただきたいなというふうに思いますけど、いかがですかね。

○松田分科会長 伊藤福祉保健部次長。

○伊藤福祉保健部次長兼障がい者支援課長 相談支援体制におきましては、これまで議会のほうでも御答弁させていただいたとおり、しっかりと充実を図るために取り組んでおりますが、なかなか相談支援専門員の数が十分に体制として配置されていないという現状はこちらも把握しておりますので、先ほどおっしゃいましたように各事業所の状況をお聞きしております、そういうところで研修への案内であるとか今後の体制の支援の在り方、こういったものを米子市としてちょっと今考えてるところでございますので、今後もそういう体体制強化に向けて取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 分かりました。

初任者研修だけではなくて、相談員さんには5年ですかね、その後のフォロー研修というんでしょうか、言葉が分かりませんけど、そういういたものもしっかりと必要になってくると思いますので、今後も相談員さんが減ることなく、よりしっかりと各事業所において御活躍されますように後押しをお願いしたいと思います。以上です。

○松田分科会長 次に、42ページ、事業番号75番、地域活動支援センター運営事業について。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 質問の1つ目はさせていただきませんので、2つ目、1か所当たりの補助金934万円、その上限を定められていらっしゃいますけど、算定の根拠についてお伺いさせていただきます。

○松田分科会長 伊藤福祉保健部次長。

○伊藤福祉保健部次長兼障がい者支援課長 1か所当たりの補助金934万円の根拠についてでございます。米子市の地域活動支援センターの規模によっても補助額は決定しておりますけれども、米子市の3事業所につきましては、1日平均の利用人数がおおむね10人以上で、専任指導員2人以上の配置を要件とするⅢ型ということで規定しておりますが、こちらの補助金の交付決定をしてるところでございます。

補助金の算定につきましては、人件費と事務費を積算しております。1人当たりの人件費は437万円で、配置基準の2人分で874万円、事務費が60万円で、合計で934万円を根拠として補助しております。以上です。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 この地域活動支援センターというのは、障がいの計画支援につながりにくい方にとっては本当に大事な居場所であり、通い先になってくるところだと思いますので、今3事業所がやってくださってるんですけども、より安定的に継続していただけるよう、必要ならば補助金の見直しも必要だというふうに思います。

先ほどの相談員につきましては、550万というふうにお答えになっておりましたけども、この地域活動支援センターについては、市である程度事業が決めができるものではないかなというふうに思うところがありますので、さらなる見直しが必要な場合についてはお願いをしたいというふうに思っております。以上です。

○松田分科会長 次に、44ページ、事業番号79番、重度障がい児者支援事業について。

岡田委員。

○岡田委員 すみません、これ事前の聞き取りで了解させていただきましたので、もう結構です。ありがとうございます。

○松田分科会長 次の質問です。44ページ、80番、聴覚障がい者生活支援事業について。

又野委員。

○又野委員 この事業についてですけれども、いろいろ取り組んでおられるようですが、実際どれくらい支援につながってるのはとか広がっているのかというのはちょっと分かりにくかったので質問させていただくんですけれども、例えば事業の成果、例えばと

いうか全部になるんですけども、（1）の会計年度任用職員のことですし、（2）の手話通訳者及び要約筆記者派遣事業、そして手話奉仕員養成事業、高齢聴覚障がい者生活支援事業、それぞれの内容と実績、（3）のところのファクス等による緊急情報の配信の、これも内容と実績、（4）の聴覚障がい者地域交流拠点の運営費の補助、これも内容と実績、分かる範囲で教えてください。

○松田分科会長 伊藤福祉保健部次長。

○伊藤福祉保健部次長兼障がい者支援課長 聴覚障がい者生活支援事業の各事業の内容と実績についてお答えさせていただきます。

まず、手話通訳者の会計年度任用職員、短時間職員としての配置につきましては、手話通訳者の資格を有する職員を障がい者支援課窓口に配置しております、市役所に来られます、聞こえない、聞こえにくい方への対応をしております。

続きまして、地域生活支援事業としての手話通訳者、要約筆記者の派遣、手話奉仕員の養成研修、まず手話奉仕員養成研修事業につきましては、手話通訳者、要約筆記者の派遣、手話奉仕員の養成研修につきましては、鳥取県聴覚障害者協会へ委託して実施しております。令和6年度の派遣件数ですけれども、手話通訳者は1,049件、要約筆記者は26件、令和6年度の手話奉仕員の養成研修の修了者は51人となっております。

続きまして、高齢聴覚障がい者生活支援事業につきまして、高齢の聴覚障がい者の日中活動の場を設け、社会参加の促進する事業を「西部ろうあ仲間サロン会」へ委託して実施しております。令和6年度の利用者数は延べで436人でございます。

続きまして、緊急情報のファクス等による配信事業についてですけれども、防災無線で配信いたします防災情報や防犯情報などをファクスまたはメールでお知らせしてることでございます。登録者は60人となっておりまして、令和6年度の配信実績は22件となっております。

最後に、聴覚障がい者の地域交流拠点の運営費の補助についてでございますが、こちらは聾者、聾児の世代間、地域住民との交流を図る事業に対して補助金を交付しております、補助先の事業者が実施しております事業実施回数は73回となっております。以上です。

○松田分科会長 又野委員。

○又野委員 それぞれの事業、結構利用されてる方とか実績があるというのが分かりました。

続いて、それぞれの事業、決算額てるんですけども、事業費のそれぞれの内訳というのを教えていただいてもいいでしょうか。

○松田分科会長 伊藤福祉保健部次長。

○伊藤福祉保健部次長兼障がい者支援課長 それぞれの事業費の内訳ですけれども、聴覚障がい者意思疎通支援事業につきましては、1,312万7,906円になっております。手話奉仕員養成研修事業につきましては207万6,218円となっております。高齢聴覚障がい者生活支援事業は、これは委託ですけれども、185万円となっております。緊急情報ファクス等配信事業につきましては33万6,633円となっております。最後に、聴覚障がい者地域交流拠点確保事業としまして50万円の補助をしております。以上です。

○松田分科会長 又野委員。

○又野委員 事業費についても分かりました。

ちょっとそれぞれのところの中身なんですけれども、まず最初の会計年度任用職員さん、市役所の窓口に配置しておられるということですけれども、短時間の会計年度任用職員さんで、それで対応が十分できるのかといいますか、毎日の頻度というんですかね、その方が対応される、そこら辺分かれば教えていただけますでしょうか。

○松田分科会長 伊藤福祉保健部次長。

○伊藤福祉保健部次長兼障がい者支援課長 市役所の障がい者支援課に配置しております手話通訳者の対応状況ということだというふうに思いますが、こちら会計年度の短時間勤務職員で、週5日、9時から4時まで従事しております。令和6年度に窓口で手話通訳として対応した実績について確認したところ、1年間で88件ございました。月5、6回程度から10回程度という形で対応させていただいたということは確認しております。以上です。

○松田分科会長 又野委員。

○又野委員 じゃあ、短時間の会計年度任用職員さんで十分対応できるということでおろしいでしょうか。

○松田分科会長 伊藤福祉保健部次長。

○伊藤福祉保健部次長兼障がい者支援課長 通訳者にも確認をさせてもらいましたが、やはり若干勤務時間外に来られたという話が、やはり事後に耳に入ったというところがあり、何回かはあったというふうに聞いておりまして、全てに対応できたかということではなかったようでございますが、そういう際には一応事前に確認があつたり手話通訳者に連絡があつたりして対応してるようにはしてあるというところでございますが、もしこちらの手話通訳者の不在のときに来られましたら、やはり筆談であるとか、今であれば遠隔手話通訳のサービスなども利用しながら対応していくというふうに考えております。以上です。

○松田分科会長 又野委員。

○又野委員 じゃあ、おられないときも対応はできていると考えていいんですかね。そこら辺ちょっと教えてもらっていいですか。

○松田分科会長 伊藤福祉保健部次長。

○伊藤福祉保健部次長兼障がい者支援課長 手話通訳としまして、ちょっと対応ができるかというと、できてない状況も時間帯によってはあるかとは思いますが、手続に支障が出ないようにこちらも対応できるように考えておりますんで、できる限り支障が出ないように考えております。

○松田分科会長 又野委員。

○又野委員 そこら辺も、もしさらに充実できるように検討できるようなら、ちょっと検討していただきたいと思います。

それと、手話通訳者、要約筆記者の派遣事業ですけれども、これ県の聴覚障害者協会への委託ということなんですけれども、これ多分ある程度まとまって委託してるとは思うんですけれども、どういう契約になってて、多分市町村で負担割合ってあると思うんですが、そこら辺の計算の根拠とかというのがどういうふうになってるのか、ちょっと教えてもらっていいですか。

○松田分科会長 伊藤福祉保健部次長。

○伊藤福祉保健部次長兼障がい者支援課長 鳥取県聴覚障害者協会への委託についての内訳というか、委託経費の負担割合についてでございますが、まず聴覚障害者協会へは、鳥取県の西部地域の市町村で一緒に一体として共同で委託しております。各市町村間で全体の経費に対しまして均等割を5%分、人口割を75%分、前々年度の実績に応じた割合を20%を事務経費として案分し、各市町村で配分額を決定しているところでございます。以上です。

○松田分科会長 又野委員。

○又野委員 この部分が聴覚障がい者生活支援事業の事業費の中では一番割合が高いということでしたけれども、派遣事業ということなんで多分人件費が多くを占めると考えてよろしいですかね。

○松田分科会長 伊藤福祉保健部次長。

○伊藤福祉保健部次長兼障がい者支援課長 令和6年度におきまして、意思疎通支援事業の全体経費のうち、手話通訳者などの人件費に占める割合はやっぱり74%程度ございました。残りが事業経費ということで確認をしております。以上です。

○松田分科会長 又野委員。

○又野委員 これ、だんだん増額決算額になってるんですけども、やはり人件費ということで上がってきてるからというのも全体の決算額上がってる理由だと思っていいんですかね。

○松田分科会長 伊藤福祉保健部次長。

○伊藤福祉保健部次長兼障がい者支援課長 こちらの委託費が上昇しているというところでございますけれども、令和6年度におきましては、前年度と比較して人件費部分については人件費の見直しは行われておりませんが、事務経費のほうの見直しがあったりして経費がちょっと上昇しているところがございます。ただし、令和7年度、今年度なので決算ではございませんが、7年度に向けては人件費の見直しがあります、報酬額が増額したというふうに確認をしております。以上です。

○松田分科会長 又野委員。

○又野委員 7年度は報酬が上がってるということでしたけれども、できれば年々上がっていくものなのかなと思っておりまして、そこら辺もちょっと、ここ米子市だけの話じゃないんでありますけれども、協議をね、ほかのところともしていただけたらと思います。

それと、ちょっと分からぬのがファクス等による緊急情報の発信事業なんですけど、これお金がかかってるんで、どこで誰がやっているのかというのを教えてもらっていいでしようか。

○松田分科会長 伊藤福祉保健部次長。

○伊藤福祉保健部次長兼障がい者支援課長 こちらの緊急情報のファクス等配信事業についてですけれども、大阪の事業者に業務を委託しております、配信実績に応じて委託料を支払ってることでございます。仕組みとしましては、障がい者支援課に申込みをされた方を登録しております、防災安全課が配信内容を委託事業者に伝えまして、委託事業者から登録者に対してファクスまたはメールで配信するという仕組みで実施しております。

○松田分科会長 又野委員。

○**又野委員** なるほど。ちなみに、それは委託しないと市役所の職員という、市役所の中ではできないような内容なんでしょうか。

○**松田分科会長** 伊藤福祉保健部次長。

○**伊藤福祉保健部次長兼障がい者支援課長** 市でこれをやりますと、まずどのような情報、それぞれシステム化しないと、今登録者 60 人おりますが、それぞれどのような情報が必要かという申込みをいただいておりますので、それをまず選別していく必要がございます。そういった形になりますので、それぞれ防災情報、防犯情報であるとか、その他ちょっと広報的な、例えば具体的に言えば選挙の広報であるとか、そういったものをどのように配信するかをそれぞれ登録者に応じてやっておりますので、ちょっとそのような対応が必要になってくるので、全くできないとは言えませんが、事務としてちょっと煩雑な対応をしないといけない部分があるというふうに承知しております。以上です。

○**松田分科会長** 又野委員。

○**又野委員** ファクス等配信事業が 33 万 6,000 円ほどですかね、もし市役所で 1 人別に雇わないといけなくなったらまたそこの費用という面ではそれ以上かかるかもしないので、そこは分かりました。納得はいたしました。

ちょっとこの決算書を見て思ったんですけれども、このような本当利用実績とかもすごい分かったので、必要な事業なんですけれども、これだけを見ると、例えば市役所の会計年度任用職員だとか、あと協会への委託だとか、ろうあサロン会への委託だとか、それ全然別のところの事業をまとめて決算額で上がったりとかして、非常にどのような使われ方してるので分かりにくいので、ちょっとこら辺の書き方を見直していただきたい。というのが、質問を今回いろいろしながら思ったんですけど、そこら辺どうでしょうかね、考えていただけますでしょうか。

○**松田分科会長** 伊藤福祉保健部次長。

○**伊藤福祉保健部次長兼障がい者支援課長** 特にこの事業におきましては、先ほど委員がおっしゃいましたように、ちょっと委託と直営的なもの、あと実績の内容が多数混在しておりますので、やはりもう少し分かりやすいように、もう一つ具体的な事業をちょっと書ける範囲内でちょっと具体的に記載をしてお伝えできるようにしたいというふうに考えます。以上です。

○**又野委員** 分かりました。よろしくお願いします。以上です。

○**松田分科会長** 次に、事務報告 175 ページ、地域生活支援事業について。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 日常生活用具の給付見直しがあったわけですけれども、種目の追加について伺います。また、追加なさった理由についても伺います。

○**松田分科会長** 伊藤福祉保健部次長。

○**伊藤福祉保健部次長兼障がい者支援課長** 令和 6 年度におきまして追加しました種目の利用と周知について、お答えさせていただきます。

まず、障がい者団体などから要望を受けまして、その効果や性能、他市の状況などを十分に検討した結果、令和 6 年 4 月 1 日に暗所視支援眼鏡、人工内耳音声信号処理装置、併せて当該装置を利用される方が使用する専用電池や充電器など 6 品目の計 8 品目を追加し、また視覚障がい者用時計の耐用年数を 10 年から 5 年に変更したところでございます。

また、周知については、米子市ホームページへの掲載であるとか、あと特別支援学校や相談支援事業所等への情報提供を行ったところでございます。以上です。

○**松田分科会長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 過去にこの見直しについて拡大の要望をして質問もしてまいった者としては、今後もよりよく見直ししていただくために、何年かに1回というような要望があつたときにそこで改めて周囲の状況も確認しながら、またその性能もということではなくて、前向きに計画的に進めていくべきだと思うんですけれども、この辺りはどのようにお考えですか。

○**松田分科会長** 伊藤福祉保健部次長。

○**伊藤福祉保健部次長兼障がい者支援課長** 今委員がおっしゃいますように、日常生活用具の給付事業は、いろんな障がいのある方々のニーズに対応するものでございますので、それぞれの社会状況などもちょっと見ながら、適切に反映ができますように、何年かに1回、定期的に他市の状況であるとか各利用される方々の意見を聞く場などをちょっと聞く機会を設けていくというのは必要なことだと思っていますので、ちょっとそういったところで取組が考えていきたいなというふうに私どもも思っております。以上です。

○**松田分科会長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** ぜひよろしくお願ひいたします。

もう何年も前の質問だったので、このたび暗所視の眼鏡の補助が決定したということで大変うれしく思ったんですけど、やっぱり議会で取り上げるというところには、そこに背景があって御意見があって質問しております。そのときにも即答ではなかったんですが、このたびのタイミングで見直していただいて追加になっているというところは評価をさせていただきますけれども、しっかりとこれは当事者だけではなくて広く周知をしていくべきだというふうに考えております。これは強く申し上げておきたいと思います。

また、意見やそれぞの当事者とかいろんな方々からの聞き取りについてなんですけれども、がんとか病気等によって社会参加がしにくくなったりとか日常生活が営みにくくなっているいらっしゃる方というのもあると思いますので、ある程度日常生活用具についての市の裁量ができる範囲、それに似た形のいろんな備品補助の購入補助についても併せて御協議がいただければなというふうに思いますので、これは求めておきたいと思います。以上です。

○**松田分科会長** ちょっと3時になります。一旦休憩入れさせていただいてよろしいでしょうか、皆さん。

[「はい」と声あり]

○**松田分科会長** 予算決算委員会民生教育分科会を暫時休憩いたします。再開は3時15分といたします。

**午後2時57分 休憩**

**午後3時13分 再開**

○**松田分科会長** 予算決算委員会民生教育分科会を再開します。

39ページ、事業番号69番、福祉事業者ごみ出し拠点整備事業について。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** まず、10の事業所が登録されたということですけれども、利用実績につ

いて、またその利用された事業所の業務エリアはどのようにになっていたのか、もしお分かりでしたらお聞かせください。

○松田分科会長 山崎長寿社会課長。

○山崎長寿社会課長 まず、本事業の利用実績についてですけれども、本事業は令和6年6月に開始をいたしまして、事業の実施期間の間に最大で11のサービス事業者の利用登録がありまして、最終的に令和6年度の最終の時点では1事業者減りまして10事業者となっております。したがいまして、最大11事業者の実績としてお答えはさせていただきたいと思います。

まず、利用の人数ですけれども、事業者から利用届の提出をいただくんですけれども、その利用届の提出時に事業者の方から、想定される利用者の数というものを報告をいただいております。その人数が、高齢者の方及び障がい者の方、合わせて336名ということで報告をいただきしております、この336名の方の利用を想定をしているところでございます。

また、ごみ出し支援を実施して令和6年度末までに、合計で1万2,250リットル分のごみの回収を行ったところでございます。

また、登録事業者の業務エリアについてのお尋ねですけれども、こちらは登録事業者、主に訪問介護の事業者ですけれども、実際市内全域にわたって事業を展開しておられますけれども、ただ、事業者の位置する地区が市中心部ですとか福生、福米、加茂などの人口密集地に登録事業者が集中しておりますことから、恐らく業務エリアもそのような地域が中心になっているというふうに思われます。以上です。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 多分市内の全域ではなくて、活動の範囲の中で立ち寄れるから、そういうふうな想像をされたということ、私もそうだろうというふうに思います。

多分ですが、どのような声があったのかというのをつかんでいらっしゃると思いますので、それを踏まえて今後の設置場所の拡充の必要性についてどのように思っていらっしゃるのか伺います。

○松田分科会長 山崎長寿社会課長。

○山崎長寿社会課長 まず、利用者の方からの声についてですけれども、直接ごみを出される方から直接お声を聞くという機会がなかなかなかったものですから、登録事業者からのお声を聞いております。まず、登録事業者を通じて実際ごみを出される方は、「本当にごみ出し支援をしてくださって助かっている。感謝している。」というような声を聞いているということで報告をいただきしております。また、実際にこの事業に登録をしていただいている事業者からは、「時間帯を問わずにごみ出しができることでスムーズな支援につながった、継続利用をお願いしたい。」というような声がありました。

一方で、この事業に登録をいただけなかった事業者からもお声を聞いておりますけれども、これは、登録しなかった理由ですけれども、理由に関わることですけれども、「ごみ出し拠点への運搬に係る費用、その運搬の手間、そういったことがネックになって、この事業の利用が難しい。」というような声をいただいたところでございます。そういったお声を聞きまして、今、6年度につきましては、この拠点につきましては、ふれあいの里と心身障害者センターの2か所のみで展開でしたけれども、今年度からは、新たに弓浜地域老人福祉

センターに3か所のごみ出し拠点を新設する予定としております。また、あわせまして、福祉事業者の方に御協力をいただきまして、実際に個人宅から持ち帰った家庭ごみを福祉事業者の中に専用のごみストッカーを置かせていただきまして、そこに持ち帰ったごみを集積をしていただき、それを市のほうで回収すると、そういう取組も新たに実施する予定でございます。いずれにいたしましても、また事業者ですか、事業者を通じて利用者の声を聞きながら、また設置場所の拡充等も引き続き検討してまいりたいと、そのように考えております。以上です。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 前向きに拡充される検討も伺うことができました。引き続きよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

○松田分科会長 次に、48ページ、87番、シニア世代活躍応援事業について。

吉岡委員。

○吉岡委員 この事業、たくさんの実施事業があるわけですが、27地区で行われている敬老会の参加率について、まず伺います。

○松田分科会長 山崎長寿社会課長。

○山崎長寿社会課長 本事業の敬老会の参加率についてのお尋ねでございますが、この本事業におきましては、様々、全部で6つの事業を補助の対象にしておりまして、そのうちの一つ、敬老事業の一環として敬老会も補助の対象事業としているところでございます。この敬老会は、地区によって、取組の内容ですか、対象年齢が異なっておりますけども、実際に開催されておられる地区から数字をお伺いしましたところ、おおむね1割から2割ぐらいの参加率、多いところでも3割を切つてのような参加率ということで報告をいただいております。以上でございます。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 私の住む地域もたくさんの高齢者の方、住んでおられるんですが、やはり敬老会への参加は十数人というふうに伺っております。また、地域の集会所で行われているサロンにも、本当に数人の方、限られた方しか来られないということで、こういった事業、たくさんの事業ありますけど、地区社協の負担にもなるかと思いますので、少し見直しが必要かなというふうには考えております。

次に、地域のサポーター育成事業というものについて、どういった内容で、どういう方向で進めておられるのか、伺います。

○松田分科会長 山崎長寿社会課長。

○山崎長寿社会課長 地域のサポーター育成事業についてでございますけども、地域活動の担い手の育成は喫緊の課題と考えております。地域活動の担い手の育成に資する活動につきましては、この地域のサポーター育成事業として加算の対象事業と位置づけております。その地域のサポーター育成事業を実施していただく地区社会協議会におかれましては、補助金額を5%上乗せさせていただいているものでございます。令和6年度は、9地区におきまして、この地域のサポーター育成事業を実施していただいておりまして、その取組内容を各地区に情報提供を行いまして、周知を図っており、そういう取組もほかの地区にも広げていきたいと思っておりますし、今後も地域活動の担い手育成に向けて、地域のサポーター育成事業の推進を図つてまいりたいと考えております。以上です。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 ちょっと伺っても、何をサポーターするのかなという、地域活動の何を担うのかなというのがちょっと分からぬところがあるんですが、もし具体的に教えていただければと思いますが。

○松田分科会長 山崎長寿社会課長。

○山崎長寿社会課長 この地域のサポーター育成事業というのが、おっしゃいましたように、かなり幅広く活用していただいているものなので、なかなか捉えにくいというような声は確かに地域の方からもいただいております。具体的に実施していただいている内容、幾つか例をお示しをさせていただければと思いますけども、例えば地区のほうで講師を招待されまして、そういう地域活動に関する研修会といいますか、そういうものを実施していただいておられましたりですとか、認知症サポーター養成講座を受講してもらうような取組ですとか、そのほか、そういう地域活動の啓発のためのポスター作成、チラシ作成といった、かなり幅広ではありますけども、地域の地域活動の担い手を育成するという観点で、幅広く活用していただいているところでございます。以上でございます。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 何となくちょっとぴんとこないというか、本当にそこが地域が求めているものなのかなというふうに思います。敬老会などのイベントとか、集まりとか、そういうところから人材育成というところにシフトされるということは理解しますが、例えば先ほど矢田貝委員が言われたような、地域で見守っていただいて、少し行政につないでいただくというような、何かもうちょっと重荷のない形での見守りをしていただく方を増やすということが非常に大事ではないかと私も思っております。大山町のほうなんかは、おせっかいさんとかという形で、そういう地域によっていろんな呼び方、社会的手法でいえばリンクワーカーになると思うんですが、何かやはり私もそういう方々が地域にたくさんいて、目配りをしていただくということは非常に大事ではないかと思います。私の地域では、数年前に認知症のお母さんを息子さんが殺害するというような事件も起こっておりますので、やはりそういうことを繰り返さないためには、そういう目配りというものの人材を育てていくということは大事ではないかと思います。この事業がそこに適当かどうかというのはちょっと不明なんですが、今おっしゃっていたような研修会とか、認知症サポーター養成ということになると、また敬老会みたいな参加率とかいう問題にぶち当たるのではないかなと思いますので、もう少し方向性練っていただいて、推進をしていただけたらなと思います。これに関しては以上です。

○松田分科会長 次に、78ページ、事業番号147番、シルバーワークプラザ管理事業について。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 指定管理の期間、また、管理の内容と推移について伺いたいと思います。

○松田分科会長 山崎長寿社会課長。

○山崎長寿社会課長 シルバーワークプラザの指定管理の期間と管理費の推移でございますけれども、指定管理の期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までとなっております。現在、更新に向けて事務を進めているところでございます。指定管理料につきましては、令和3年から令和6年度まで、毎年81万2,000円となって

おりまして、この指定管理料の内訳といたしましては、警備業務委託、清掃業務委託、光熱水費等の管理経費となっております。また、決算額の中には、そのほかにもシルバーワークプラザの中でエアコンの改修工事を行っておりますので、金額としては、その金額も含まれてございます。以上でございます。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 1か月6万7,000円という計算みたいなんですけれども、このことについて、警備、清掃、光熱水道等の管理経費というところが適當かというの、ちょっと私、分からぬところがありまして、次にも関係してくるんですけども、センター運営事業のところとの関係性というのが少し何かすっきりしないなというふうに感じているところなんですけれども、それは置いときまして、減免対象以外の利用状況について伺いたいと思います。

○松田分科会長 山崎長寿社会課長。

○山崎長寿社会課長 シルバーワークプラザの減免対象以外の利用状況についてでございます。まず、減免の対象としておる取組については、事業といたしましては、行政の利用とシルバー人材センターが利用する場合は減免としておりまして、それ以外は、基本的には使用料を頂いております。令和6年度の減免対象以外の利用回数は24回でございました。利用料の収入は3万8,092円でございました。以上です。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 資料を様々見させていただいて、ほとんどが減免の方々の利用状況ということでございました。この点は理解をいたしました。

シルバー人材センターの中のワークプラザ部分というか、その利用というところが、高齢者に限らず、多世代の交流の場所として利用できるのではないかと、その辺の可能性についてはどういうふうにお考えでしょうか、伺います。

○松田分科会長 山崎長寿社会課長。

○山崎長寿社会課長 シルバーワークプラザの利用についてですけれども、シルバーワークプラザの2階にございます多目的ホールと会議室、これが貸し館として開放してるところでございまして、この2つの部屋につきましては、現在、実際のところはシルバー人材センターの事業など、高齢者を中心とした活動に利用していただくことが多いわけでございますけども、今御提案いただきましたような世代交流ができるような、多世代として利用ということも、特に制限は設けておりませんので、幅広く活用はいただけるものというふうに考えております。以上でございます。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 時間の拡大、曜日の拡大等については、現状と今後のお考えについてはいかがでしょうか。

○松田分科会長 山崎長寿社会課長。

○山崎長寿社会課長 シルバーワークプラザの開館時間等につきましてですけれども、今現在の開館時間は、日曜日と祝日、年末年始は休館とさせていただいておりますが、それ以外は、午前9時から午後6時までとさせていただいております。基本的には、この時間帯以外の利用につきましては、ふれあいの里が隣にございますので、そちらのほうを利用していただくことと今考えておりまして、今のところは、このシルバーワークプラザの利

用時間の拡大ということは考えておりません。以上でございます。

○**松田分科会長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 職員の就業時間というのは5時15分までなんじゃないかなというふうに思うんですね。土曜日はお休みだというふうに私は思ってたんですけど、そうではないという理解でしょうか。職員さんは、開場申請があったら、土曜日も勤務だし、6時までもいらっしゃるという、そういう理解でいいでしょうか。

○**松田分科会長** 山崎長寿社会課長。

○**山崎長寿社会課長** 土曜日は開館、利用していただけますので、職員の勤務については、市の中で調整をするという形でさせていただいております。以上でございます。

○**松田分科会長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 6時で閉館されるまで職員は残られているということですね。

○**松田分科会長** 山崎長寿社会課長。

○**山崎長寿社会課長** 6時までおって、最後、施錠するというところまで職員のほうが管理をしているということでございます。

○**松田分科会長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 月6万7,000円ということについて、ちょっと私、勘違いしてて、人材センターの職員さんの対応でいける範囲なのではないかなと。運営費のほうに組み込んで十分対応できる部分じゃないか。これが分かれてるというところが少し分かりにくかったんですけども、しっかりそこの利用があれば、就業時間を超えてでも受付のところの事務所におられるというようなことなんだと理解させていただきます。以上です。

○**松田分科会長** 次に、同じく。

吉岡委員。

○**吉岡委員** 私は、矢田貝委員ほど深く考えてということではないんですが、市民の方から、職を探すに当たって、シルバー人材センターでは、何か会費もかかるし、生活の足しにはなかなかならないということで、結局は普通に一般で就労されたというお話を伺って、今、人手不足の折、シルバー人材センターそのものの役割ということを改めて伺ってみたいと思うんですが。

○**松田分科会長** 山崎長寿社会課長。

○**山崎長寿社会課長** シルバー人材センターの役割についてですけども、シルバー人材センターは、定年退職された高齢者の方に、臨時的かつ短期的、または、その他軽易な業務を提供するとともに、ボランティア活動をはじめとする様々な社会参加を通じて、高齢者の方の健康で生きがいのある生活の実現と地域社会の福祉の向上と、その活性化に貢献すること、そういったことを役割、目的としているところでございます。委員さんおっしゃられましたように、確かに定年延長ということもありますし、なかなかシルバー人材センターに会員になられる方もなかなか伸び悩んでるところもありますけども、このシルバー人材センターにつきましては、やはり大変重要な役割を担っているものというふうに考えております。また、働く意欲のある地域の高齢者の臨時的、短期的な就業と雇用を図るために、個人、家庭をはじめ、各種団体、企業、公共からの多様な就業機会を確保して、提供している役割も果たしていただいておりまして、企業や事業所における人手不足分野での就業機会の開拓ですか、あと、実際に軽易な就業を求めておられる高齢者の方と企業

とのマッチングですか、そういったことによりまして、新たな就業機会の創出も図っておられるところでございまして、そういった設置目的に沿った取組を行っていただいているところでございます。以上でございます。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 今伺いまして、隙間時間といいますか、そういったものを利用して、生きがいづくりのために就労するという、そういう役割を担っているということは理解をしましたが、現代においては、それは高齢者に限ってされるべきものなのか。例えば子育て中の方々にとっても、そういった短期的な、臨時的な就業というものは、ある意味社会とつながるために意味があることではないかなと思いますので、もう人口がこれから減っていく中で、シルバー人材センターそのものの役割というのもどんどん薄れていっている中で、ここに税金で補填をして維持していくということは、これから、広域的な事業でありますので、単市で今すぐにということにはならないかも知れないんですが、今後考えていかなければいけない課題ではないかなと思っております。

ちょっとセンターとワークプラザと一緒に質問させていただきたいんですが、今年度に築30年の大規模改修の予定というのが個別管理計画には書いてあるんですが、今年度改修がないというのは、どういった理由か、通告してないんですけど、大丈夫でしょうか。

○松田分科会長 山崎長寿社会課長。

○山崎長寿社会課長 昨年度と一昨年度にエアコンの大きい改修を行ったところでございまして、現時点では建物の状況ですか、そういったものをこちらのほうでも点検した結果、今のところはすぐすぐに大規模改修という必要性はないというふうに判断しておるところでございます。以上でございます。

○松田分科会長 吉岡委員。

○吉岡委員 先ほども言いましたけど、少子高齢化による人手不足を背景に、高齢者の就労が進んでいることから、相対的にシルバー人材センターの担う役割が限定的となっていることが会員数の減少に表れています。シルバーワークプラザの貸室利用は、ほとんどが同センターの利用であり、一般利用は進んでいない状況です。今後、修繕を重ねると利用者1人当たりのコストが上昇することも考えられるため、シルバーワークプラザの箱物としての機能と、シルバー人材センターの機能のそれぞれの必要性を検証する時期に来ているということを指摘しておきます。以上です。

○松田分科会長 吉岡委員、確認です。この78ページの147のシルバーワークプラザ管理事業とシルバー人材センター運営事業が2つありますけど、どちらも指摘ということでおろしいんでしょうか。

○吉岡委員 どちらもですし、併せてというか。

○松田分科会長 どちらもですね。

〔「はい」と吉岡委員〕

○松田分科会長 この78ページ、148番のシルバー人材センター運営事業について、矢田貝委員は質問が。

○矢田貝委員 あります。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 ワークプラザのほうは終わりましたので、シルバー人材センター運営事業

についてお伺いしたいと思います。

まず、ポツの1個目の別事業となっていることについては、言おうとしてたことは、先ほど言わせていただいたんですけど、しっかり違うものとして受け止めさせていただきましたし、納得もできるかなと思いましたので、質問はいたしません。

シルバー人材センターの設置目的が時代の変化に応えているのかという部分について、吉岡委員は、この必要性そのものについてどうなのだと、しっかり議論するべきじゃないかというような指摘とおっしゃいましたけども、私はそこまで一遍に飛んでいいのかなというふうに、ちょっと違うところの視点で今日は意見を言わせていただきたいというふうに思っているところがあるんですけども、シルバー人材センターに米子市の様々な抱える課題というのがしっかりと連携を取れているところというのは、その地域というのは明るいんじゃないかなというふうに思うんです、未来がですね。というのは、人と仕事のマッチングで、そのプレーヤーがシルバーではなくてもいいというか、シルバー人材センターが担っていく仕事というのが、必ずしも高齢者が新たな何かスキルを持ってやるという人ばかりではなくて、現役のときにはりはり第一線で働いてた人たちのスキルを生かす新しい仕事の創出ということもあってもいいと思うし、それが今そういった取組があるんだという御説明もあったところですし、また、逆に高齢者、企業が若い人たちに仕事を求めるというところの窓口として、シルバーが、人材センターがあってもよくて、その仲介としてもまだまだ役割を果たしていけるんじゃないかなというふうに思っておりまして、そういったことを米子市として、福祉保健部長も入ってらっしゃるわけで、役員の中に。取り組んでいく、具体的な議論がなされていける可能性というのがあるんじゃないかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

**○松田分科会長 山崎長寿社会課長。**

**○山崎長寿社会課長** シルバー人材センターの設置目的ですか、意義についてのお尋ねだったかと思います。このシルバー人材センターは、働く意欲のある地域の高齢者の方が、一般就労ではなくて、臨時の、短期的な軽易な就業と雇用を図るために、個人、家庭をはじめ、各種団体、企業、公共からの就業機会を確保して、提供していただいているものでございます。そういった軽易な就業を通して、そういった高齢者の方が就業を通じた生きがいですか、自分なりの社会貢献ですか、そういったものを感じていただいて、それが社会貢献につながるということまでつながれば、本当にシルバー人材センターとしての役割は大変意義のあるものというふうに考えております。ただ、課題もございまして、昨今は、先ほども申し上げましたように、定年の延長などによりまして、このシルバー人材センターの会員数が伸び悩んでいるところもございます。シルバー人材センターとしては、企業や事業所にいろいろ働きかけを行われまして、人手不足分野での就業機会の開拓をされたりですか、なかなかシルバー人材センターの会員さんが会員に登録してもなかなか思ったような就業とマッチングできないというような課題もありましたので、そういったところをしっかりマッチングしていくような、そういった取組を強化されておられますし、新たな就業機会の創出も図っておられるところでございます。シルバー人材センターとしては、大変な努力をなさっているところでございまして、我々としても、そういった取組を応援してまいりたいと思っておりますし、今後もシルバー人材センターの果たす役割は大変大きいものというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 副市長、目が合いましたけど。ちょっと勉強不足で申し訳ないなと思うんですけど、やっぱりシルバー人材センターというのは、働く意欲のある高齢者の人のためのセンターとしてとどまつていれば、吉岡委員のような意見というのが出てきて当然だし、社会がどんどん変化していく中で、本当に少しでも収入があるところにアクティブなときは所属していきたいというところとのバランスだというふうに思うんですけど、本当にそれで今後シルバー人材センターが地域の役割を担つていっていただけるのだろうかと思ったら、できる範囲での緩やかな何か変化というのが検討されてもいいんじゃないかなと思うんですけど、それができないのがシルバー人材センターなんでしょうか。何かコメントいただけますか。

○松田分科会長 伊澤副市長。

○伊澤副市長 発言の機会をいただきましてありがとうございます。

総論からいいますと、やはり時代の変化に応じた在り方の議論というのは、我々としても臨みたいなというふうに思っております。ただ、一つだけ、これは当たり前のことを確認させていただく、これは法律に基づいて設置されている機関ですので、それを、今、自治体のレベルで切ったり貼ったりはできないということだけは、ぜひ御理解いただきたいと思います。ただ、先ほど来、担当課長も御答弁申し上げましたが、決定的に今向かい合つての課題というのは、民間企業さん、これは継続雇用も含めた有能な人材、あるいはまだまだ活用できる人材というのは、定年年齢があろうがなかろうが、なかなか離してくれないというのが実相で、定年を過ぎてもずっと働き続ける、あるいは、会社を移つても働き続けられる方が非常に多くなっているということで、以前と比べると、いわゆる、もう卒業して、本当にシルバー人材センターの門をたたかれる人というのは、かなり年齢層も上がっているということで、それから、本当にしっかりと、いわゆる家計を考えて、まだまだ現役世代に準ずるような形で働きたい方は、当然シルバー人材センターよりも通常の雇用あっせんのほう、いわゆるハローワーク等で働き場所が幾らでも今ありますので、そういったところを探されるということで、以前からシルバー人材センターは実は、雇用ともう一つ、生きがいづくりということで、以前から雇用のマッチングと併せて、社会貢献、ボランティアなんかもやっておられましたんで、そういう二頭立ての馬車でやってたどこがあるんですけども、今はどちらかというと、がっつり働く人も中にいるんだけど、がっつり働く人よりも、緩やかに社会貢献したいなというような人も随分増えてきておられるというふうに聞いてます。これは、今の状況どうですかという話、少し、非公式に意見交換したこともありますので、そういうふうにお伺いします。やはり我々としては、そういった実情に応じた役割の変化というのを自律的に、シルバー人材センターのほうで御議論いただいて、まさに今、我々が向かい合つての地域共生社会のある部分の担い手と、そういった高齢期を迎えたの方の、それも後期高齢期を迎えるような領域の方の生きがいといったものがうまくつながるような役割をシルバー人材センターで果たしていただくと、非常にありがたいなという思いは思っております。ただ、現実は、今、そういった変化にシルバー人材センター自身がある意味、大きく揺れ動いていて、それをどう乗りこなすかとか、今一番大きな問題は、消費税のインボイスとかの問題であって、それをどう乗り越えるかとかというところに四苦八苦しておられるというような話も聞いてお

ります。我々としては、一緒になって、このシルバー人材センターというものが法設置である以上は、これをいかに有効な地域資源として活用していくかという視点で、一緒になって考えていきたいなというふうに思って、これは私の気持ちであります。以上であります。

○矢田貝委員 以上です。

○松田分科会長 次の質問です。175ページ、事業番号339番、介護給付費等準備基金積立金について。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 上2つのポツについて、伺いしたいと思います。

介護保険財政の安定化基金について、まず伺います。

○松田分科会長 山崎長寿社会課長。

○山崎長寿社会課長 介護保険財政安定化基金についてのお尋ねでございますが、この基金は、各都道府県に設置されている基金でございまして、市町村の介護保険の保険料の収納不足、または、予期せぬ給付費の増により介護保険事業特別会計に財政不足が生じる場合に、当該基金から資金の交付ですか、貸付けが行われる、そのために備えられているものでございまして、本市におきましては、平成24年度の決算時におきまして、一度、鳥取県の介護保険財政安定化基金から借入れを行ったことがございまして、その償還を行ったところでございます。なお、この基金につきましては、その原資が国、県、市がそれぞれ3分の1ずつ負担をすることとなっておりまして、本市も平成20年度までは、その負担金、拠出金を県に対してお支払いをしていたところでございますけども、その後は、県のほうから拠出金を求められてはおりませんので、お支払いをしていないところでございます。以上でございます。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 では、次に、介護給付費等準備基金の現状とその取崩しの見通しについて伺います。

○松田分科会長 山崎長寿社会課長。

○山崎長寿社会課長 介護給付費等準備基金についてでございますけども、この介護給付費等準備基金につきましては、介護保険財政の安定を図ることを目的に、市において設置をしているものでございます。介護保険は、3年間の計画期間ごとに介護サービスの見込み量に合わせて保険料を設定してございまして、給付費の増加を見越して、初年度に発生する余剰金を積み立てておき、給付費の不足が生じた場合に、その取崩しを行うこととしております。本年では、近年、令和3年度分から余剰金を積み立てておりますけれども、結果的に現在まで取崩しは行っていないところでございます。なお、令和6年度末時点でのこの基金の残高は17億3,742万3,008円となっております。また、令和8年度までの計画期間でございます第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画におきまして、計画策定時には計画期間中の給付費や事業費の需要増に伴い、財源が不足すると見込みを立ておりまして、当該基金から8億6,500万円の充当を想定していたところでございます。以上でございます。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 私も改めて、この9期計画を見直したときに、しっかりとこの8億6,5

00万円というところが書き込んでありますて、もう少し真剣に見ておかないといけなかったなというふうに受け止めたところなんですけれども、17億、今ありますっておっしゃったんですが、この9期の間に8億、充当していくことであれば、10期のときには、さらに崩していくということが想定されてると思うんですけども、この辺りはどのような見込みでいらっしゃいますでしょうか。それが少しでも充当額が少なくなるために、何か考えていらっしゃる、10期に向かって何かお考えがあれば伺っておきたいと思いますが。

○**松田分科会長** 山崎長寿社会課長。

○**山崎長寿社会課長** この基金の取崩しについてでございますけども、先ほど申し上げましたように、この計画期間の間に8億6,500万円の取崩しを想定しております。このとおりになるかどうかというのは、また事情によって異なってきますけれども、ただ、おっしゃいましたように、その次の第10期の計画期間におきましては、恐らく介護報酬の増額ですとか、そういういた様々な金額の増額というものが見込まれるところでございまして、当然この基金の活用ということも視野に入れなければならなくなってくるとは考えておるところでございます。また、介護給付費の需要の増、高齢者人口の増加に伴いまして、そういういた需要の増も当然見込まないといけないところでございますし、そういうことを総合的に勘案しまして、基金の活用ですとか、あとは、御負担いただく保険料をどうするかですとか、そういうことも考えていかなければならぬと。それがどのような程度になるのかというのは、ちょっと今この場では申し上げることはできませんけども、そういうことも考えていかなければならぬというふうに考えております。以上でございます。

○**松田分科会長** 矢田貝委員。

○**矢田貝委員** 分かりました。私たちもしっかり勉強してまいりたいと思いますけども、御説明いただくときには、ぜひ見える化をいただきまして、地域支援事業のどこが見直しの可能性があるのかとか、9期計画の間の目標達成状況がどうだから、10期はどうなのだというところが分かるように、ぜひ御説明をいただきたいというふうにお願いをしておきたいと思います。以上です。

○**松田分科会長** 次の質問に入ります。74ページ、139番、高齢者の肺炎球菌ワクチン接種事業について。

矢田貝委員。

○**矢田貝委員** インフルエンザのワクチン接種と比べて申し訳ないんですけども、長い間、インフルエンザという疾病についての予防接種というのは、私たちの間に浸透してきているものと思います。それに比べて、肺炎球菌ワクチン、コロナワクチンの接種の状況がどうなのかということについて伺いたいと思います。一緒に聞かせてください。

○**松田分科会長** 次の新型コロナワクチン接種もですね。

[「はい」と矢田貝委員]

○**松田分科会長** 小西健康対策課長。

○**小西健康対策課長** まず、高齢者の肺炎球菌ワクチンの接種率についてでございます。高齢者の肺炎球菌ワクチン接種につきましては、令和6年度より65歳の方の接種期間が従来の65歳になる年度の年度末までから、65歳の誕生日の前日から66歳の誕生日の前日までに変更となりました。この制度変更に伴いまして、令和6年度に限り、令和5年

度に接種対象であったが、未接種であった方に対しましても接種券のほうを発送いたしました。このことを踏まえまして、令和6年度は対象者3,005人、このうち接種者数は421人で、接種率は14%となっております。また、新型コロナワクチンの接種率についてでございます。新型コロナワクチンの対象者は、インフルエンザ予防接種の対象者と同様となっており、令和6年度の対象者数は4万3,561人、このうち接種者数は1万4,532人で、接種率は33.4%となっております。インフルエンザの予防接種の接種率が56.9%でございますので、比較をしますと、どちらも低い状況でございます。以上です。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 御説明ありがとうございました。

公衆衛生であるとか、生活水準の向上によって、予防接種、ワクチンに対する考え方というのが変わってきていたなというふうに思います。コロナを乗り越えて、各個人の疾病予防、また、自らの健康の保持、増進という考え方へシフトしてきてるところだと思いますが、ぜひともそれぞれが正しい判断をすることができるよう、今後も周知をしていただきたいと思いますけれども、そこら辺の取組、目標等を持っていらっしゃるのか、伺いたいと思います。

○松田分科会長 小西健康対策課長。

○小西健康対策課長 これらの予防接種は、B類疾病の定期接種で、接種の努力義務がなく、希望する方が受ける接種でありますので、本市としては、接種率の目標というのを定めておりません。しかし、個人の発症予防や重症化予防を目的としておりますので、より多くの方に接種をしていただきたいと考えておりますので、対象者全員に対しまして個別通知を行っております。また、あわせまして、広報よなごやホームページを通じまして、周知のほうを図っているところでございます。以上です。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 引き続きよろしくお願ひいたします。以上です。

○松田分科会長 次に、49ページ、事業番号90番、フレイル対策加速化事業（通いの場支援部分）について、門脇委員、渡辺委員。

門脇委員。

○門脇委員 フレイル対策加速化事業についてでありますけれども、この事業成果の中にはあります令和6年度のフレイル予防実践教室の利用人数については213人と、こうなっておりますが、これについては、目標値を設定していたのかどうかをお伺いいたします。

○松田分科会長 賴田フレイル対策推進課長。

○賴田フレイル対策推進課長 利用者の目標人数のお尋ねでございます。米子市第9期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画では、令和6年度のフレイル予防実践教室の参加者の人数を420人と目標を設定していたところでございます。以上です。

○松田分科会長 門脇委員。

○門脇委員 目標が420人ということで、これに対して参加者は213人ということになりますが、この結果をどのように捉まえているのかをお伺いいたします。

○松田分科会長 賴田フレイル対策推進課長。

○賴田フレイル対策推進課長 委員おっしゃいますとおり、実績としましては213人ということで、目標値を下回る結果でございました。週に1回、3か月続ける立てつけの教

室でございまして、少しちょっとハードルが高いと感じるところもございますけれども、やはり体の変化を感じるためには一定期間の継続ということも必要だというふうに感じているところでございます。市内のフレイル対策拠点を中心に行っております「ふらっと、運動体験！！」や、各公民館でのリモート運動体験への参加者数というものは増えておりまして、フレイル予防に対する機運や身近な場所での取組の裾野というものは広がっていると思っておりますので、こうしたところをこのような教室のほうにつなげていきたいというふうに考えているところでございます。

○松田分科会長　門脇委員。

○門脇委員　今答弁いただきましたけど、フレイル予防に対する機運とか取組というのは、裾野が広がってきてると、このように感じておられるとのことでしたけども、実際には、参加者が目標値の約半数ということだったわけありますから、そこで、この要因をどのように分析して、また新たな取組へとつなげていく考えなのかをお伺いいたします。

○松田分科会長　頼田フレイル対策推進課長。

○頼田フレイル対策推進課長　フレイル度チェックをされた方をどのように予防実践といった行動化につなげていくかということが一番の課題かなというふうに感じております。予防実践教室参加者の半数以上の方が対面でチェックを行って、その場でアドバイスが受けられるチェック会場を利用しているらしやるという現状がございますので、令和7年度は、市内の薬局の方々にも御協力をいただきながら、チェック会場を24か所から48か所に増やしまして、より身近なところで対面でのチェックが可能な環境づくりに努めたところでございます。

○松田分科会長　門脇委員。

○門脇委員　実際には、今答弁いただきましたように、取組の手応えを感じておられるようすで、このことが数字にもしっかりと表れるように、しっかりと取り組んでいただきたいと要望しておきます。以上です。

○松田分科会長　次に、50ページ、91番、健康ポイント事業について。

矢田貝委員。

○矢田貝委員　このアプリダウンロード後の活用状況というのは把握できているんでしょうか、伺います。

○松田分科会長　頼田フレイル対策推進課長。

○頼田フレイル対策推進課長　アプリを活用しましたフレイル度チェックをはじめとして、日々のウォーキングやイベント参加などに付与しております健康ポイントの状況を通じて、フレイル予防アプリの活用状況を把握しているところでございます。

○松田分科会長　矢田貝委員。

○矢田貝委員　では、アプリに関するトラブルとか、ここが使いにくいので、こう改善してほしいというような声が届いていますでしょうか、伺います。

○松田分科会長　頼田フレイル対策推進課長。

○頼田フレイル対策推進課長　アプリのトラブルについてというお尋ねでございます。歩数のカウントが正常に反映しないといったお問合せがございます。一部のスマートフォンには、身体活動を測る機能そのものがないものというものがあります。また、利用者の設定によりまして、活動記録とフレイル予防アプリの連携が許可されていないというような

ケースもございます。こうした設定を変更をすることで、ほとんどの場合、改善するという状況にございます。以上です。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 私も歩数がおかしいよということで聞いたときに、ああ、そうですかで終わってしまった例があります。今の話を聞いたら、しっかりとフレイル対策推進課のほうに御相談に具体的に行かれれば、そこでその個人のスマートフォンの状況をよく理解をされて、対応もいただけるというふうに分かりましたので、今後そのように対応していきたいなというふうに思いました。

持続的に健康維持、増進のためにこのアプリを活用していっていただくことが理想だと思うんですけど、その辺りの促進の方策というのをお持ちでしたらお聞かせください。

○松田分科会長 賴田フレイル対策推進課長。

○賴田フレイル対策推進課長 アプリのお知らせ機能を活用いたしまして、フレイル予防に関するイベントの告知や、毎週、ネバーギブアップトレーニングの紹介を行っているほか、よなごエンジョイパースポーツの協賛店ですとか、健康ポイント事業などの拡充を行いまして、フレイル予防アプリの活用の幅を広げる取組を継続的に行っていきたいというふうに考えております。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 我々議員の中にもどれだけこれが浸透しているかというのは、分かりませんけど、私も年齢的に機械に決して強くはないんですけど、何とかやっているという状況なんですね。少し私の周りにも広めて、一緒に健康づくりに活用できたらいいなというふうに思っておりますので、必要であれば、様々なアドバイスもお願いしたいと思っております。以上です。

○松田分科会長 同じ事業で、門脇委員と渡辺委員。

門脇委員。

○門脇委員 健康ポイント事業についてでありますが、まず、事業の成果にありますポイント付与数、交換申請数についてでありますが、この付与数、申請数をどう受け止めているのかをお伺いいたします。また、結果として、決算額が大幅に減少した要因は何なのかについてもお伺いいたします。

○松田分科会長 賴田フレイル対策推進課長。

○賴田フレイル対策推進課長 ポイント事業の受け止めと決算額の要因についてということだと思います。健康ポイント事業は、当初、5,400人の方が3,000ポイントを交換されることを想定いたしまして、1,620万円の予算を計上したところでございます。実際には、1,147人の方に122万ポイントを付与いたしまして、最終的にJ-Coinポイントに交換されたのは89万4,000ポイントで、想定を大幅に下回る結果となりました。市報をはじめ、ケーブルテレビでのCM、新聞折り込みやラジオでの告知など、様々な媒体を使って広報に努めたものの、高齢者にスマートフォンアプリや電子マネーの交換ポイントといった内容が十分に浸透しなかったということ、それから、3,000ポイントという上限がなかなか行動化にあまり作用しなかったというふうに考えております。以上です。

○松田分科会長 門脇委員。

○門脇委員 決して気の緩みがあったとか、そういうことではなくて、一生懸命取り組まれているとは思いますが、このように、数字の上ではこのような数字が表れている以上、反省すべき点はしっかりと反省していただきたいと思っています。

そこで、今後の取組について、その方向性についてお伺いいたします。

○松田分科会長 賴田フレイル対策推進課長。

○賴田フレイル対策推進課長 今年度は、健康ポイントの対象者を40歳以上に、また、上限を1万ポイントに拡充して実施をしているところでございます。その結果、フレイル予防アプリの累計ダウンロード数は、令和7年度末が約6,500件だったのに対しまして、今年度の8月末には1万3,000件と倍増するとともに、65歳以上のポイント付与人数も昨年度の2.4倍に増えているところでございます。対象を40歳以上に拡充したことによりまして、家族間での健康ポイントに関する情報ですとか、アプリ操作の共有が図られて、想像以上に広がりを見せているところでございます。今後も本事業を通じまして、フレイル予防の習慣化というものを図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○松田分科会長 門脇委員。

○門脇委員 反省を踏まえて、現在はしっかりと取り組まれて、成果が出ているようありますけども、これはまた来年の決算審査で俎上にのせるものだと思っておりますので、ここでは触れることはございませんが、さらなるフレイル予防の習慣化を図っていただきたいと思います。以上です。

○松田分科会長 次に、同じページ、事業番号92番、フレイル予防応援パスポート事業について、門脇委員、渡辺委員。

門脇委員。

○門脇委員 フレイル予防応援パスポート事業についてでありますが、事業の成果の中で、フレイル度チェックアプリ回答率が24.7%になっておりますが、この回答率をどう受け止めるのか。また、その上で、事業の今後の方向性についてもお伺いいたします。

○松田分科会長 賴田フレイル対策推進課長。

○賴田フレイル対策推進課長 第9期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画では、令和6年度のフレイル予防アプリによるチェック実施割合の目標を20%としておりまして、令和6年度は目標を達成をいたしました。当該アプリは、フレイル度チェックの利便性やお知らせ、健康ポイントなど、機能の拡張性も高いことから、今後も活用を推進していくこととしておりまして、今年度のアプリによるフレイル度チェックの実施割合の目標は30%としているところでございます。

○松田分科会長 門脇委員。

○門脇委員 分かりました。順調に推移していると理解をさせていただきました。

そこで、最後に1点、当該事業について、令和7年度に予算計上がされておりませんが、予算がない中での今後の具体的な取組についてもお伺いいたします。

○松田分科会長 賴田フレイル対策推進課長。

○賴田フレイル対策推進課長 本事業は、登録協賛店の御理解と御協力を基に展開をしておりまして、各店舗で御提供いただいております特典に対して、補填は行っていないため、今年度の予算計上はしておりません。本市は、協賛店となっていた店舗に啓発用のポスターですとか、ステッカーを配付しております、今後も協賛店を増やしながら、官

民でフレイル予防に取り組んでいる機運の醸成を図っていきたいというふうに考えております。以上です。

○松田分科会長 門脇委員。

○門脇委員 よく分かりました。今後も官民での取組についてもしっかりと前へ進めたいただきたいと思います。以上です。

○松田分科会長 以上で全ての審査が終わりました。

予算決算委員会民生教育分科会を暫時休憩いたします。

午後4時09分 休憩

午後4時10分 再開

○松田分科会長 予算決算委員会民生教育分科会を再開します。

まず、指摘のあった事業につきまして確認をいたします。

決算に係る主要な施策の説明書の135ページ、事業番号261番、地域とつながる学校支援ボランティア事業、矢田貝委員から御指摘がございました。

次に、32ページ、事業番号56、女性相談事業について、門脇委員から御指摘がありました。

次に、54ページ、事業番号100、放課後児童対策事業について、伊藤委員から御指摘がございました。

次に、166ページ、事業番号322、特定健康診査事業について、吉岡委員から御指摘がございました。

そして、78ページ、事業番号が147と148、シルバーワークプラザ管理事業とシルバー人材センター運営事業について、こちらセットで吉岡委員から御指摘がございました。

漏れというか、その辺りは、漏れとかありませんでしょうかね、皆さん。よろしいですか。

○松田分科会長 渡辺委員。

○渡辺委員 僕のチェックでは、59の児童手当事業で伊藤委員が最後、指摘しますと言ったような気がするんだけど、違いますか。59、児童手当事業。3ページ。

〔「いや、してないです。」と伊藤委員〕

○松田分科会長 3ページ。伊藤委員、いいですか、言われてないですか。

〔「言ってないと思うんですけど」と伊藤委員〕

○松田分科会長 よろしいですか。

漏れ等はございませんね。よろしいですかね。

それでは、分科会長報告に入れるべき指摘事項について、委員の皆様の御意見を求めます。その前に。

吉岡委員。

○吉岡委員 最後のところのシルバーワークプラザとシルバー人材センターについては、副市長の御答弁で、法による設置ということですので、委員会からの指摘というのはちょっとそぐわないかなと思いましたので、取り下げさせてください。

○松田分科会長 取下げ。

〔「はい」と吉岡委員〕

○松田分科会長 最初の135ページの261番、地域とつながる学校支援ボランティア事業から進めたいなと思いますけど、よろしいですか。

指摘いただいた矢田貝委員、御意見、改めてございましたら。

○矢田貝委員 特にありません。しっかりと各校に10万円予算があるということすら伝え切れてないということについて、指摘したかったんですけれども、そこに今回、半分の実績にもいってなかつたというところには、初年度だったというところが理解できますので、意気込みは、指摘なんですけれども、委員会として、全体会で報告に値するかといつたら、少し状況を理解できるところも私はあると思っていますが、皆さんにぜひやろうと言つていただけるんであれば、してもいいんですけど、来年が実績が厳しければんですけど、今年はいいんじゃないかなというふうに思うところです。

○松田分科会長 ほかの委員の方は御意見ございますか。

それでは、今回は初年度ということで、こちらについて、地域とつながる学校支援ボランティア事業については指摘しないということで、分科会としてはそれでよろしいですね。

〔「異議なし」と声あり〕

○松田分科会長 次に、32ページ、56番の女性相談事業について、門脇委員から御指摘がいただきましたけれども、意見あれば。

門脇委員。

○門脇委員 非常に、言った後から、あまり大胆過ぎたことを言ったなと思つていて、要は結局、担当課だとか、事業名だとか、それから、この事業の内容、そういうのを精査する時期が来てるんじゃないかなってあの場で指摘したんですけど、多分いろんな意見が出てくる事柄だと思いますので、ここでまとまればいいんですけど、皆さんに同じ方向性に向くような感じだったら指摘事項に上げてもいいんですけど、どうでしょうか、皆さん。

○松田分科会長 伊藤委員、手が挙がってます。

伊藤委員。

○伊藤委員 私、賛成なんです、指摘事項に上げていただきたいなと思っています。私は、何か一番、ここはぜひとも思つたところが、やっぱりこども相談課なので、女性相談というところに、さっとつながらないというか、女性が相談したいと思っているけれども、あつ、これはこども相談課なんだといって通り過ぎるという。女性相談って表示はあるんですけども、全体としては、女性相談はなかなかしにくくなつてるんじゃないかなと。だから、電話相談がすごく多くて、対面での相談が少なくなつてるのかなと思うと、やっぱりそれはちょっと改善していただきたいなと思うので、賛成です。指摘賛成です。

○松田分科会長 ほかに。

矢田貝委員、意見が。

○矢田貝委員 門脇委員がおっしゃったのは、ちょっと違つた角度で指摘なさつたんじゃないかなと思ってまして、女性を取り巻く様々な環境というところについて、この女性相談事業であれば、女性からのDVという部分の御発言というふうに私は受け止めて、そこに対しても、旗印を女性って掲げていれば、じゃあ、その案件も女性に絡むんだから、ここに相談として来れるのかというふうな疑問を投げかけられたんじゃないかなと思ったんですけど、違いますか。

○松田分科会長 門脇委員。

○門脇委員 ちょっと全く違います、申し訳ない。伊藤委員が言われたとおりなんですね。この課の名前も、こども相談課、合ってないなと思って。それから、女性相談事業も、今の相談内容がもう様々なところがどんどん広がって、広がっていって、本当に女性相談だけではないような現状になっているので、これは、ここも合ってないなというような感じがします、だから、この事業内容も含めて、今やっぱり考えるときじゃないのかなという思いで、そういうふうなことをここで取り上げさせてもらいましたけど、矢田貝委員が言われてるようなところまで、ちょい深くは、そこまではちょっと考えてはおりませんでした。

○松田分科会長 渡辺委員。

○渡辺委員 私も名前が入っているので、あれなんだけど、結局、女性相談事業というの、米子市だけがやってるんじゃないよね。県にもある。ただ、県の場合、女性相談支援センターという部署が持ってるような記憶があるんだけど、そういう面では、これ、事業名というのはほぼ一緒なんで、多分国県が入ってたんで、どこが補助申請したかで、担当を受け持つるんじゃないのかなと思う。最終的にいって、こども総本部のときもそうだったけど、こういった事業名とか、部署名というのは、言ってみれば、市長とか、当局の専権で、何言ったって聞かんかったけんね、結局。議会が決めることじゃないという部分もあるし、補助対象だったら、その補助対象をつけていくというので、何か違和感があるけどもっていう意見があるけど、どちらかといえば、そういうこともあるんで、門脇さんの言う、特にこども相談、かぶつとうけん、よりそう思われるけど、やっぱり看板の出し方なのかもしれんし、なかなかどっちかというと、こういう相談に行くのには電話で済ませたいというのもあるし、もっと基本的に、この間、人権の委員会でやつとて、最後、佐々木部長とも話したけど、実際的にはDVとかも含めて、人権相談窓口は法務局ですよねというところで、過度に市が全部請け負うというのでもなく、県もあれば、法務局もあるというので、今回はいいじゃないのと。名前が書いてありながら、言つとうだ。今回は。だから、そういう整理もせずに、議会としての僕は指摘にすべきではないと思うということです。ただ、感覚的にいいじゃないという話じやないんじやないのかなと思う。

○松田分科会長 御意見はあられる方は、よろしいですか。

門脇委員。

○門脇委員 私としては、今日発言させてもらいましたんで、当局には、その考え方としては伝わっていますので、だから、今、渡辺委員も言わされましたけど、答弁もらった中には、今言われたようなことも書いてあったんですよ。だけど、言いならんかった、なぜか。ちょっとそこは分からなかったんですけど。ほんで、そういうこともあるので、私としては、もう届いてると思ってますんで、何らかの後から行動を起こされると思いますんで、そう思っております。

○松田分科会長 門脇委員、御指摘があつたけれども、指摘上げられた方から特にということですので、分科会としてはまとまらないのかなと思いますが、よろしいですかね。

〔「意見が合わんとだめよ。一人でも反対があつたらだめ」と渡辺委員〕

○松田分科会長 では、この女性相談事業については、指摘としないということでいきます。

〔「異議なし」と声あり〕

○松田分科会長 次に、54ページ、100番の放課後児童対策事業、伊藤委員から指摘がありました。伊藤委員、御意見ありましたら、改めて。

伊藤委員。

○伊藤委員 改めてですけれども、待機児童の発生をしてるのは、それはそうで、私は今回、特に長期休みの待機児童は深刻かなと思っていて、検討しましたかと言いましたら、検討はしたけれども、具体的な政策に至らなかったというのは、やっぱり反省点ではないかなと思います。聞き取りの中でも、教室を使うというようなことや、スクールソーシャルワーカーや、スクールソーシャルワーカーとは出てこなかったんですけど、教育委員会にも教員がたくさんいるのでというようなことが出ておりましたので、そこまで何か議論していたんだったら、もう一歩だったのになと、何かとてもちょっと残念に思ったので、ぜひ、私は指摘させていただきたいなとも思いますが、皆さんの御意見もありますので、お願いします。

○松田分科会長 意見あられる方、いかがでしょうか。

渡辺委員。

○渡辺委員 具体的に言われたのは、待機児童がいて、空き教室とか、使わせてというお話をしたっけ。

○松田分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 それは、長期休みのことだけれども、全体的に待機児童はずっと発生しているので、その解消に向けて、もっとやるべきだったということです。

○松田分科会長 渡辺委員。

○渡辺委員 結局、それは定員が満杯になってて、新たに入れる器がないけん、待機になっているということです。そうすると、新たに入れる器というのは、空き教室の話とか、そういう話ではなかったかいね、聞いとったな、俺も。それで、指摘にするのは、それは待機が出とうけん、けしからんでなくて、言われたことでないとならんけども、何かを使えという話じやなかつたか。

○松田分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 だから、教室を使うこともできて、検討はしていたけれども、具体的な政策に至らなかったというところは、私はやっぱり…その…。

○松田分科会長 いいですか、ちょっと整理させていただいて。

〔「はい」と伊藤委員〕

○松田分科会長 私の中で、この長期休みの受け入れのところに絞つとられたかという印象もあった。全体ですか。

伊藤委員。

○伊藤委員 全体にわたって、特に、でも、何か反対の方がいらっしゃったら…。

○松田分科会長 矢田貝委員も意見があられるようなので。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 何を指摘するのかというのが、言われることは全くそのとおりと私も聞いてたんですけど、じゃあ、指摘事項にするとなつたときに、議論はしながら形にできなかつた、その姿勢が弱いでしょということを言うんだというふうに思うと、この委員会の中で、この事業について指摘をしていくというところが何か一致してこないところがあるん

ですけど。

○松田分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 そこは、一文、できなかつたでしょというのは入るのかもしれないんですけど、でも、待機児童の解消に必要な、待機児童の解消にもっと向かうべきということだと思うんですけどね、待機児童がずっと発生してゐるわけだから。待機児童の解消です。

○松田分科会長 岡田委員。

○岡田委員 僕、ちょっと覚えてないんですけど、要は空き教室がもうあるから、それを使ってでも、要はやろうと思ったらできたじゃないかということも含めてということですか。

○松田分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 それは一つ、長期休みのときだけに限ってですけど、全体としては、皆さんお困りの方が多いし、家計を圧迫するので、待機児童の解消を加速すべきというような感じですかね、イメージとしては。

○松田分科会長 岡田委員。

○岡田委員 全体としても、要は夏休みだけじゃなくて、全体としてもまだ空き教室があるから、全体としてもそこをもっと使ったほうがいいということですか。解決策って、なかよし教室の場合は、その空き教室使う以外が何かあるんですかね。

〔「別になってるところが多いよ、教室。そうせんとセキュリティーの問題があるので。時間が合わない。一戸建て」と渡辺委員〕

○松田分科会長 岡田委員。

○岡田委員 そこまで、じゃあ、踏み込んで、要は別棟を建ててでも通年での待機児童が出ないように、いわゆるしつらえをきちっとすべきだということですね。

○松田分科会長 伊藤委員。

○伊藤委員 別建てとは今回言つてませんけれども、その待機児童、政策よりかは、人に視点を当ててほしいということです、私言つてたのは。一人でも待機児童は出さないんだというような姿勢を前面に出してもらいたい、そのことについて努力をしてもらいたいという、そういうことです。とにかく待機児童は出さないんだという、そういう姿勢です。

○松田分科会長 渡辺委員。

○渡辺委員 なかよしで学校の教室の話というのは、もう事業が始まったときからあった話だがんね。結局学校側が貸さない、空き教室があつても。だから、それがこれまで福社と教育委員会だった。今は同じ建物におるんだけん、ちいたあ仲よくしたほうがいいと思うね、俺は。考えたけど、できなかつた理由を聞いてないんで、結局。それと、長期のやつも、俺、なかよしの職員とかも話しするけども、一番の問題は、休み中出るというのに代替がいないんだよね、なかなか。ということは、これまででは、夏休みはちょっと休めると思ったのが、代替がいないから出なきやいけない。聞いたのは、じゃあ、なかよしの代替というのは、なかなか仕事が回つてこない。給食センターの代替と両方できるようにしてござんかという意見はよく聞くのよ、それは。だから、そこら辺もあるけん、だけん、俺は長期休暇の分をこれからやってくれっていう、預ける側は分かるけど、今度は、預かる側の体制が取れないから、そんなことを言つとるのかって、ちょっと原因が分からぬんで、それを聞いてたら、もっと判断ができたんだろうなと。それと、今、なかよし

で言われとうのは、要するに器があって、おればいいっていうのでも、子どもは飽きちゃうんだってね。もう何もすることがない、結局。それで、今、スポーツの団体にスポーツ指導をしてくれないかというのを最近、教育委員会のほうからあっちの福祉というか、あれに、こども政策のほうに言つとうがんね。そうすると、それなりに子どもも、毎日同じように遊んでというのも続かないというのもあけん、ちょっとその辺の焦点と、できなかつた理由が明らかになってないけん、難しいじやない。

○松田分科会長 ちょっと皆さん議論を伺つて、なかなか分科会として意見がそろいそろいないので、今回は指摘から外すということで。

〔「異議なし」と声あり〕

○松田分科会長 最後に、166ページの322番、特定健康診査事業について、吉岡委員から御指摘いただきました。

吉岡委員、御意見、改めてお願ひします。

○吉岡委員 長々と言つたんですけど、端的に言うと、国のKPIとかもあって、今、受診数を増やすとか、受診率を増やすという方向に何か行きそうな雰囲気があるんですけど、そうではなくって、受診された方のデータを生かして、そこから疾病予防にしっかりとつなげる施策に焦点を当てて、今やつておられる事業の充実を図つてほしいみたいな、そういう趣旨の指摘でした。

○松田分科会長 皆さん、御意見ある方はいかがでしょうか。この内容について、指摘、いいじやないかというのと、どうでしよう、これはどうかなという意見がありましたら。いかがですか。

矢田貝委員。

○矢田貝委員 何を指摘するかだと思うんで。

○松田分科会長 吉岡委員、もう一度指摘するなら、どのポイントというところで。

○吉岡委員 健診のデータを生かして、そこでリスクが見つかった人に対しての対策を強化してほしいという指摘です。

○松田分科会長 矢田貝委員。

○矢田貝委員 ごめんなさい、私、今さらですけど、指摘というの、やっぱりしっかりと立てた事業予算に対してきつと進んでないでしょというところの指摘であるべきじやないかなというふうに思うところがあるので、皆さんが言われてる指摘されたことについては、全部そうだよねって思うんですけど、じゃあ、この委員会として、全体会に持つていく指摘になるんかなといったら、私、自分で下げましたけど、私の言ってる視点のほうがよっぽど、自分の中では、指摘っぽいというか、予算に対して執行率がそこまでいかなかつたのは、取組が弱かったんでしょというほうが、私的にはすっと落ちるところがありますけど、でも、そこには自分の中では許せる部分があるので、今回はって言いましたけど、なので、この特定健診についても、ちょっと何かそうだよねって言いにくいところがあります。

○松田分科会長 吉岡委員、いかがでしょうか。今後のという形というか、事業に対する指摘という性格が弱いといえばそう。

○吉岡委員 予算、事業ということになると、指摘した「そらまめ腎臓くん講演会」の対象者を広げて、より実効性を高めるというような指摘になるかなと思うんですけど。

○松田分科会長 岡田委員。

○岡田委員 要は予算を組んだときに、こういう事業ですよということで、これ、予算を通してるんで、そのやってる事業そのものが、いや、こうすればよかったにというのは、もっと言うと、予算の段階でこういう事業でやって、こういうふうにやりますって、そのとおりにこれやってるわけじゃないですか。それをもうちょっとこうしたほうがいいというのは、言い方悪いけど、決算で我々が言うというよりも、それは予算のときに、出してきたときに、いわゆる予算を出してきて、こういう事業やりたいですといったときに、いや、そういうのじゃなくて、もっとこういうのじゃないといけないんじゃないですかって我々が予算のときに言ってれば、またこの決算したときに、これはおかしいじゃないかって、こういうふうにやったほうがよかったよというのは言えますけど、あくまでも予算、これ、僕ら通してるわけで、多分そのときには、そういう説明受けてるんですよね、こういうことりますよという。そこで言ってないものを、やっぱりちょっと、吉岡さんの言われることよく分かるんですよ。もっとこういうふうになつたらいいのにというのは分かるんですけど、さっきちょっと渡辺委員とも少し休憩時間話したんですけど、それはやっぱり予算のときに言ってないと、そういうことを多分やるということで、この予算組みで我々やってますから、それを決算になって、やってみたら、もっとこうだっただろうというのは、僕は、決算としてはちょっとどうなのかなというような気はしますけどね。

○松田分科会長 なかなかいろいろな意見があって、なかなか分科会としては意見が一致しそうにございませんので、指摘としては難しいかなと思います。

以上で指摘をいただいたものについて審査をさせていただきましたが、対象となるものはないということで、指摘の部分は分科会としてはなしということになります。

〔「異議なし」と声あり〕

以上で、予算決算委員会民生教育分科会を閉会します。

**午後4時34分 閉会**

米子市議会委員会条例第29条第1項の規定により署名する。

予算決算委員会民生教育分科会長 松田 真哉